

第2回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時 令和3年5月8日(土) 午後4時00分～

場所 新庁舎6階6-1大会議室

1 発生状況について

資料1

2 岐阜県の対応について

資料2

3 岐阜市の対応について

- ・ イベント、市有施設等の方針について
- ・ 飲食店等に対する営業時間の短縮要請に関して
- ・ 教育現場における感染防止対策について

資料3

4 その他

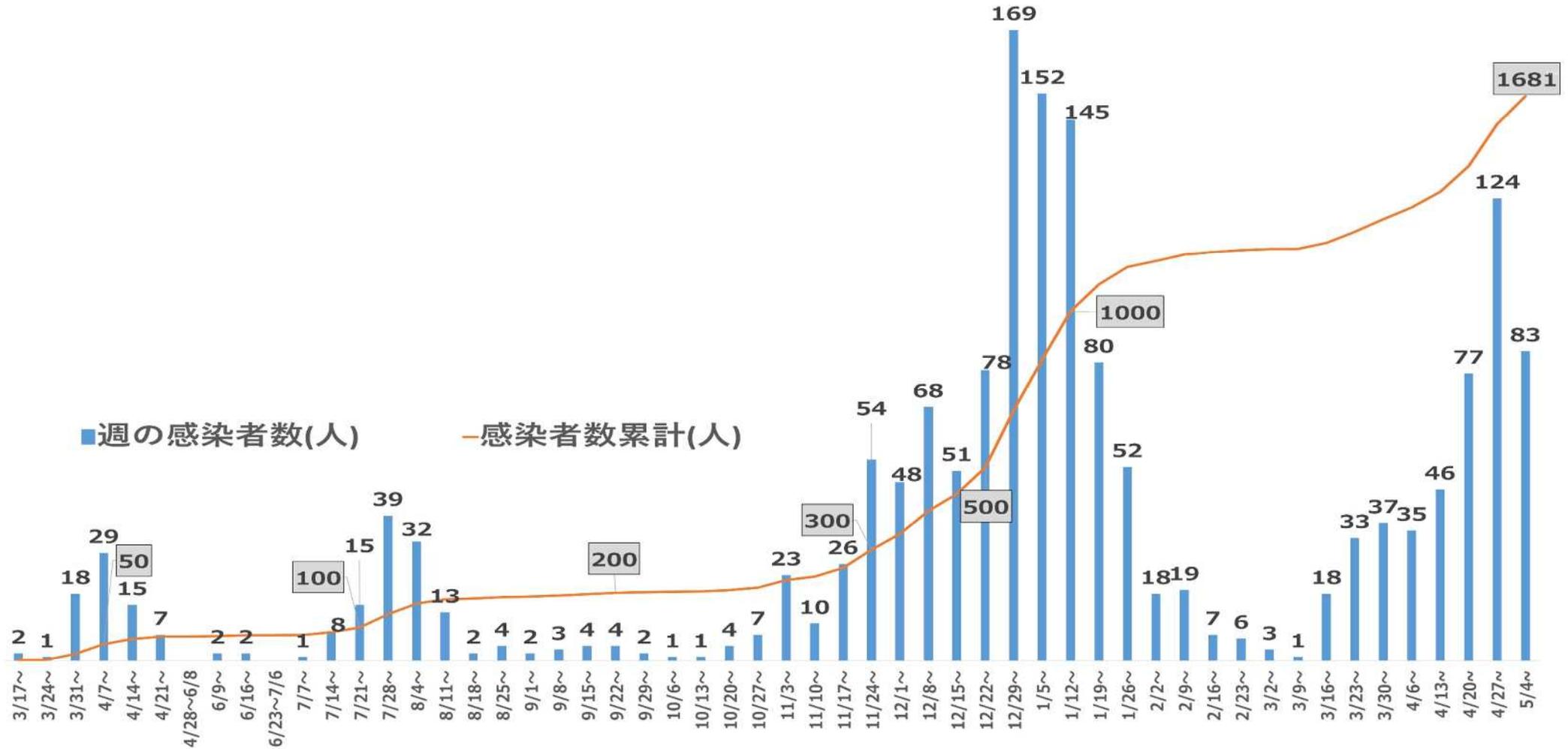
【配布資料】

- | | |
|-----|--|
| 資料1 | 岐阜市における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況について(R3.5.7時点) |
| 資料2 | 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策協議会(第20回)対策本部本部員会議(第32回) |
| 資料3 | イベント、市有施設の対応方針(案) |
| 参考1 | 岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部会議席表 |

岐阜市における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況について (R3. 5. 7 時点)

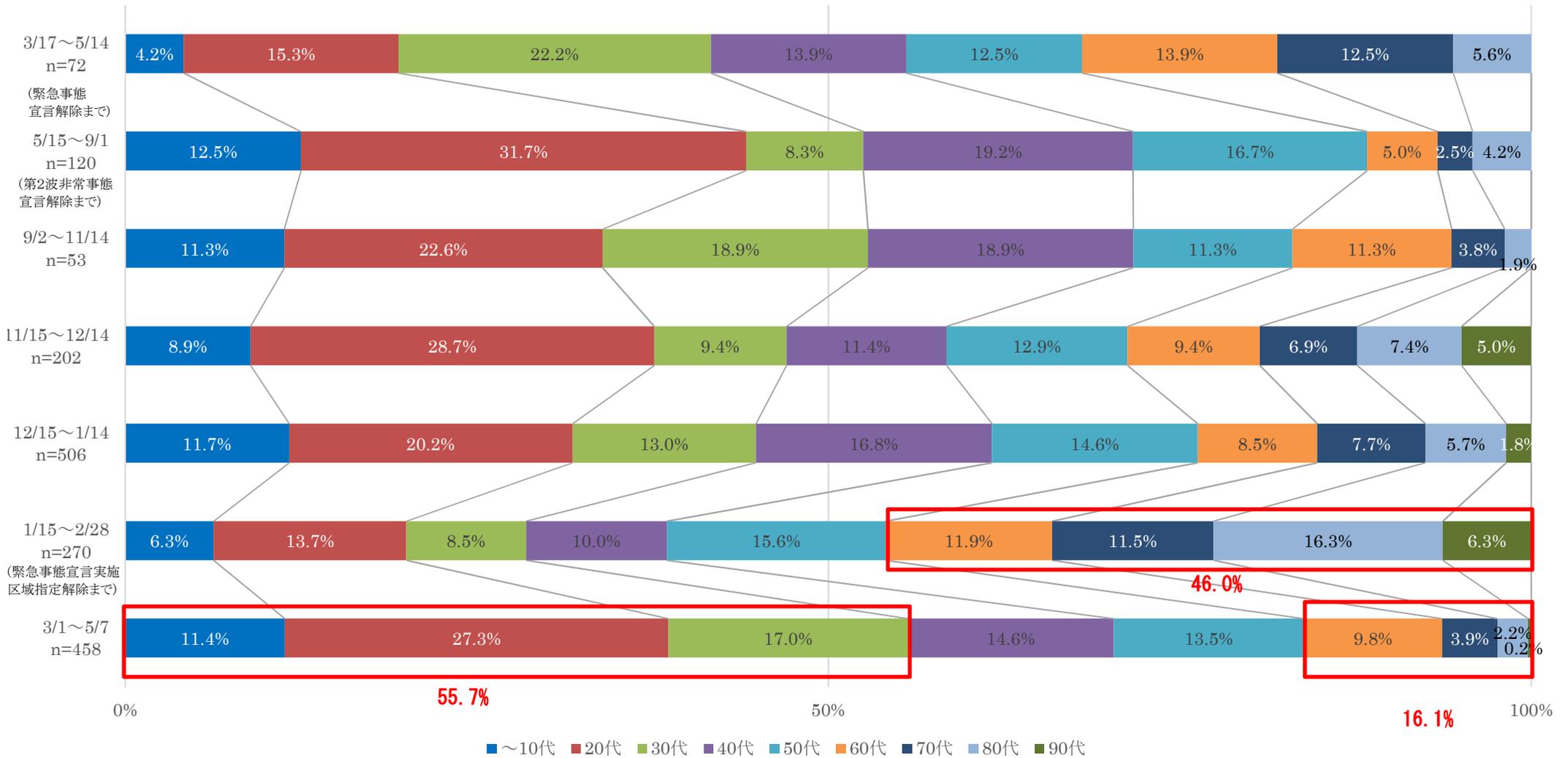
1 感染者数推移 (週計)

- ・ 累計1,681人の感染者が発生。3月は62人、4月は253人、5月は約一週間で143人となっている。
- ・ 一週間 (4/28~5/4) の人口10万人あたりの感染者数は、31.65人である。(同時期との比較 全国：29.25人 岐阜県：21.19人 愛知県：30.64人)



2 年代別割合の比較

- ・3月以降は、**30代以下が55.7%**となっている。
- ・**60代以上は、緊急事態宣言実施区域指定解除までの期間と比べて、29.9ポイント減少し16.1%**となった。



※割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない場合があります

岐阜県新型コロナウイルス感染症
対策協議会（第20回）
対策本部本部員会議（第32回）

日 時：令和3年5月7日（金）
17：00～

場 所：県庁4階 特別会議室

1 感染状況

（1）全国の感染状況

資料1-1

（2）県内の感染状況

資料1-2

（3）市町村別の感染状況

資料1-3

2 本県の対策

まん延防止等重点措置区域の指定を受けて（案）

資料2

**岐阜県新型コロナウイルス感染症
対策協議会（第20回） 対策本部本部員会議（第32回） 出席者名簿**

日時：令和3年5月7日（金）17:00～
場所：岐阜県庁4階 特別会議室

1 市町村

市名	氏名等	備考
岐阜市	柴橋 正直 市長	県庁
大垣市	石田 仁 市長	TV
高山市	國島 芳明 市長	TV
多治見市	古川 雅典 市長	TV
関市	尾関 健治 市長	TV
中津川市	青山 節児 市長	TV
美濃市	武藤 鉄弘 市長	TV
瑞浪市	水野 光二 市長	TV
羽島市	松井 聡 市長	TV
恵那市	小坂 喬峰 市長	TV
美濃加茂市	伊藤 誠一 市長	TV
土岐市	加藤 淳司 市長	TV
各務原市	浅野 健司 市長	TV
可児市	富田 成輝 市長	TV
山県市	林 宏優 市長	TV
瑞穂市	梶浦 要 副市長	TV
飛騨市	都竹 淳也 市長	TV
本巣市	藤原 勉 市長	TV
郡上市	日置 敏明 市長	TV
下呂市	山内 登 市長	TV
海津市	寺村 典久 総務部長	TV

町村名	氏名等	備考
岐南町	坂口 正 副町長	TV
笠松町	古田 聖人 町長	TV
養老町	大橋 孝 町長	TV
垂井町	早野 博文 町長	TV
関ヶ原町	西脇 康世 町長	TV
神戸町	谷村 成基 町長	TV
輪之内町	木野 隆之 町長	TV
安八町	堀 正 町長	TV
揖斐川町	岡部 栄一 町長	TV
大野町	宇佐美 晃三 町長	TV
池田町	岡崎 和夫 町長	TV
北方町	戸部 哲哉 町長	TV
坂祝町	柴山 佳也 町長	TV
富加町	板津 徳次 町長	TV
川辺町	佐藤 光宏 町長	TV
七宗町	加納 福明 町長	TV
八百津町	金子 政則 町長	TV
白川町	横家 敏昭 町長	TV
東白川村	今井 俊郎 村長	TV
御嵩町	渡邊 公夫 町長	TV
白川村	板谷 孝明 副村長	TV

2 各種団体

団体名	氏名等
岐阜県医師会	河合 直樹 会長
岐阜県歯科医師会	阿部 義和 会長
岐阜県薬剤師会	有川 幸孝 専務理事
岐阜県病院協会	富田 栄一 会長
岐阜県看護協会	青木 京子 会長
岐阜県観光連盟	岸野 吉晃 会長
岐阜県経営者協会	安藤 正弘 専務理事
岐阜県商工会議所連合会	村瀬 幸雄 会長

団体名	氏名等
岐阜県商工会連合会	野原 茂基 専務理事
岐阜県中小企業団体中央会	今井 哲夫 会長
岐阜県経済同友会	鈴木 良春 筆頭代表幹事
岐阜県商店街振興組合連合会	日比野 豊 理事長
大垣銀行協会	竹中 哲夫 公務金融部長
日本政策金融公庫 岐阜支店	梅沢 光一 支店長
商工組合中央金庫 岐阜支店	一ノ瀬 浩道 岐阜支店長

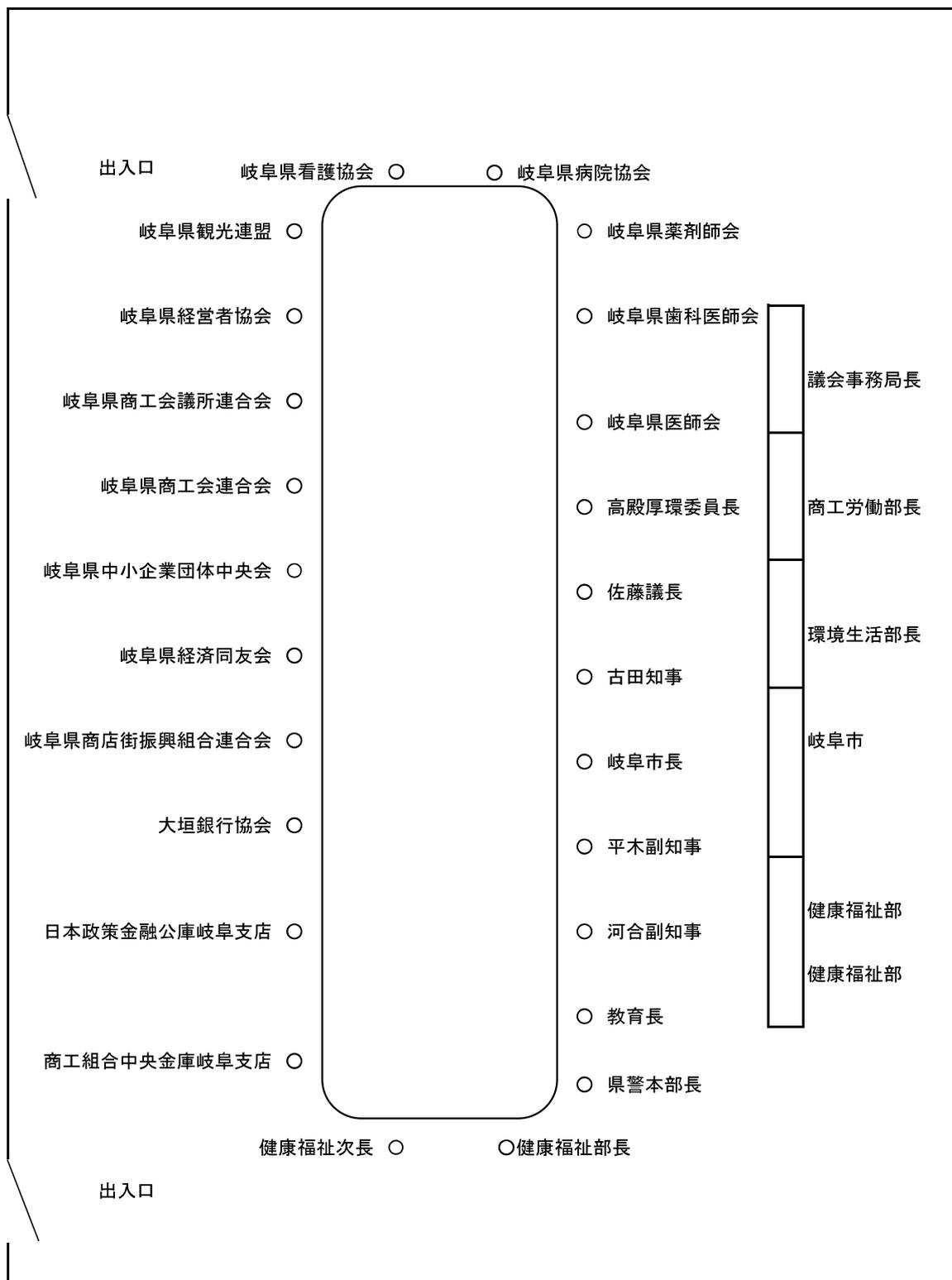
3 県

	氏名
知事	古田 肇
議長	佐藤 武彦
厚生環境委員会委員長	高殿 尚
副知事	平木 省
副知事	河合 孝憲
教育長	堀 貴雄
警察本部長	奥野 省吾
秘書広報統括監	尾鼻 智
総務部長	横山 玄
清流の国推進部長	丸山 淳
危機管理部長	渡辺 正信
環境生活部長	内木 禎
県民文化局長	市橋 貴仁
健康福祉部長	堀 裕行

	氏名
子ども・女性局長	安江 真美
商工労働部長	崎浦 良典
観光国際局長	矢本 哲也
農政部長	長尾 安博
林政部長	高井 峰好
県土整備部長	船坂 徳彦
都市建築部長	大野 真義
都市公園整備局長	湯澤 将憲
会計管理者	西垣 功朗
議会事務局長	服部 敬
人事委員会事務局長	村田 嘉子
監査委員事務局長	三田村 俊史
労働委員会事務局長	樋口 博久
健康福祉部次長	竈橋 智基

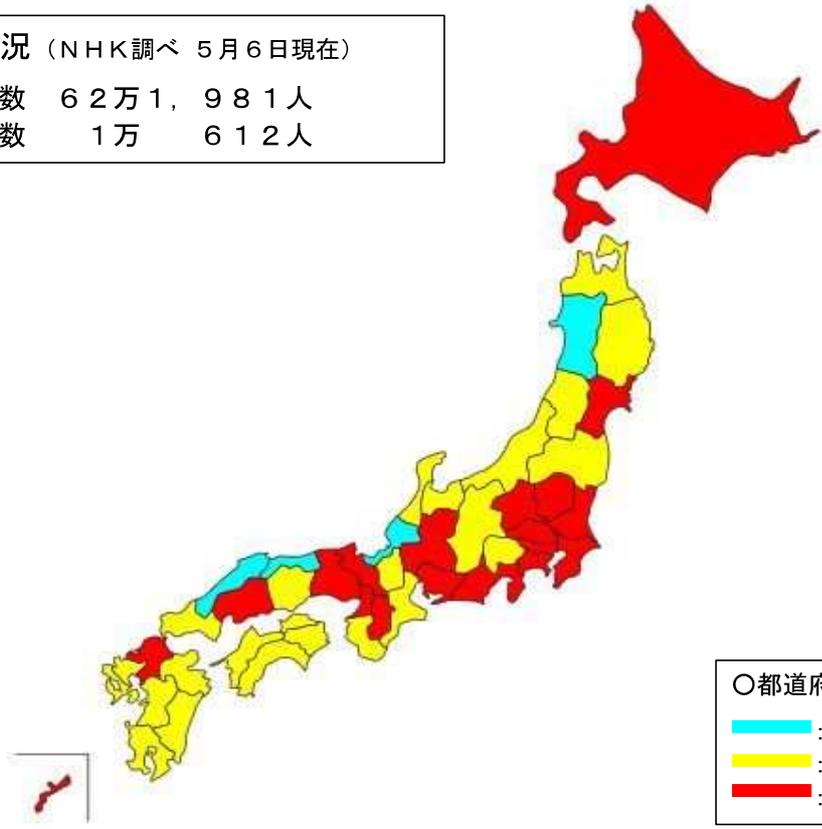
岐阜県新型コロナウイルス感染症
対策協議会(第20回) 対策本部本部員会議(第32回) 配席図

令和3年5月7日(金)17:00~
4階特別会議室



全国の感染状況

全国の状況 (NHK調べ 5月6日現在)
 感染者数 62万1,981人
 死亡者数 1万 612人



○都道府県別感染者
 100~999人
 1,000~4,999人
 5,000人以上

都道府県	感染者	死亡者
北海道	25,524人	883人
青森県	1,701人	24人
岩手県	1,039人	33人
宮城県	8,223人	71人
秋田県	542人	9人
山形県	1,577人	35人
福島県	3,646人	126人
茨城県	8,410人	135人
栃木県	5,484人	71人
群馬県	6,407人	104人
埼玉県	39,051人	747人
千葉県	33,975人	628人
東京都	143,534人	1,903人
神奈川県	54,868人	825人
新潟県	2,452人	25人
富山県	1,380人	30人
石川県	2,676人	79人

都道府県	感染者	死亡者
福井県	921人	33人
山梨県	1,267人	19人
長野県	3,984人	70人
岐阜県	6,158人	137人
静岡県	6,669人	123人
愛知県	35,261人	643人
三重県	3,990人	88人
滋賀県	3,996人	64人
京都府	13,292人	191人
大阪府	86,645人	1,605人
兵庫県	33,860人	725人
奈良県	6,538人	82人
和歌山県	2,304人	33人
鳥取県	383人	2人
島根県	366人	0人
岡山県	4,518人	50人
広島県	6,491人	110人

都道府県	感染者	死亡者
山口県	1,951人	46人
徳島県	1,430人	47人
香川県	1,382人	23人
愛媛県	2,450人	50人
高知県	1,106人	20人
福岡県	25,314人	364人
佐賀県	1,776人	14人
長崎県	2,305人	43人
熊本県	4,414人	82人
大分県	2,146人	28人
宮崎県	2,400人	23人
鹿児島県	2,403人	28人
沖縄県	12,817人	137人

新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボード
議事次第

日時：令和3年5月6日（木）
15時00分～17時00分
場所：省議室（9階）

議題

1. 現時点における感染状況等の分析・評価について
2. その他

配布資料

- 資料1 直近の感染状況等の分析と評価（案）
- 資料2-1 感染状況等に関するデータ
- 資料2-2 最近の感染状況等について
- 資料2-3 新規陽性者数の推移（HER-SYS データ）
- 資料3-1 押谷先生提出資料
- 資料3-2 鈴木先生提出資料
- 資料3-3 西浦先生提出資料
- 資料3-4 西田先生提出資料
- 資料3-5 藤井先生提出資料
- 資料3-6 矢沢先生提出資料
- 資料4 新型コロナウイルス感染症（変異株）への対応等
- 資料5 ワクチンの効果、供給の状況等
- 資料6 尾身先生提出資料

＜感染状況について＞

- ・ 全国の新規感染者数は、報告日ベースでは、先週今週比の値は低下傾向であるものの、依然として増加傾向が続いており、直近の1週間では10万人あたり約28人となっている。重症者数、死亡者数も急速な増加が続いており、今後、高齢者層への感染の波及が進むと、更に増加する可能性が高い。

実効再生産数：全国的には、2月下旬以降1を超えており、直近（4/19時点）で1.02となっている。

- ・ 4月中旬以降、大阪だけでなく東京でも、重症者に占める20代から50代の若年層の割合が高くなっている。また、各地で20歳未満の感染者数の増加が見られている。
- ・ なお、GW中は診療および検査数が少なくなっていること。また、地域の感染者数が増加すると、検査や報告が遅れることに加え、連休による人の移動の影響で、翌週以降の報告数が上積みされることも想定する必要がある。

＜感染状況の分析【地域の動向等】＞

※新規感染者数の数値は、報告日ベースの直近1週間合計の対人口10万人の値。実効再生産数は、1週間平均の直近(4/20時点)の値

①関西圏

- ・ 大阪、兵庫を中心に、医療提供体制や公衆衛生体制の非常に厳しい状況が継続。救急搬送の困難事例も増え、一般医療を制限せざるを得ない危機的な状況が続いている。また、自宅および宿泊療養中の症状の悪化に対して迅速な対応が困難となっている。必要な医療を受けられる体制を守るためには、新規感染者数を減少させることが必須。
- ・ 大阪、兵庫、京都、奈良では全年齢層で新規感染者数が高い水準であり、特に、20-30代が高くなっている。大阪では、まん延防止等重点措置の開始から1ヶ月、緊急事態措置の開始からは10日強経過。先週今週比は1前後で推移し、新規感染者数は直近では減少の動きが見られるが、約79と非常に高い水準であり、報告の遅れも懸念され、引き続き注視が必要。
- ・ 大阪では、重点措置適応前後から減少が続いていた夜間滞留人口・昼間滞留人口は、緊急事態宣言開始後さらに大幅に急減。1度目の緊急事態宣言時の最低値を下回る過去最低の水準に到達。大阪・兵庫・京都で実効再生産数は0.94となっており、今後新規感染者減少も見込まれるが、診断と報告の遅れの懸念や今後も横ばいが継続するとの予測もあり、少なくとも5月中旬まで感染者数の推移には注視が必要。
- ・ 周辺では、兵庫、奈良、和歌山では減少の動きが見られる。兵庫では陽性率が15%前後の高水準で推移。京都、滋賀は横ばい。兵庫、奈良、京都の新規感染者数は、約54、42、35と高水準。

<感染状況の分析【地域の動向等】(続き)>

②首都圏(1都3県)

- ・東京では、まん延防止等重点措置の開始から3週間、緊急事態措置の開始からは10日強経過。20-50代の感染拡大により、全体でも感染者数の増加傾向が継続し、約40となっている。先週今週比も低下傾向が見られるが、1以上が2ヶ月近く継続。地域的には都心を中心に周辺にも広がりが増え続けている。
- ・緊急事態宣言開始後、夜間滞留人口・昼間滞留人口ともに大幅に急減。2度目の緊急事態宣言時の最低値を下回る水準に到達。特に、酒類の提供自粛等により、18~20時の滞留人口が大幅減。GW後半も減少が継続。しかしながら、実効再生産数は1を下回っておらず、GW後も新規感染者数が増加が継続する可能性。
- ・東京では、宿泊療養、自宅療養、入院調整中の人数も増加しており、医療提供体制への負荷の増大が懸念される。
- ・埼玉、千葉、神奈川では、まん延防止等重点措置の開始から2週間経過。新規感染者数は横ばいから微増で、それぞれ、約20、16、17。夜間滞留人口・昼間滞留人口はGWに入り、減少に転じる。酒類の提供自粛等の影響により、GWの後半に入っても18時以降の滞留人口の減少は続いている。実効再生産数は1前後であり、新規感染者数は横ばいが続く可能性。

③中京圏

- ・愛知では、まん延防止等重点措置の開始から2週間経過。20-30代を中心として、ほぼ全世代で新規感染者数の増加傾向が継続し、約29となっている。名古屋市では、30-50代を中心にほぼ全年齢層で増加。
- ・東京及び関西を措置地域とする今回の緊急事態宣言発出後、夜間滞留人口・昼間滞留人口ともに急減。夜間滞留人口は、2度目の緊急事態宣言時の最低値にほぼ近づく。しかしながら、直近の1週間の実効再生産数は1以上が続き、GW後も新規感染者数の増加が継続する可能性。
- ・岐阜、三重では、新規感染者数が約22、17と高い水準が続いている。

④その他まん延防止等重点措置地域(宮城、沖繩、愛媛)

- ・宮城では、新規感染者数の減少傾向が継続し、約9となっている。緊急事態宣言後、日中、夜間の滞留人口も減少。
- ・沖繩では、新規感染者数は、4月半ば以降減少傾向が続いているが、約31と引き続き高水準。20-30代は減少傾向であるが、70代以上で増加しており、病床の逼迫が厳しい中で、入院者数の増加が危惧される。
- ・愛媛では、4月下旬以降新規感染者数が減少傾向となり、約12となっている。

＜感染状況の分析【地域の動向等】(続き)＞

⑤ 上記以外の地域

- ・福岡では、新規感染者数が4月中旬以降20-30代を中心として急速に増加しており、約47.重症者数も大きく増加。GW中の陽性率が上昇しており、感染の拡大、継続が危惧される。先週、新規感染者数・過去最多を更新し、その後から夜間滞留人口・昼間滞留人口ともに減少。ただし、2度目の緊急事態宣言時の最低値の水準には到達していない。実効再生産数は1.35と高い水準にあり、新規感染者数の急速な増加が続く可能性。病床の占有率も急速に高まっている。関西と同様の感染拡大に繋がる可能性もあり、速やかな対応が必要。
- ・大分、佐賀、長崎では、減少の動きも見られたが再度増加の動き。熊本は減少の動きが見られるが、宮崎では増加が継続、鹿児島で4月末から急増が見られるなど、九州全体への感染の広がりが見られる。
- ・北海道は札幌市を中心に新規感染者数の増加が継続し、約28と高い水準。札幌市は約57とより高い水準で、50代以下特に40代の重症例も増加し、入院患者数はいわゆる第3波を超えた。病床使用率も80%を越え、市外への広域搬送事例も見られる。実効再生産数は1.41と高い水準にあり、新規感染者数の急増はGW後も続くことが予測される。
- ・その他の地域でも、クラスターの発生等により感染者数が急速に増加する地域や継続的に増加が続いている地域がある。福島、群馬、石川、岡山、広島、徳島、香川では新規感染者数が15を超えており、特に、群馬、岡山、徳島では新規感染者数が約25、33、27と高い水準となっている(石川、岡山、広島、香川では先週今週比1以上が2週間以上継続)。特に群馬は実効再生産数が1.42と高く、急速な増加が続くことが懸念。

＜変異株に関する分析＞

- ・影響が懸念される変異株(VOC)の割合が、関西(大阪、京都、兵庫)では、8割を超える高い水準が継続しており、従来株から置き換わったと推定される。東京でも6割程度、愛知で7割程度など他の地域でも置き換わりが進んでいる。
- ・現段階では、年代特異的な感染拡大の傾向は見られおらず、小児の症例数が顕著に多いとは認められない。
- ・国内でN501Y変異株は、非N501Y変異株に比べて特に50才代以下の重症化リスクが高まっている所見があるが、更なる精査が必要である。
- ・いずれにしても、N501Y変異株による重症化リスクが高まっている可能性を想定して、医療体制の整備や治療を行う必要がある。

<必要な対策>

- 緊急事態宣言が発令され10日強経過し、緊急事態措置区域とされた地域（東京、大阪、京都、兵庫）では、夜間滞留人口の減少がみられ、先週今週比の低下の動きもみられる。しかし、東京では感染者の増加傾向が継続し、まん延防止等重点措置区域とされた埼玉、千葉、神奈川県でも横ばいから微増。関西でも横ばい若しくは減少の動きが見られるが、医療提供体制は危機的な状況が継続。今回、変異株（VOC）の置き換わりが進む中で、まん延防止等重点措置の効果が一定の範囲にとどまったことを踏まえ、GW期間終了後の言わば平時における強い対策が改めて必要である。
- まん延防止等重点措置区域とされたその他の地域において、愛知では引き続き増加、沖縄では減少傾向であるものの、依然として約30人を超える高水準となっており、感染抑制につなげるための効果的な対策が必要。宮城では、4月初めをピークに感染者数の減少傾向が継続し、病床使用率も低下がみられている。愛媛でも4月下旬以降減少傾向が継続。これらの地域では、リバウンドを起こさないための対応が必要。
- 福岡、北海道など新規感染者数が高い水準にあり、かつ急激に増加・継続している地域では、医療提供体制への負荷も既に大きくなりつつあり、感染抑制につなげるための強い対策について、躊躇なく取り組むべきである。
- なお、変異株（VOC）の影響も踏まえ、対策を打つべきタイミングや内容について、大阪や東京など各地でのこれまでの対応の効果も踏まえたと検討を行っていくことが必要と考えられる。
- クラスターの多様化がみられ、飲食店に限らず、職場、部活やサークル活動など様々な場所での感染が報告されている。職場での感染も目立ってきており、GW後には社会活動の活発化が見込まれるが、GW明けもテレワークの活用等により出勤を抑制するなど対策の強化が求められる。
- マスクの着用等基本的な感染予防の重要さを発信することが必要。不織布などマスクの材質による特徴等の周知も併せて必要。また、密閉、密集、密接の重なる三密の場面だけでなく、二つあるいは一つだけの要素でも感染のリスクがあることに ついて改めて周知が必要。
- 従来株から変異株（VOC）への置き換わりが進む中で、地域ごとの感染状況や疫学情報についての評価・分析を踏まえつつ、新たな変異株への対応も強化するため、ウイルスゲノムサーベイランスによる実態把握に重点をおいて対応を行うことが必要。
- ワクチンについて、立証されている発症予防効果に加え、各国での実使用後になされた研究等から重症化予防効果、感染予防効果を示唆する報告がなされている。ワクチン接種が広く進み、こうした効果が発現されれば、重症者数、さらには感染自体が抑制されることも期待される。高齢者へのワクチン接種が始まっているが、国と自治体が連携して、可能な限り迅速・効率的に多くの人に接種を進めることが必要。

直近の感染状況等（1）

○新規感染者数の動向（対人口10万人（人））

	4/15~4/21	4/22~4/28	4/29~5/5
全国	24.15人（30,470人）↑	27.62人（34,850人）↑	27.88人（35,175人）↑
北海道	13.60人（714人）↑	20.19人（1,060人）↑	27.71人（1,455人）↑
埼玉	17.36人（1,276人）↑	18.99人（1,396人）↑	20.08人（1,476人）↑
千葉	14.76人（924人）↑	14.95人（936人）↑	16.20人（1,014人）↑
東京	33.45人（4,657人）↑	38.14人（5,309人）↑	40.17人（5,592人）↑
神奈川県	15.97人（1,469人）↑	17.50人（1,610人）↑	17.45人（1,605人）↓
愛知	19.93人（1,505人）↑	25.25人（1,907人）↑	29.33人（2,215人）↑
京都	29.93人（773人）↑	37.67人（973人）↑	35.27人（911人）↓
大阪	89.82人（7,912人）↑	89.57人（7,890人）↓	78.70人（6,933人）↓
兵庫	59.15人（3,233人）↑	66.54人（3,637人）↑	54.10人（2,957人）↓
福岡	19.73人（1,007人）↑	39.83人（2,033人）↑	44.51人（2,272人）↑
沖縄	50.79人（738人）↓	39.99人（581人）↓	30.97人（450人）↓

○検査体制の動向（検査数、陽性者割合）

	4/5~4/11	4/12~4/18	4/19~4/25
全国	355,880件↓ 6.0%↑	449,683件↑ 6.2%↑	567,849件↑ 5.9%↓
北海道	15,633件↑ 3.5%↑	17,642件↑ 3.4%↓	12,325件↓ 7.2%↑
埼玉	22,144件↓ 4.2%↑	26,524件↑ 4.2%→	40,663件↑ 3.5%↓
千葉	15,470件↓ 4.0%↑	24,597件↑ 3.5%↓	33,003件↑ 2.7%↓
東京	50,609件↓ 6.5%↑	74,339件↑ 5.5%↓	92,527件↑ 5.5%→
神奈川県	18,448件↑ 5.1%↑	20,708件↑ 6.4%↑	22,523件↑ 6.8%↑
愛知	11,632件↑ 8.5%↑	14,419件↑ 9.6%↑	18,951件↑ 9.3%↓
京都	6,928件↑ 7.6%↑	9,968件↑ 6.5%↓	12,570件↑ 7.6%↑
大阪	51,155件↓ 11.1%↑	75,477件↑ 10.1%↓	91,676件↑ 8.3%↑
兵庫	12,792件↓ 14.8%↑	19,221件↑ 15.6%↑	23,362件↑ 15.0%↓
福岡	13,150件↑ 2.6%↑	14,793件↑ 5.1%↑	22,607件↑ 7.4%↑
沖縄	4,975件↓ 16.3%↑	6,878件↑ 11.6%↓	7,141件↑ 8.8%↓

※ ↑は前週と比べ増加、↓は減少、→は同水準を意味する。

直近の感染状況等（2）

○入院患者数の動向（入院者数（対受入確保病床数））

	4/14	4/21	4/28	4/14	4/21	4/28
全国	9,423人(29.8%) ↑	11,279人(35.3%) ↑	13,089人(40.0%) ↑	979人(21.8%) ↑	1,230人(27.3%) ↑	1,328人(27.6%) ↑
北海道	478人(26.2%) ↑	569人(31.2%) ↑	624人(34.2%) ↑	18人(11.1%) ↓	23人(14.2%) ↑	21人(13.0%) ↓
埼玉	476人(31.5%) ↓	485人(32.5%) ↑	582人(38.5%) ↑	30人(15.0%) ↓	32人(16.0%) ↑	31人(15.5%) ↓
千葉	331人(24.3%) ↓	335人(24.6%) ↑	352人(25.9%) ↑	15人(8.3%) ↑	10人(5.6%) ↓	18人(10.0%) ↑
東京	1,450人(24.0%) ↑	1,643人(27.2%) ↑	1,979人(32.7%) ↑	333人(32.5%) ↓	368人(35.9%) ↑	404人(33.5%) ↑
神奈川	339人(21.8%) ↑	371人(20.7%) ↑	431人(24.1%) ↑	27人(14.2%) ↑	28人(14.1%) ↑	38人(19.1%) ↑
愛知	304人(25.0%) ↑	389人(32.0%) ↑	469人(38.6%) ↑	7人(5.6%) ↑	15人(11.9%) ↑	29人(23.0%) ↑
京都	208人(45.9%) ↑	252人(54.1%) ↑	279人(59.5%) ↑	19人(22.1%) ↑	24人(27.9%) ↑	27人(31.4%) ↑
大阪	1,338人(66.2%) ↑	1,664人(82.3%) ↑	1,860人(81.0%) ↑	302人(65.1%) ↑	418人(90.1%) ↑	408人(71.6%) ↓
兵庫	620人(73.9%) ↑	693人(82.6%) ↑	732人(78.3%) ↑	77人(64.2%) ↑	89人(74.2%) ↑	93人(77.5%) ↑
福岡	177人(23.0%) ↓	260人(32.4%) ↑	399人(46.5%) ↑	7人(6.3%) ↑	14人(12.6%) ↑	22人(19.5%) ↑
沖縄	429人(84.6%) ↑	469人(87.5%) ↑	392人(73.1%) ↓	29人(46.0%) ↑	40人(63.5%) ↑	38人(60.3%) ↓

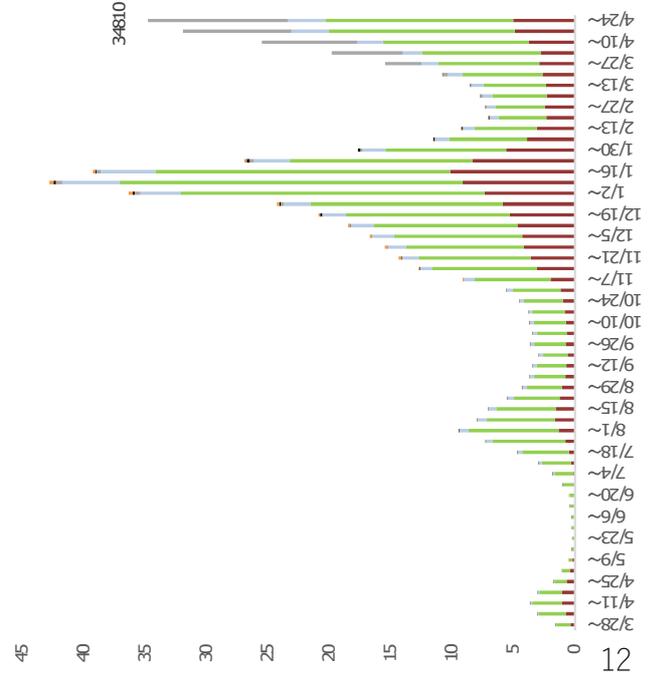
○重症者数の動向（入院者数（対受入確保病床数））

※ 「入院患者数の動向」は、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症患者の療養状況、病床数等に関する調査」による。この調査では、記載日の0時時点で調査・公表している。
 ↑は前週と比べ増加、↓は減少、→は同水準を意味する。

全国

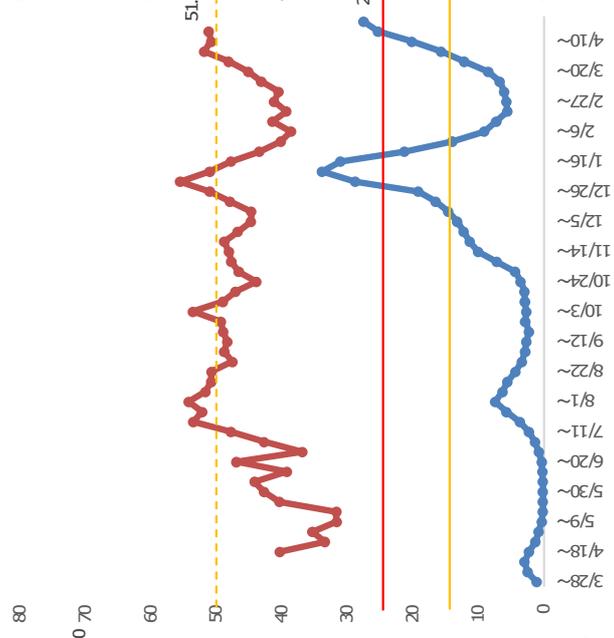
①新規感染者報告数

■ 60歳-
■ 20-59歳
■ 19歳
■ 調査中
■ 不明
■ 非公表
 (千人)



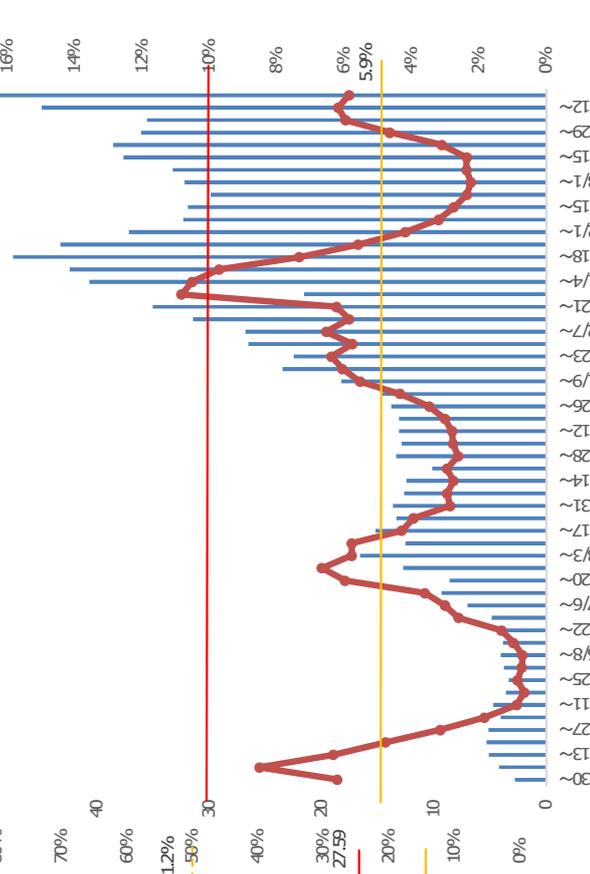
②新規感染者数(人口10万人対)/アンリンク割合

(人)
 ● 新規感染者数(人口10万人対)(左目盛)
 ● アンリンク割合(右目盛)



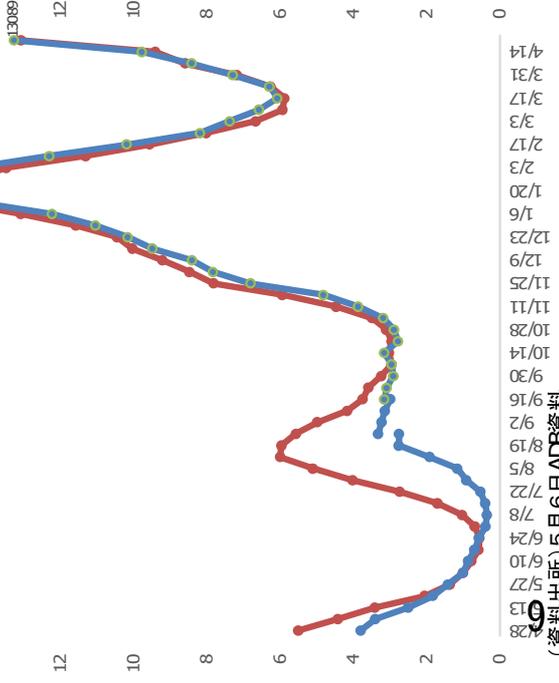
③検査状況

100% 60(万件)
 ■ PCR検査実施件数(左目盛)
 ● 陽性者数 / PCR検査件数(右目盛)



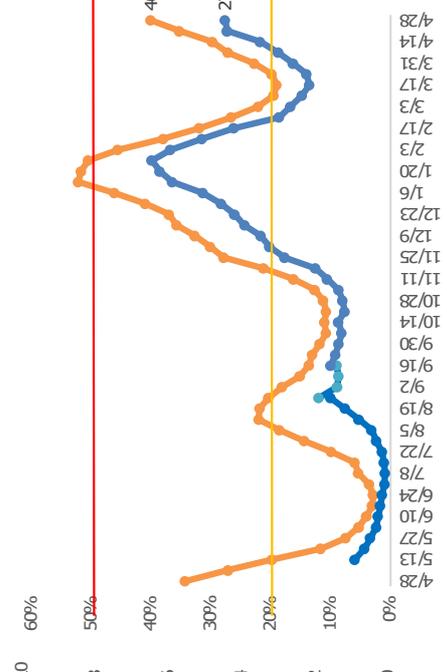
④入院者数/重症者数

(千人)
 ● 入院者数(左目盛)
 ● 重症者数(8月26日まで)(右目盛)



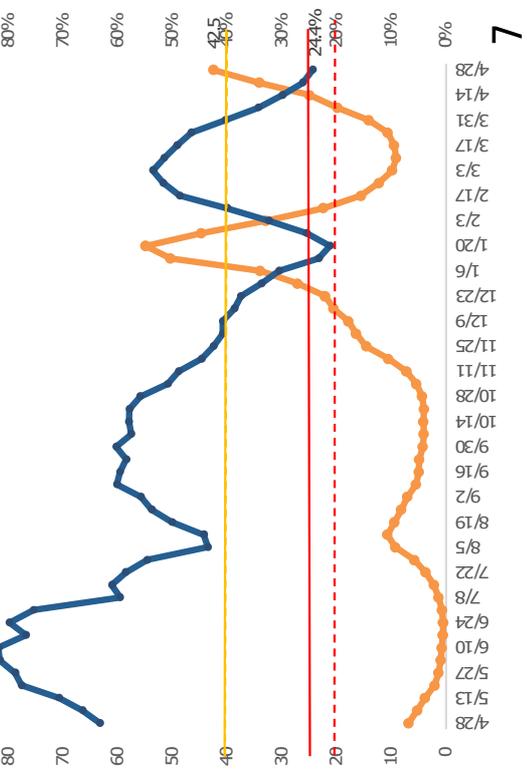
⑤病床占有率

(百人)
 ● 入院者数/確保病床
 ● 重症者数/確保病床(8月26日まで)
 ● 重症者数/確保病床(8月26日以降9月16日まで)
 ● 重症者数/確保病床(9月16日以降)



⑥療養者数

● 療養者数(人口10万人対)(左目盛)
 ● 入院率(右目盛)

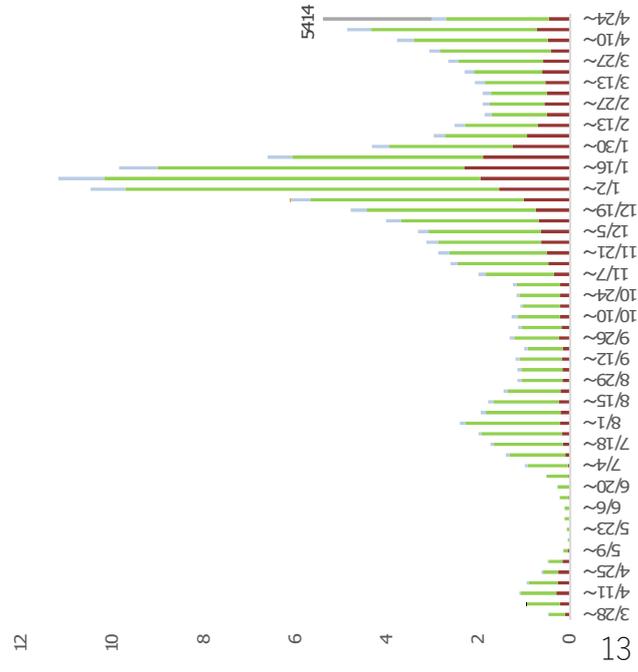


①新規感染者報告数

60歳-
-19歳
調査中
不明

60歳-
-19歳
調査中
不明

■ 非公表
(千人)



②新規感染者数(人口10万人対)／アンリシク割合

(人)

100

90

80

70

60

50

40

30

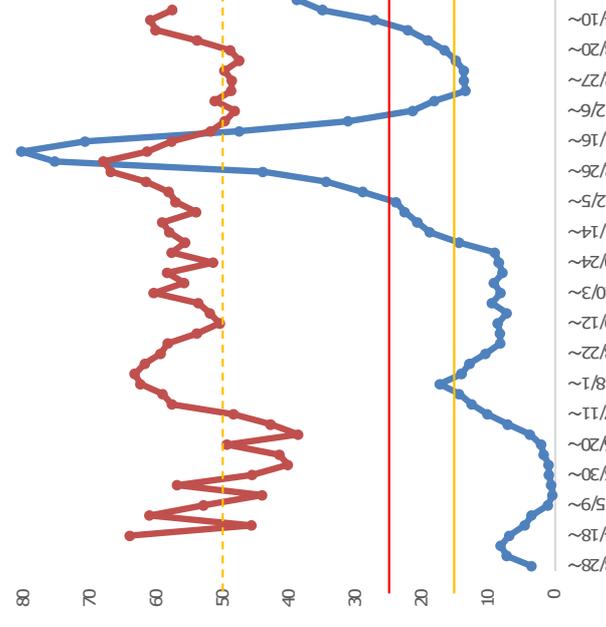
20

10

0

新規感染者数(人口10万人対)(左目盛)

アンリシク割合(右目盛)



③検査状況

12(万件)

100%

90%

80%

70%

60%

50%

40%

30%

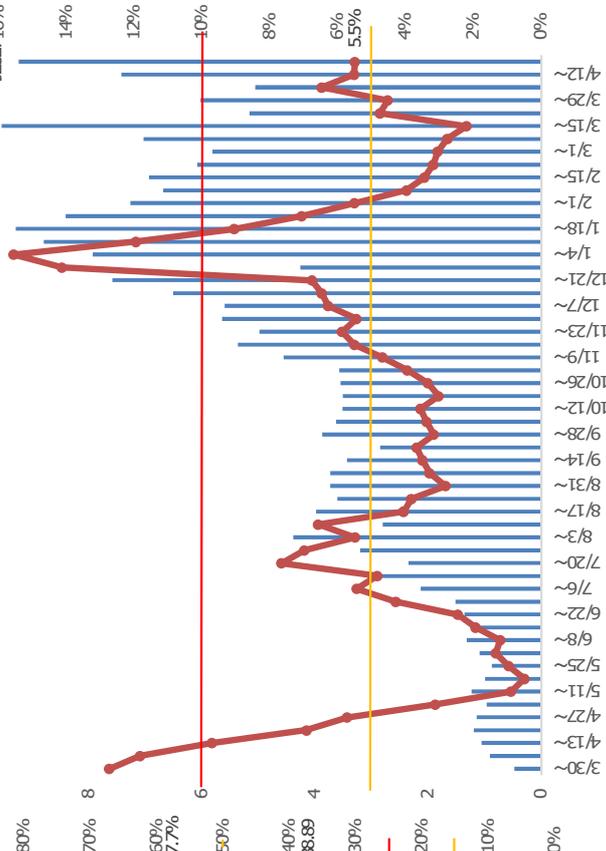
20%

10%

0%

PCR検査実施件数(左目盛)

陽性者数 / PCR検査件数(右目盛)



④入院者数／重症者数

(百人)

40

35

30

25

20

15

10

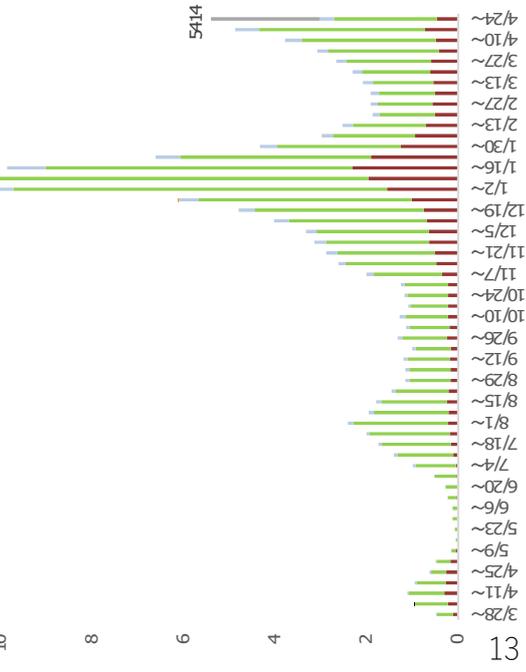
5

0

入院者数(左目盛)

重症者数(8月26日まで)(右目盛)

重症者数(8月26日以降)(右目盛)



⑤病床占有率

(百人)

120%

100%

80%

60%

40%

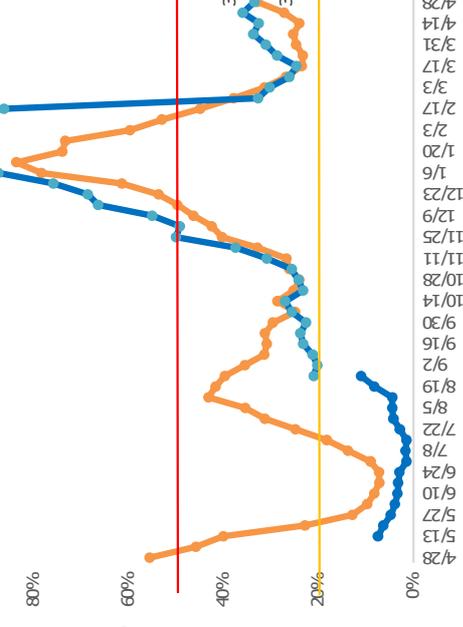
20%

0%

入院者数 / 確保病床数

重症者数 / 確保病床数(8月26日まで)

重症者数 / 確保病床数(8月26日以降)



⑥療養者数

160

140

120

100

80

60

50

40

30

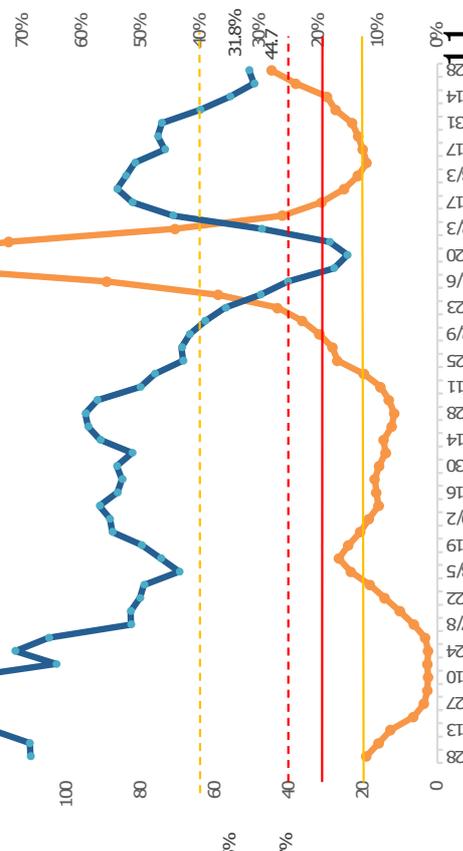
20

10

0

療養者数(人口10万人対)(左目盛)

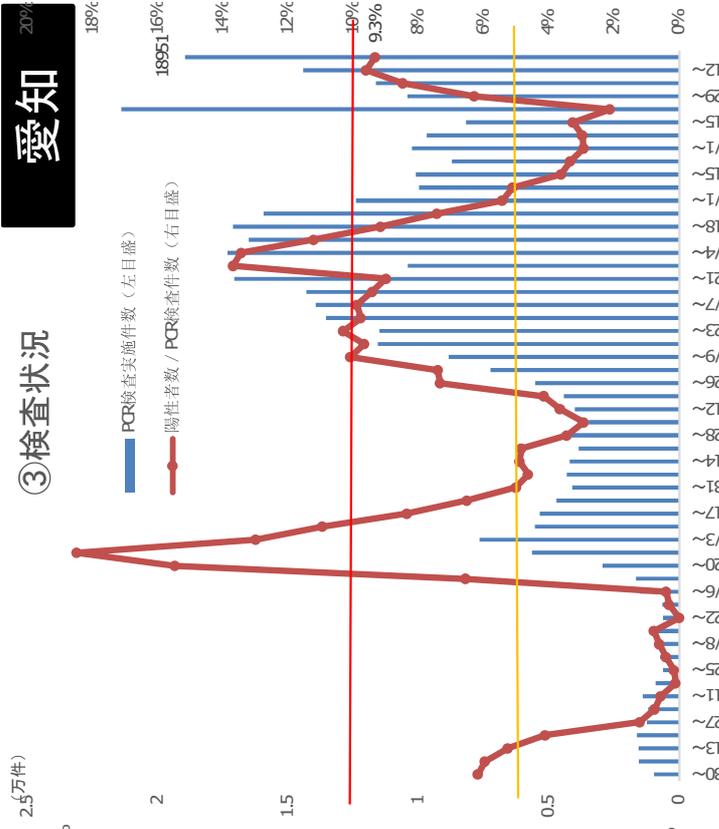
入院率(右目盛)



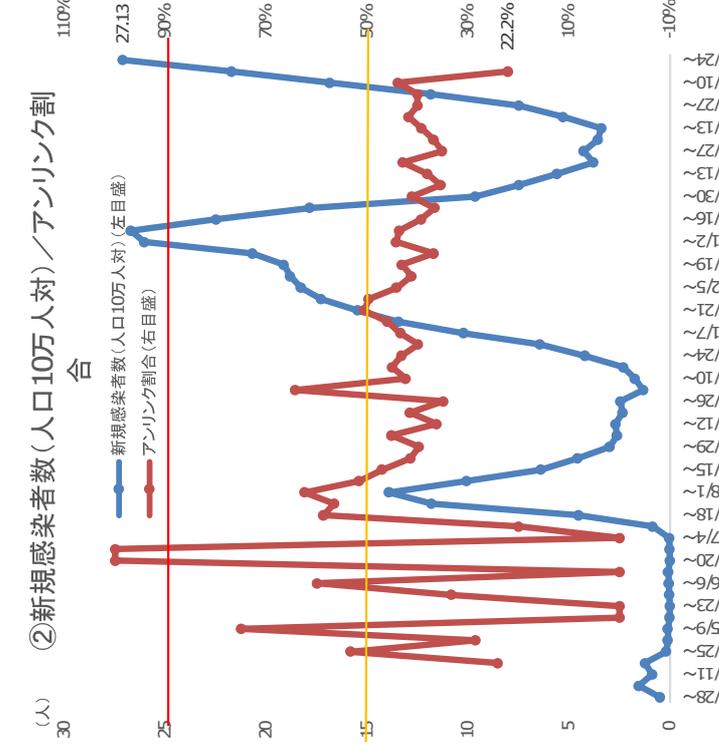
愛知

20%

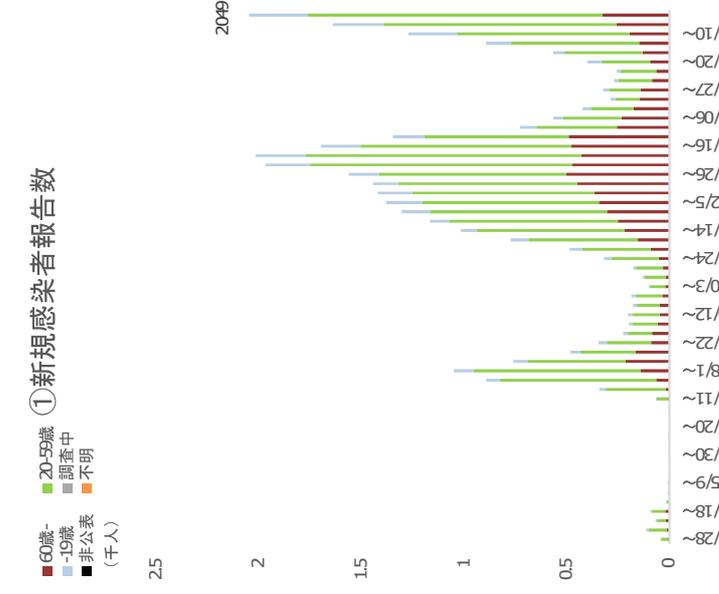
③検査状況



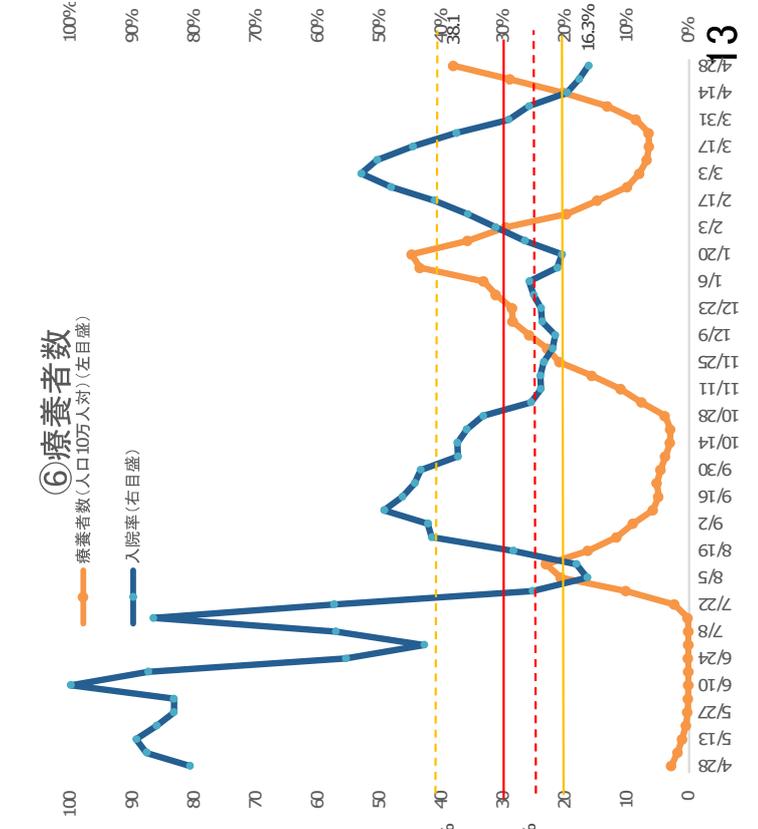
②新規感染者数(人口10万人対)／アンリンク割合



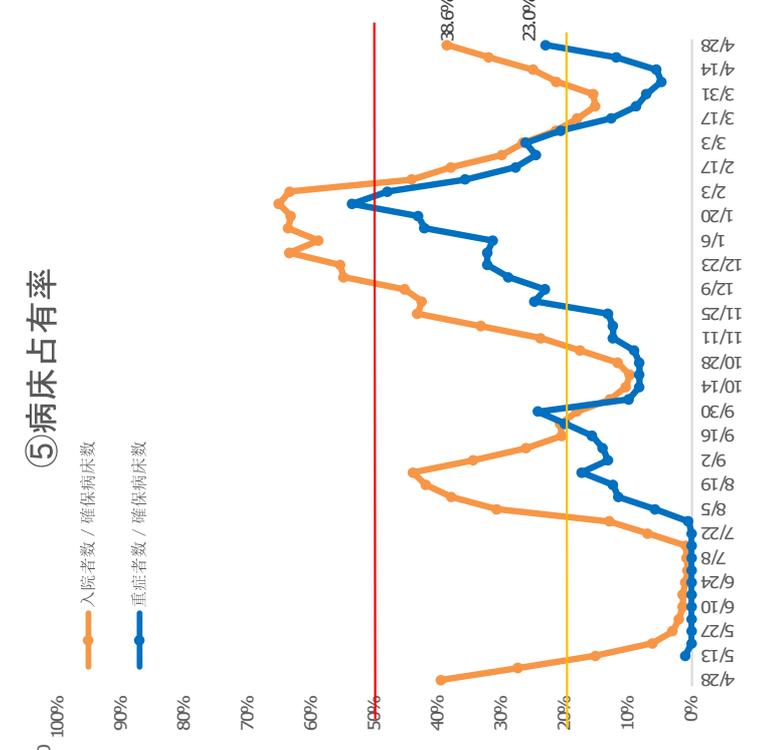
①新規感染者報告数



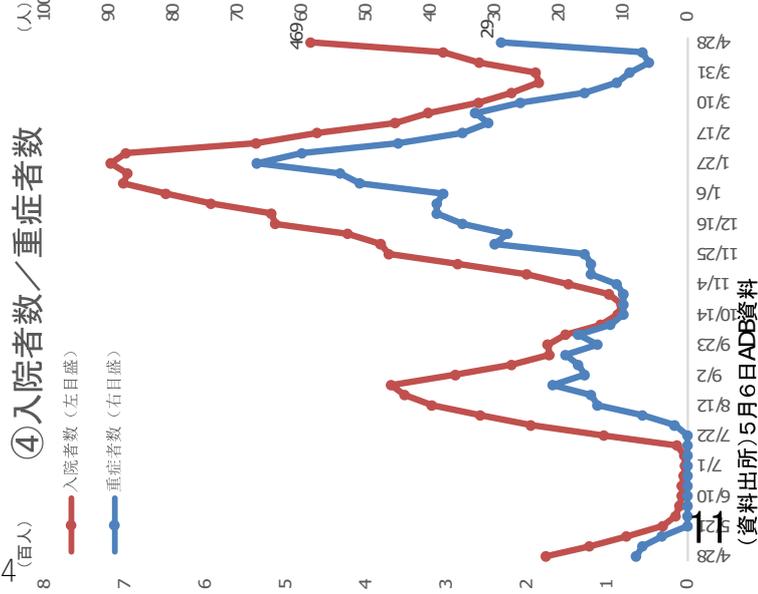
⑥療養者数



⑤病床占有率

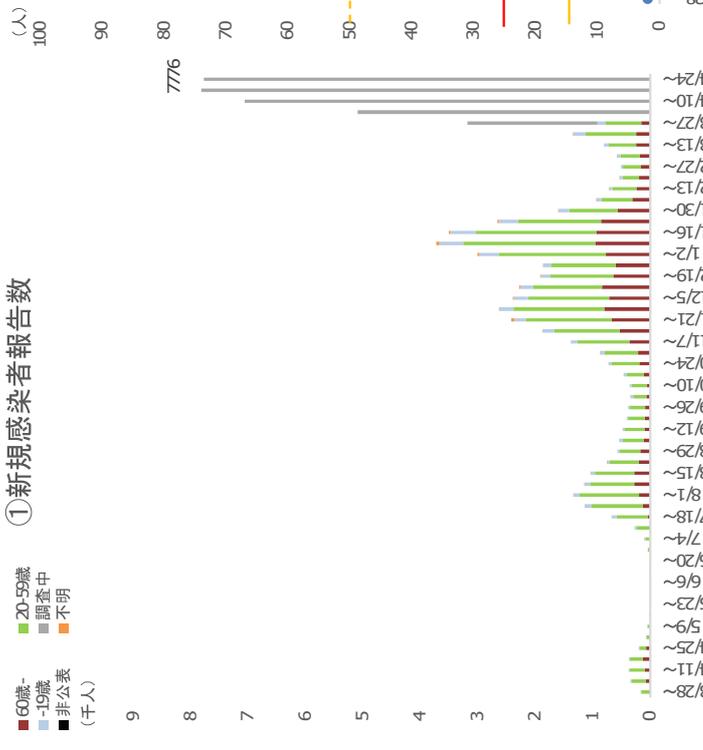


④入院者数／重症者数

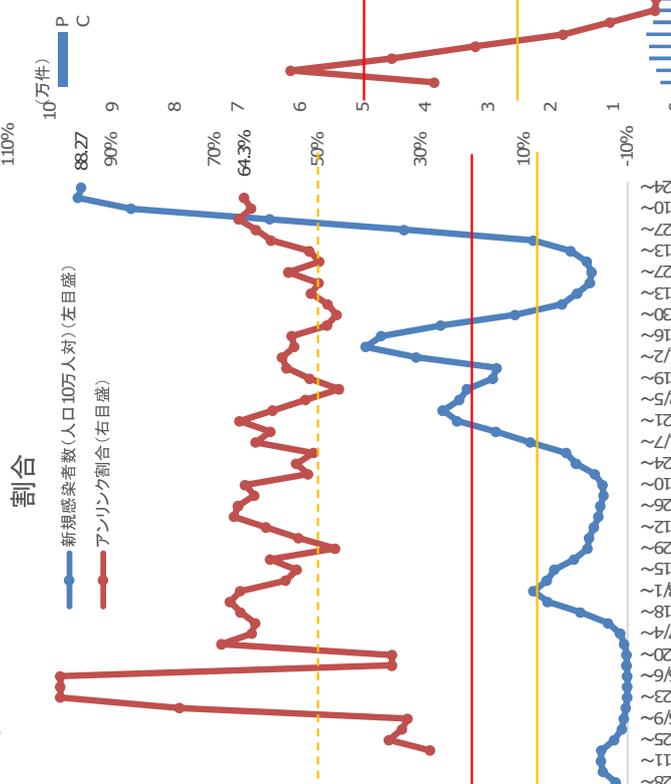


大阪

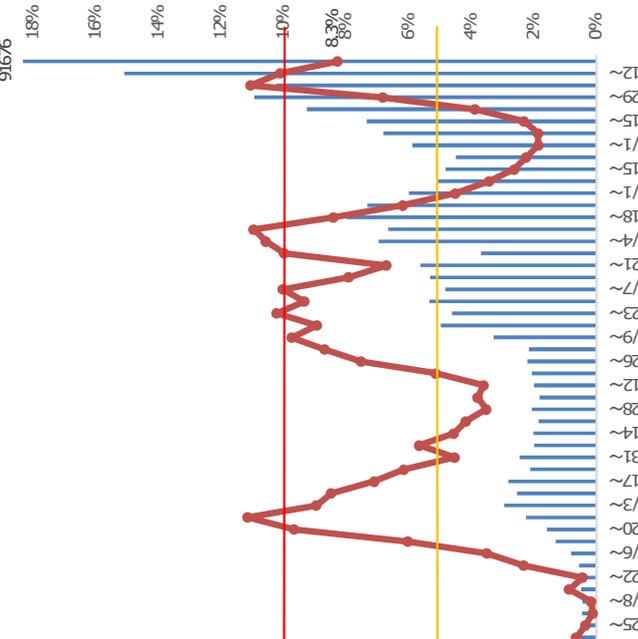
①新規感染者報告数



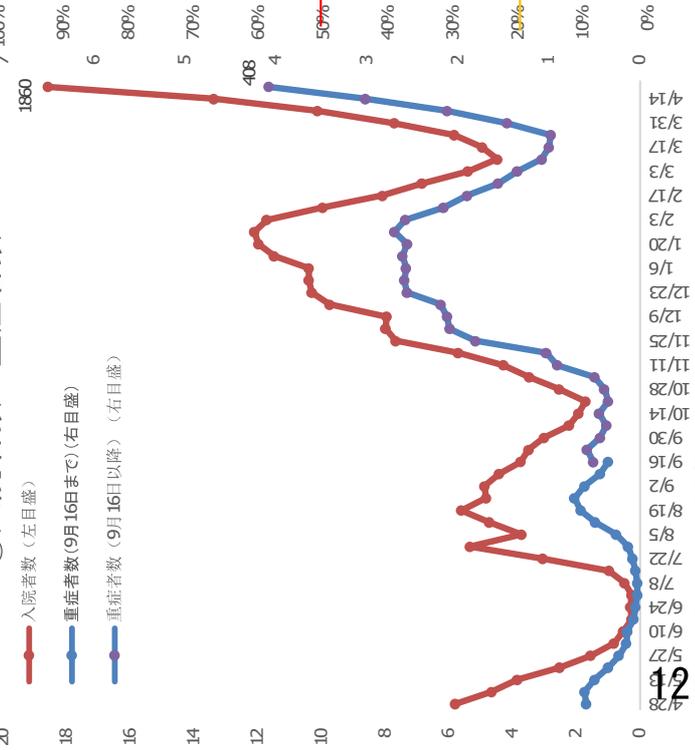
②新規感染者数(人口10万人対)/アンリンク割合



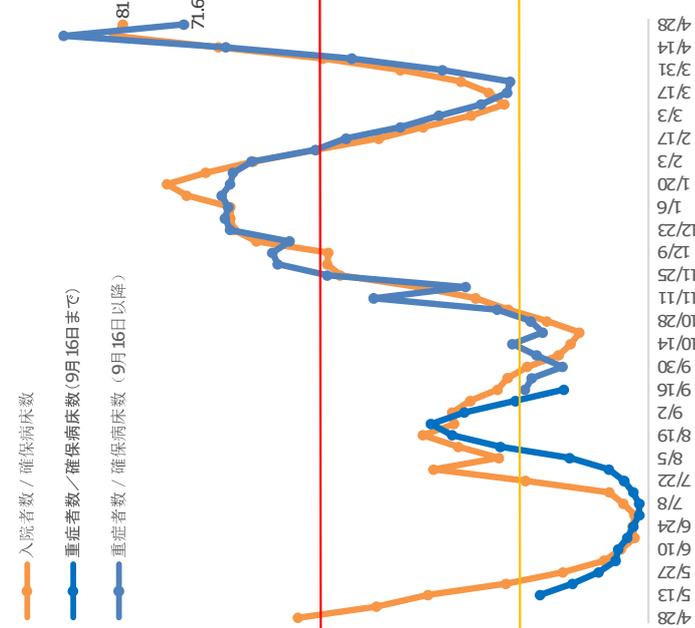
③検査状況(大阪)



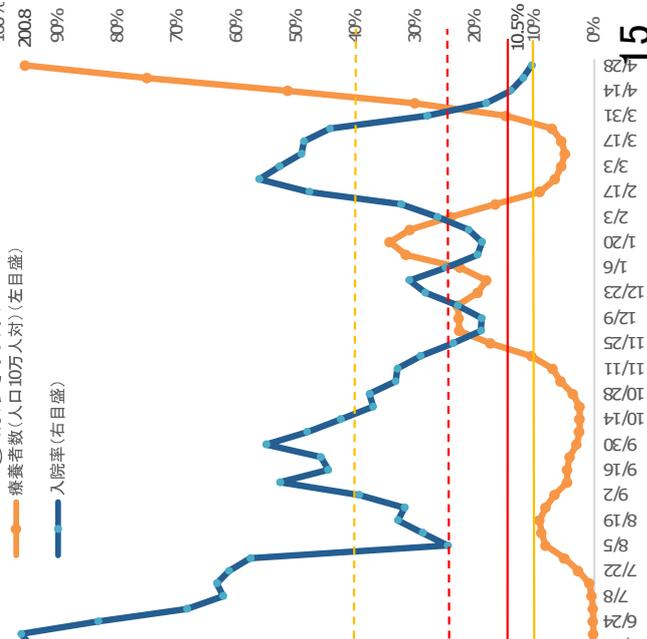
④入院者数/重症者数



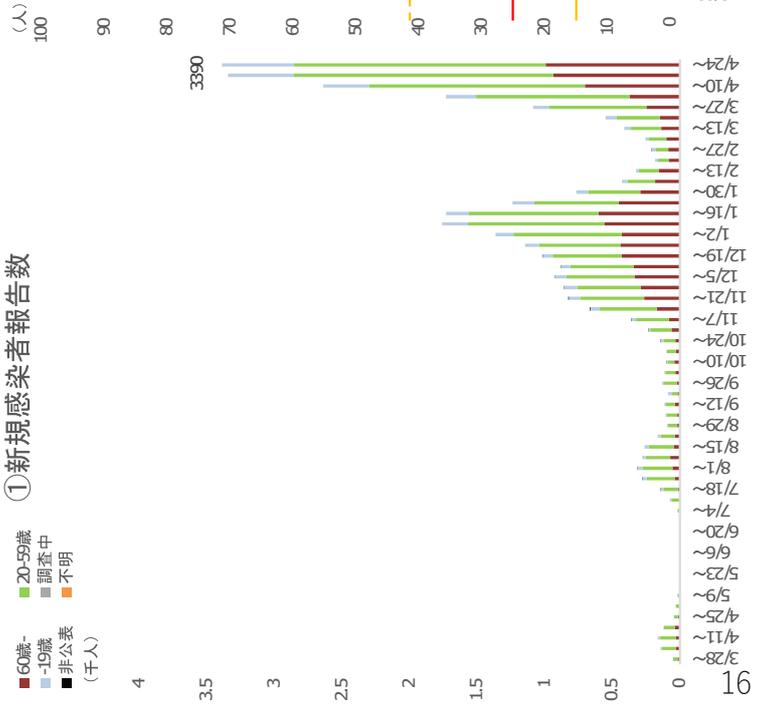
⑤病床占有率



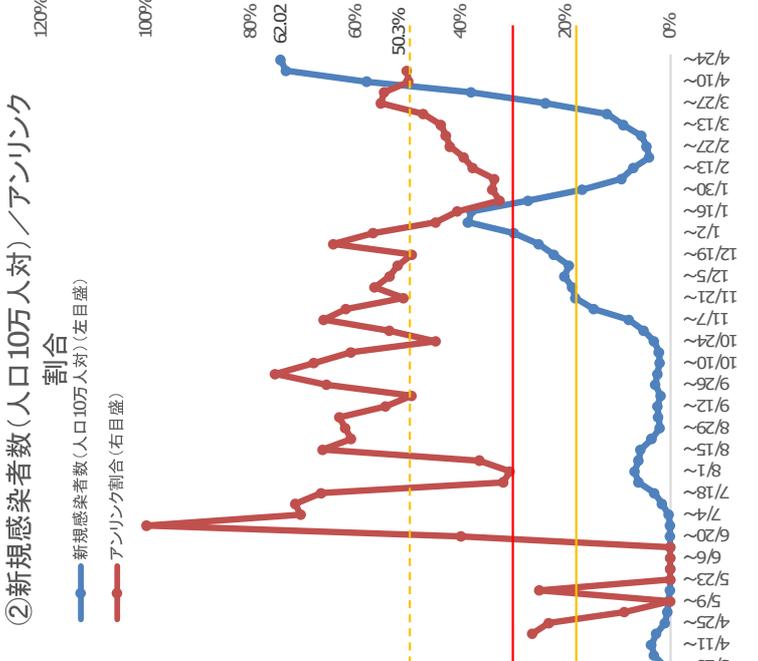
⑥療養者数



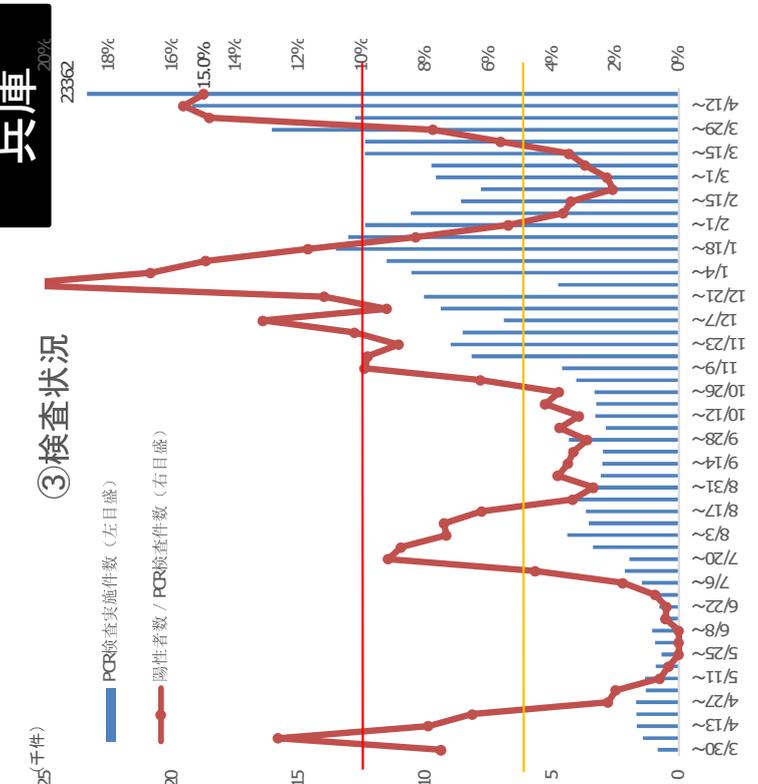
①新規感染者報告数



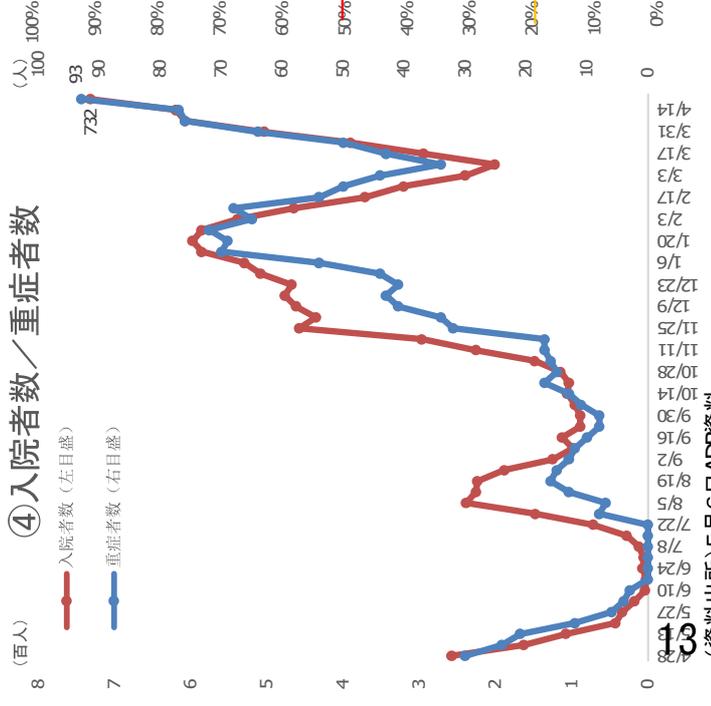
②新規感染者数(人口10万人対)／アンリンク割合



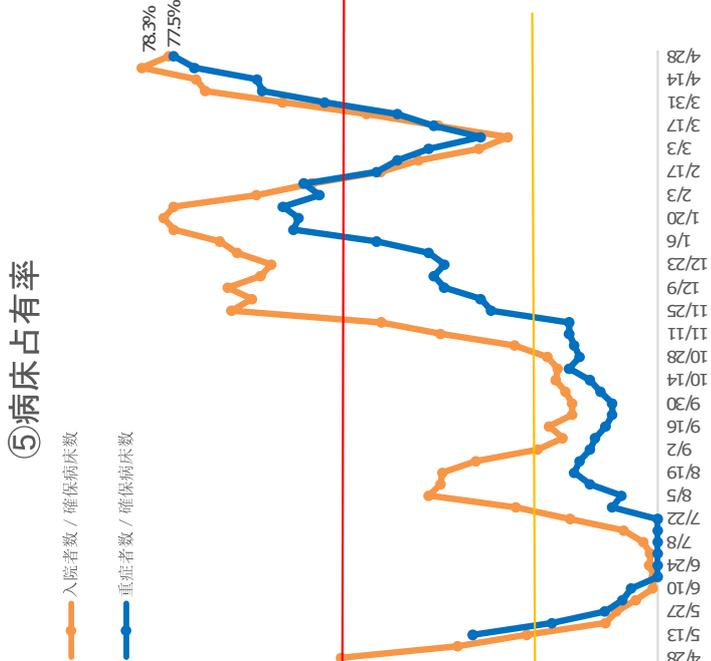
③検査状況



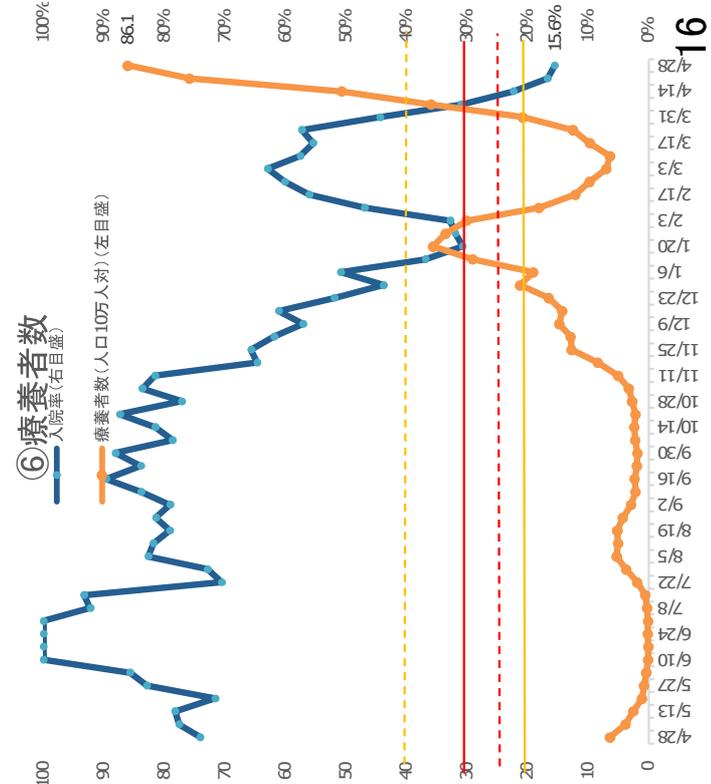
④入院者数／重症者数



⑤病床占有率

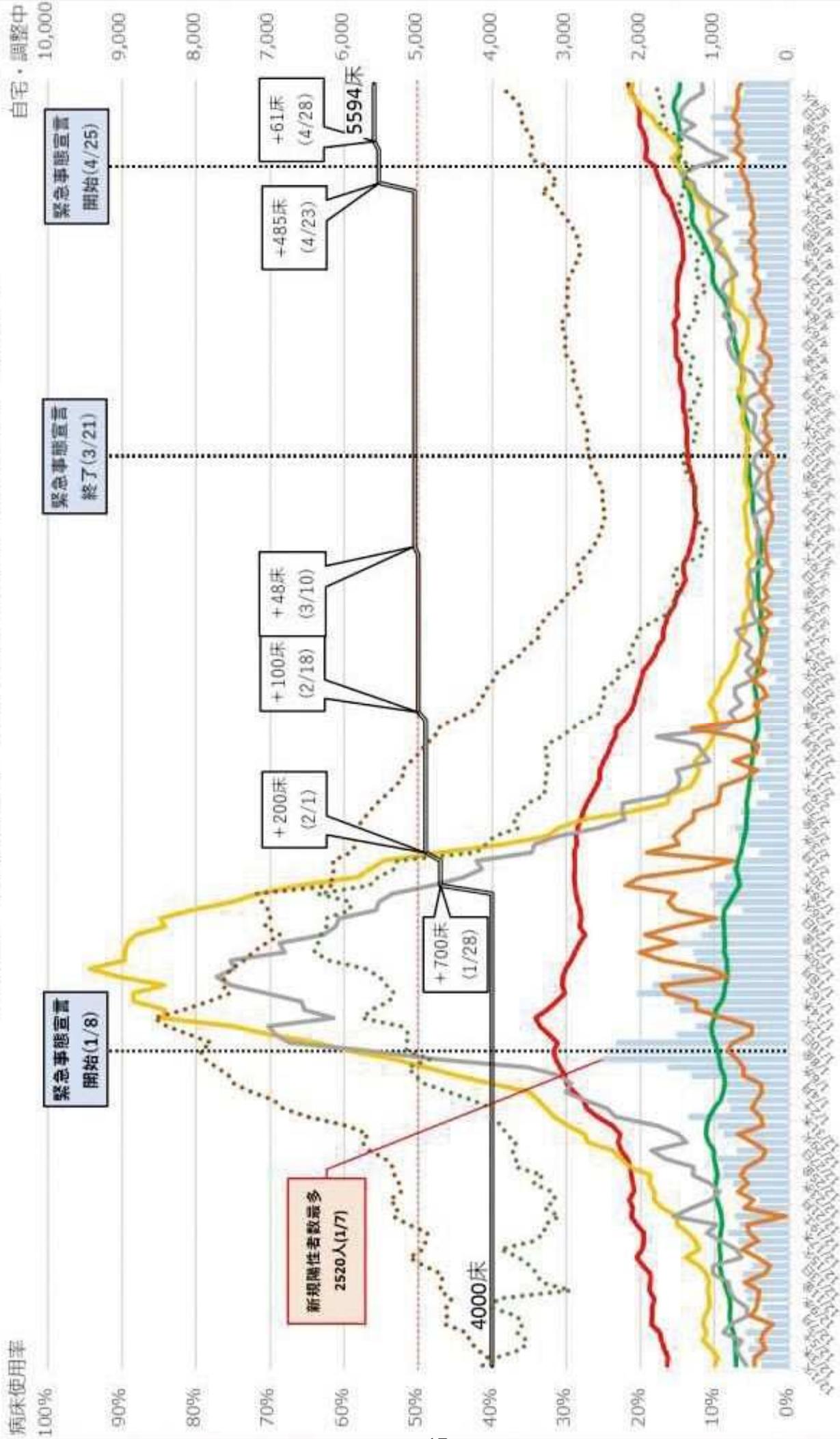


⑥療養者数



東京都 新規陽性者・入院者数等の推移 (12月1日～5月5日)

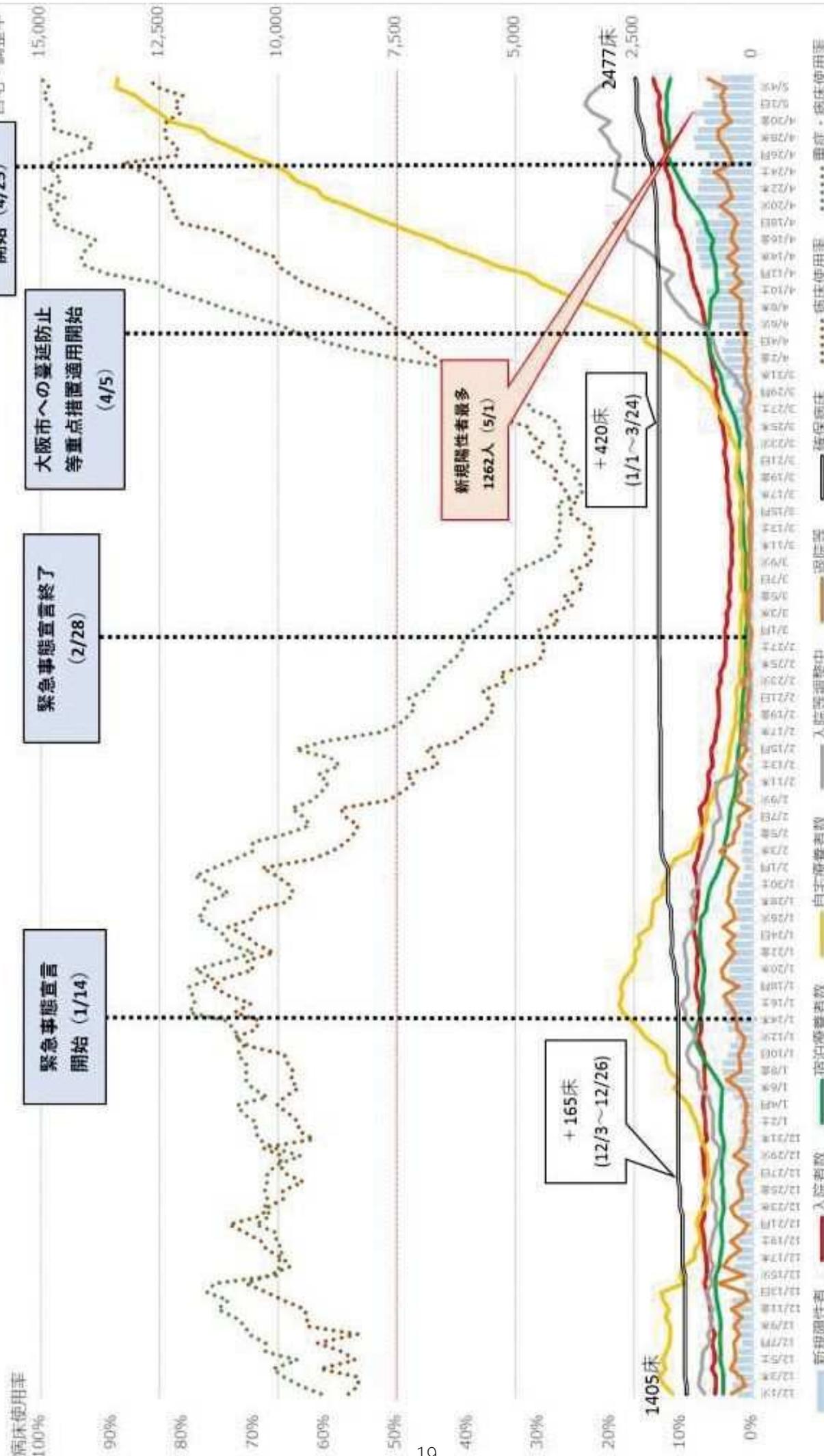
入院・宿泊
自宅・調整中



— 新規陽性者 — 入院者数 — 宿泊療養者数 — 自宅療養者数 — 入院等調整中 — 退院等 — 確保病床 — 病床使用率 — 重症・病床使用率

※ 病床使用率は確保病床ベース (重症者用病床使用率は即応病床ベース)
 ※ 重症・病床使用率は分子である重症者数は、東京都独自の基準に則って発表された数値を用いて計算しており、集中治療室 (ICU) 等で管理が必要な患者は含まれない。

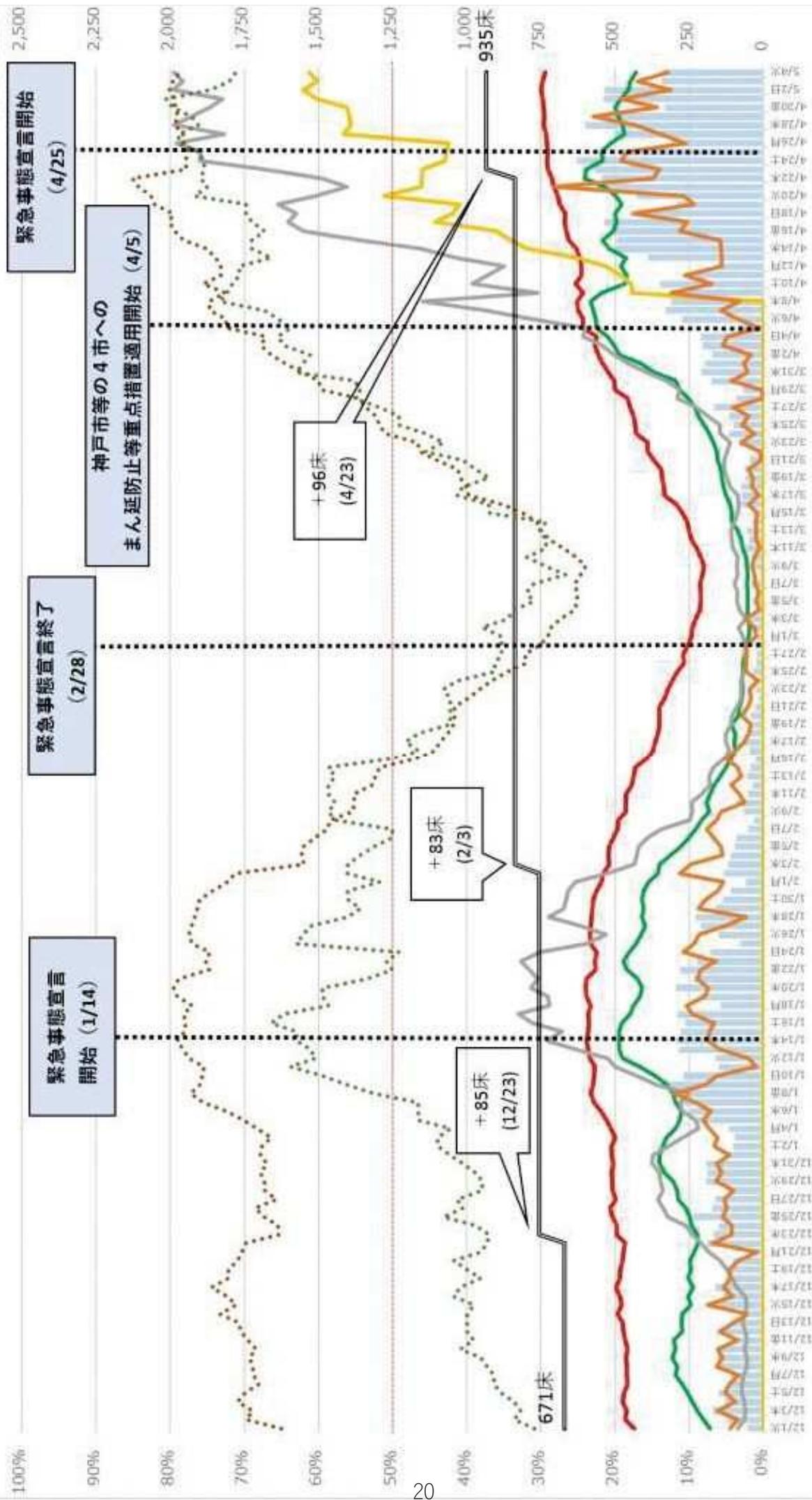
大阪府 新規陽性者・入院者数等の推移 (12月1日～5月5日)



■ 新規陽性者 ■ 入院者数 ■ 宿泊療養者数 ■ 自宅療養者数 ■ 退院等 ■ 確保病床 ■ 重症・病床使用率
■ 病床使用率は確保病床ベース
 ※重症・病床使用率は確保病床ベース
 ※重症・病床使用率は分子である重症者数は、大阪府独自の基準に則って発表された数値を用いて計算しており、HCU等で管理が必要な患者は含まれない。

兵庫県 新規陽性者・入院者数等の推移 (12月1日～5月4日)

入院・宿泊
自宅・調整中



■ 新規陽性者 入院者数 ■ 指泊療養者数 ■ 自宅療養者数 ■ 入院等調整中 ■ 退院等 ■ 確保病床 ■ 病床使用率
 ※病床使用率は確保病床ベース

(参考) 都道府県の医療提供体制等の状況 (医療提供体制等の負荷・感染の状況)

資料 2-1-1-2 ③

【 医療提供体制等の負荷 感染の状況 【 参考 】

人口	① 医療の逼迫具合			② 療養者数 対人口10万人 (前週差)	③ PCR陽性率 (最近1週間) % (前週差)	④ 新規陽性者数 (最近1週間) 対人口10万人 (前週差)	⑤ 感染経路不明割合 % (前週差)	直近1週間 とその前1週間の比	
	入院医療		重症者用病床						
	確保病床使用率 (重症患者)	入院率(注)	確保病床使用率 (重症患者)						
時点	2019.10	5/5	5/5	5/5	~4/25(1W)	~5/5(1W)	~4/23(1W)		
単位	千人	% (前週差)	% (前週差)	% (前週差)	% (前週差)	対人口10万人 (前週差)	% (前週差)	(前週差)	
スリージムの指標	20%	40%	20%	20	5%	15	50%	-	
スリージムの指標	50%	25%	50%	30	10%	25	50%	-	
宮城県	2,306	27.8% (▲4.0)	(参考: 30.3%) (+4.6)	13.8% (▲3.1)	17.9 (▲6.2)	4.3% (▲0.0)	8.63 (▲2.7)	36.1% (+15.7)	0.76 (+0.05)
埼玉県	7,350	45.5% (+7.0)	(参考: 28.6%) (+1.3)	17.5% (+2.0)	33.4 (+4.4)	3.5% (▲0.7)	20.08 (+1.1)	45.0% (▲0.9)	1.06 (▲0.04)
千葉県	6,259	30.4% (+4.6)	(参考: 30.4%) (+0.6)	10.6% (+0.6)	21.8 (+2.9)	2.7% (▲0.8)	16.20 (+1.2)	55.4% (+7.7)	1.08 (+0.07)
東京都	13,921	35.9% (+3.1)	31.4% (▲1.9)	37.9% (+4.4)	49.6 (+6.9)	5.5% (▲0.0)	40.17 (+2.0)	57.7% (▲2.8)	1.05 (▲0.09)
神奈川県	9,198	28.2% (+4.1)	(参考: 25.7%) (+1.3)	25.6% (+6.5)	21.3 (+2.1)	6.8% (+0.4)	17.45 (▲0.1)	52.0% (+2.2)	1.00 (▲0.10)
愛知県	7,552	58.5% (+19.9)	(参考: 20.1%) (+3.0)	28.6% (+5.6)	46.9 (+10.6)	9.3% (▲0.3)	29.33 (+4.1)	22.2% (▲21.7)	1.16 (▲0.11)
京都府	2,583	67.6% (+8.1)	20.1% (+0.7)	43.0% (+11.6)	61.0 (+5.3)	7.6% (+1.2)	35.27 (▲2.4)	44.1% (▲7.4)	0.94 (▲0.32)
大阪府	8,809	85.1% (+4.1)	10.4% (▲0.1)	82.9% (+11.3)	229.4 (+28.6)	8.3% (▲1.8)	78.70 (▲10.9)	64.3% (+1.1)	0.88 (▲0.12)
兵庫県	5,466	78.7% (+0.4)	14.8% (▲1.3)	70.0% (▲7.5)	91.1 (+7.7)	15.0% (▲0.6)	54.10 (▲12.4)	50.3% (▲0.2)	0.81 (▲0.31)
愛媛県	1,339	39.6% (+0.0)	(参考: 35.1%) (+5.5)	36.4% (+0.0)	22.8 (▲4.3)	7.8% (▲1.7)	11.95 (▲5.1)	22.2% (▲8.1)	0.70 (▲0.13)
沖縄県	1,453	70.7% (▲2.4)	(参考: 2.3)	79.4% (+19.0)	70.3 (▲7.2)	8.8% (▲2.7)	30.97 (▲9.0)	68.0% (+15.5)	0.77 (▲0.01)

注: 入院率の指標については療養者数が人口10万人あたり10人以上の場合に適用する。また、新規陽性者が発生届が届け出られた翌日までに療養場所の種別が決定され、かつ入院が決定された者が同日までに入院している旨、都道府県から報告があった場合には入院率を適用しない。このため、適用しない都道府県については(参考)としている。なお、入院率の適用の判断は、4月30日時点のもの。

※: 人口推計 第4表 都道府県、男女別人口及び人口性別一総人口、日本人口 (2019年10月1日現在)

※: 療養者数は、厚生労働省で把握した数値による。

※: 確保病床使用率は、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症患者の療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査」における「最終フェーズにおける即応病床(計画)数」を用いて計算し、実際に確保されている病床数が確保病床数を超える場合には、実際に確保されている病床数と同数として計算している。

※: 重症患者数は、集中治療室(ICU)等での管理、人工呼吸器管理又は体外式心臓補助(ECMO)による管理が必須な患者数。

※: 確保病床使用率は、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症患者の療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査」及び厚生労働省で把握した2021年5月5日時点の数値を用いている。

また、確保病床使用率及び確保病床使用率の前週差は、同調査(令和3年4月30日公表)との差である。

※: 陽性者数は、感染経路に基づき陽性者数の数値(各都道府県の発表ベース)を記載。自治体に確認を得ていない暫定値であることを留意。

※: PCR検査件数は、厚生労働省において把握した、地方衛生研究所・保健所、民間検査会社、大学等及び医療機関における検査件数の合計値。

※: 各数値は、資料掲載時点において把握している最新の数値とされている。掲載時に既に数値が更新されていることにより、前週差が前週公表の数値と一致しない場合がある。

※: ⑤と⑥について、分母が0の場合は、「-」と記載している。

※: 2020年12月18日以降に新たに厚生労働省が公表している岡山県のアンケート割合については、

木曜日から水曜日までの新規陽性者について登録に報告されたものであり、他の都道府県と対象の期間が異なる点に留意。

※ 5/6 厚生労働省公表資料ベース

(再掲) 東海3県の医療提供体制等の状況 (医療提供体制等の負荷・感染の状況)

人口	① 医療の逼迫具合						② 療養者数 対人口10万人 (前週差)	③ PCR陽性率 (最近1週間) % (前週差)	④ 新規陽性者数 (最近1週間) 対人口10万人 (前週差)	⑤ 感染経路不明割合 % (前週差)	直近1週間 とその前1週間の比
	入院医療		重症者用病床		入院医療						
	確保病床使用率	入院率	入院率	確保病床使用率 【重症患者】	入院率	確保病床使用率 【重症患者】					
時点	2019.10	4/27	4/27	4/27	4/27	4/27		~4/25(1W)	~4/29(1W)	~4/23(1W)	
単位	千人	% (前週差)	% (前週差)	% (前週差)	% (前週差)	対人口10万人 (前週差)		% (前週差)	% (前週差)	% (前週差)	(前週差)
ステージIIIの指標		20%	40%	20%	20%	20		5%	15	50%	-
ステージIVの指標		50%	25%	50%	50%	30		10%	25	50%	-
岐阜県	1,987	31.3% (+4.6)	59.1% (▲9.4)	6.8% (+0.0)	6.8% (+0.0)	19.7 (+6.1)		4.9% (▲0.0)	17.61 (+5.0)	41.8% (+6.4)	1.40 (▲0.12)
愛知県	7,552	38.6% (+6.6)	(参考: 16.3%) (▲1.5)	23.0% (+11.1)	23.0% (+11.1)	38.1 (+9.2)		9.3% (▲0.3)	27.05 (+6.1)	22.2% (▲21.7)	1.29 (▲0.00)
三重県	1,781	53.1% (+0.8)	38.4% (▲3.5)	20.8% (▲9.4)	20.8% (▲9.4)	30.4 (+2.9)		15.4% (+6.3)	20.33 (+5.6)	28.0% (+10.6)	1.38 (▲0.21)

岐阜県独自試算 (5月7日)

人口	① 医療の逼迫具合				② 療養者数	③ PCR陽性率 (最近1週間)	④ 新規陽性者数 (最近1週間)	⑤ 感染経路不明割合	直近1週間 とその前1週間の比
	入院医療		重症者用病床						
	確保病床使用率	入院率	入院率	確保病床使用率 【重症患者】					
岐阜県	1,987	48.3%	52.1%	10.2%	29.6	8.3%	26.88	41.6%	1.58

都道府県別新規感染者数データ (直近1週間合計、対人口10万人)

2021年5月6日現在

NHK調べ

緊急事態宣言 (5/12~)

まん延防止等重点措置 (5/19~)

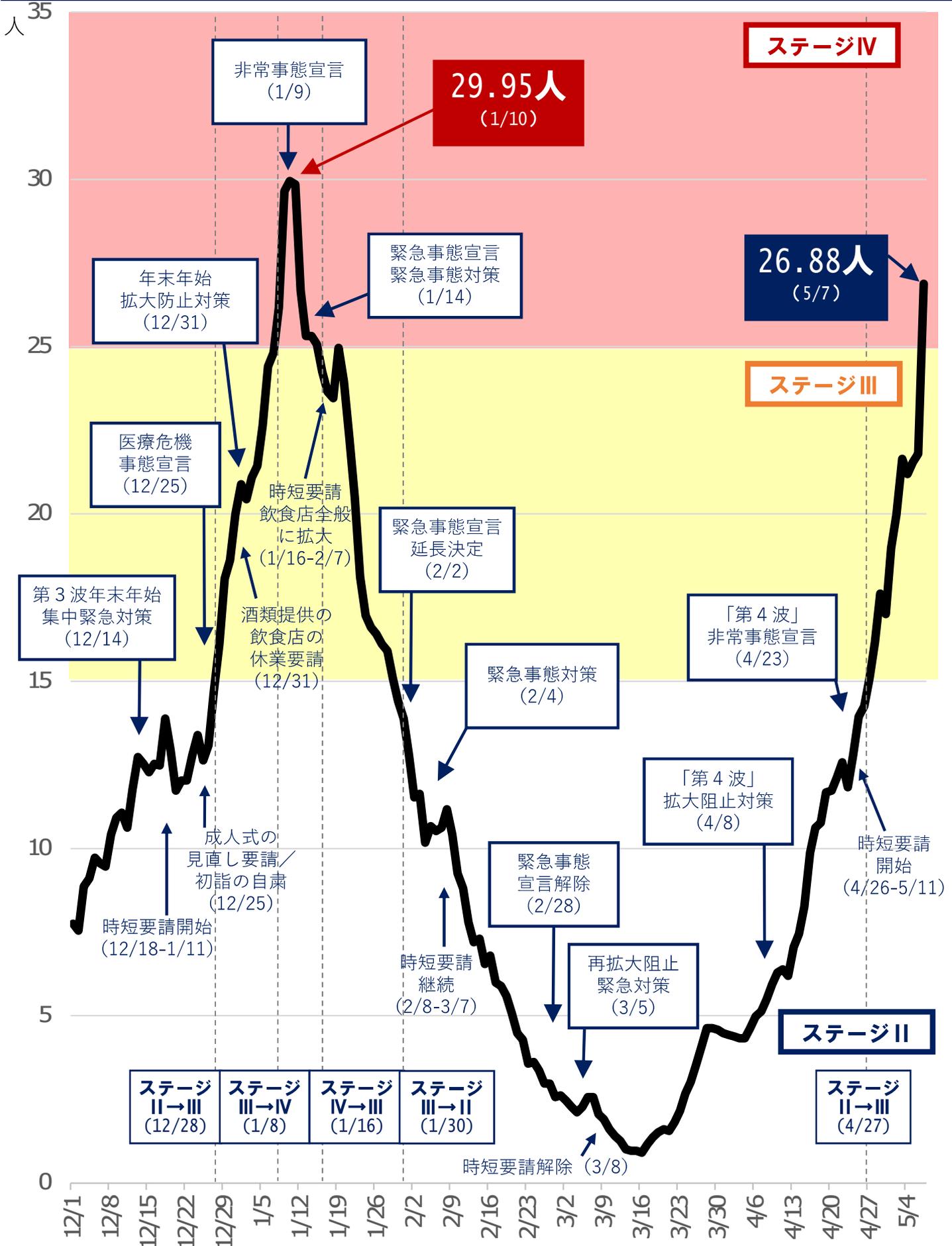
	新規感染者								直近 1週間計	順位	人口		直近1週間 対人口10万人 新規感染者数	順位
	4月30日	5月1日	5月2日	5月3日	5月4日	5月5日	5月6日	総務省人口推計 2019.10.1現在						
北海道	187	180	326	114	233	181	320	1,541	7	5,250,049	29.35	9		
青森県	23	22	22	12	8	23	38	148	35	1,246,371	11.87	30		
岩手県	11	36	22	18	14	9	28	138	37	1,226,816	11.25	32		
宮城県※	29	22	54	25	24	24	32	210	26	2,306,365	9.11	38		
秋田県	3	25	12	14	11	19	6	90	40	966,490	9.31	36		
山形県	9	10	7	8	12	21	6	73	44	1,077,666	6.77	43		
福島県	49	35	56	49	43	52	38	322	18	1,845,519	17.45	24		
茨城県	45	65	63	46	31	36	26	312	21	2,860,307	10.91	33		
栃木県	10	31	21	19	20	28	16	145	36	1,933,990	7.50	41		
群馬県	77	81	80	61	62	54	55	470	14	1,942,456	24.20	12		
埼玉県	146	236	290	198	185	165	179	1,399	8	7,349,693	19.03	20		
千葉県	192	95	182	148	124	121	111	973	9	6,259,382	15.54	29		
東京都	698	1,050	879	708	609	621	591	5,156	2	13,920,663	37.04	5		
神奈川県	242	275	247	222	214	152	224	1,576	6	9,198,268	17.13	26		
新潟県	13	22	30	47	19	29	20	180	30	2,223,106	8.10	39		
富山県	15	14	17	11	9	6	4	76	42	1,043,502	7.28	42		
石川県	28	25	40	29	29	21	37	209	27	1,137,649	18.37	22		
福井県	2	9	14	8	4	5	6	48	45	767,937	6.25	45		
山梨県	19	15	12	9	4	4	11	74	43	810,956	9.13	37		
長野県	29	21	44	21	19	16	9	159	33	2,048,790	7.76	40		
岐阜県	29	96	60	64	44	63	77	433	15	1,986,587	21.80	16		
静岡県	25	34	50	19	43	33	29	233	25	3,643,528	6.39	44		
愛知県※	290	398	350	304	219	223	290	2,074	5	7,552,239	27.46	11		
三重県	52	49	49	36	31	28	32	277	23	1,780,882	15.55	28		
滋賀県	41	60	34	37	53	37	51	313	19	1,413,943	22.14	14		
京都府	126	158	164	121	113	93	130	905	10	2,582,957	35.04	6		
大阪府	1,042	1,260	1,057	846	884	668	747	6,504	1	8,809,363	73.83	1		
兵庫県	333	539	537	340	333	327	281	2,690	3	5,466,190	49.21	2		
奈良県	79	94	98	70	61	77	70	549	13	1,330,123	41.27	4		
和歌山県	20	24	39	15	22	23	23	166	31	924,933	17.95	23		
鳥取県	1	1	0	1	2	3	3	11	47	555,558	1.98	47		
島根県	0	6	3	1	5	3	1	19	46	674,346	2.82	46		
岡山県	74	76	114	109	68	91	114	646	11	1,889,586	34.19	7		
広島県	99	66	87	57	75	74	116	574	12	2,804,177	20.47	17		
山口県	11	26	29	12	12	12	26	128	39	1,358,336	9.42	35		
徳島県	25	24	20	60	11	11	9	160	32	727,977	21.98	15		
香川県	26	23	29	14	21	16	21	150	34	956,347	15.68	27		
愛媛県	18	25	26	27	10	21	11	138	37	1,339,215	10.30	34		
高知県	14	12	15	10	13	7	9	80	41	698,029	11.46	31		
福岡県	305	352	417	285	239	337	259	2,194	4	5,103,679	42.99	3		
佐賀県	20	26	29	18	25	37	37	192	29	814,711	23.57	13		
長崎県	20	31	33	24	62	36	42	248	24	1,326,524	18.70	21		
熊本県	40	60	51	34	29	36	54	304	22	1,747,567	17.40	25		
大分県	55	52	43	53	44	52	47	346	17	1,135,434	30.47	8		
宮崎県	15	34	29	28	25	50	26	207	28	1,073,301	19.29	19		
鹿児島県	33	60	42	45	41	47	45	313	19	1,602,273	19.53	18		
沖縄県	59	105	57	57	33	63	39	413	16	1,453,168	28.42	10		
全国	4,679	5,960	5,880	4,454	4,192	4,055	4,346	33,566		126,166,948	26.60			

※ 宮城県は、5月11日まで、まん延防止等重点措置区域指定区域であるが、表の色分けから除外した。

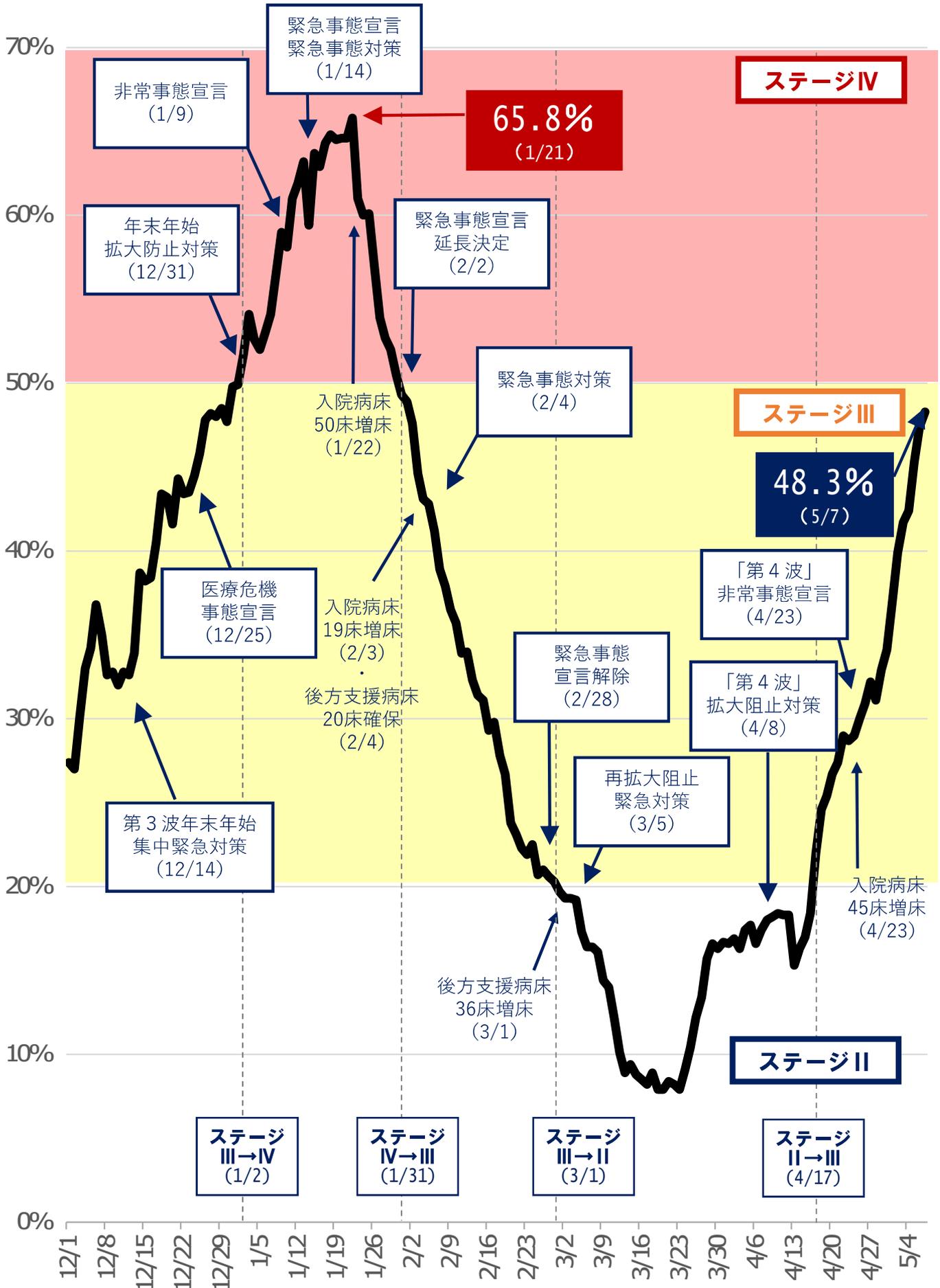
愛知県は、5月11日まで、まん延防止等重点措置区域指定区域である。

10万人あたり新規感染者数 (7日間移動合計)の推移と県の対策

資料 1-2

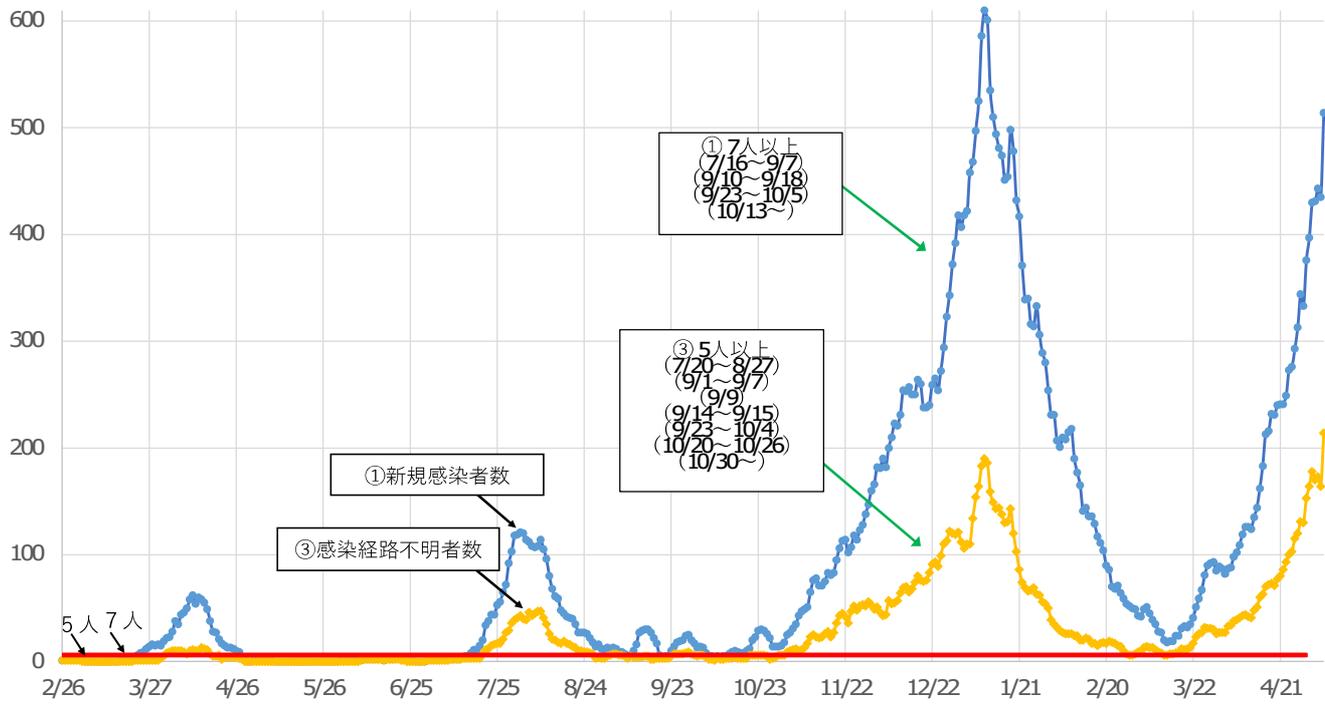


病床使用率の推移と県の対策



基準指標の状況 (①新規感染者数、③感染経路不明者数 5月7日0時現在)

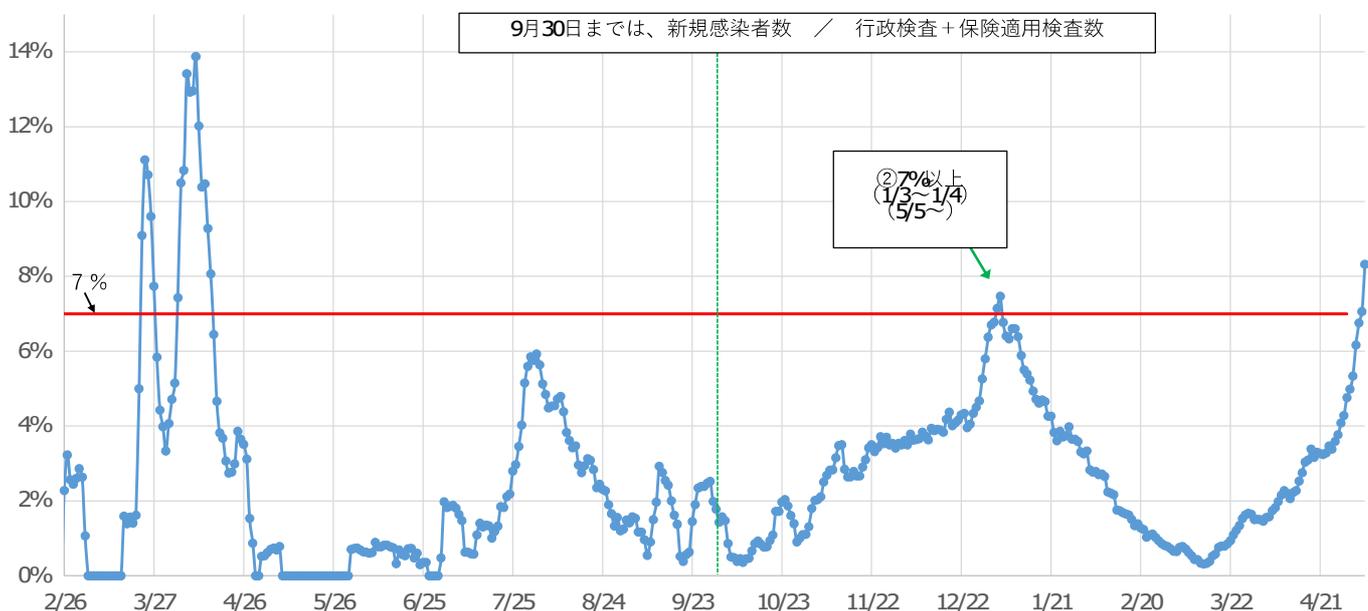
①新規感染者数	7人以上 (7日間移動合計)	514人	基準を上回る	10月13日から (206日間)
③感染経路不明者数	5人以上 (7日間移動合計)	214人	基準を上回る	10月30日から (189日間)



基準指標の状況 (②検査陽性率 5月7日0時現在)

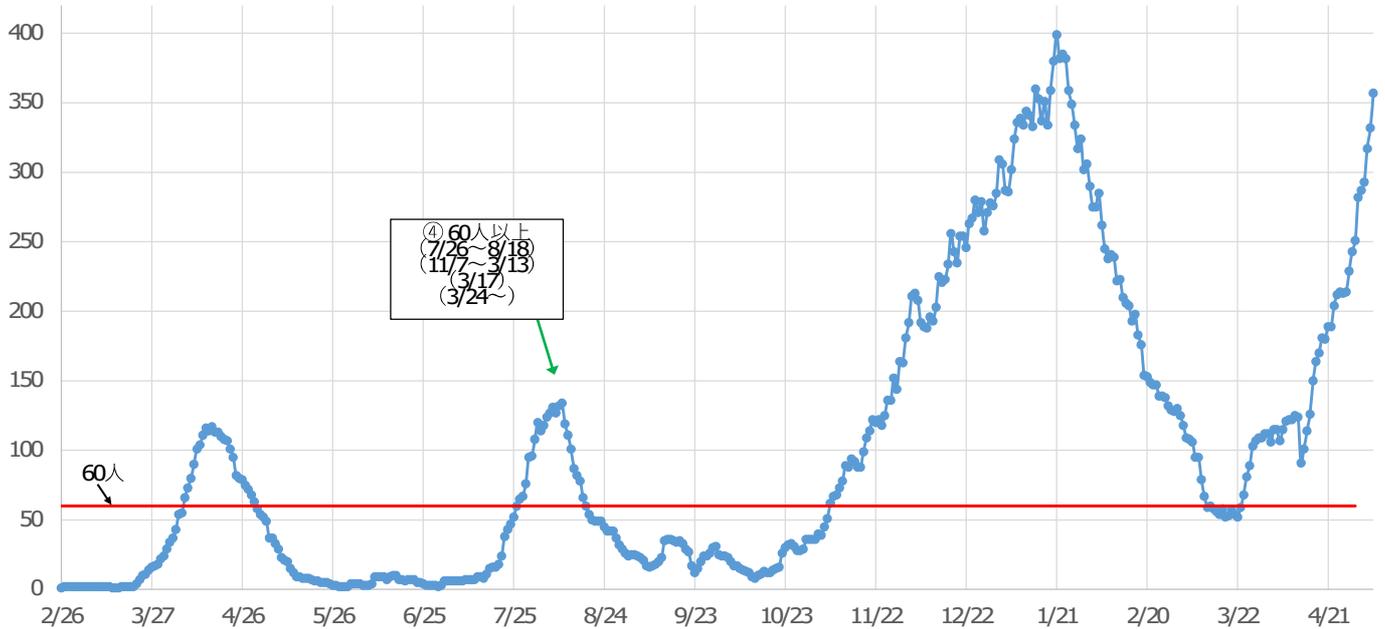
②検査陽性率 (速報値)	7%以上 (7日間移動平均)	8.3%	基準を上回る	5月5日から (2日間)
-----------------	-------------------	------	--------	-----------------

※ 新規感染者数 / 行政検査+病院・診療所等の検査件数の全件数 (5月6日までに報告のあった件数)



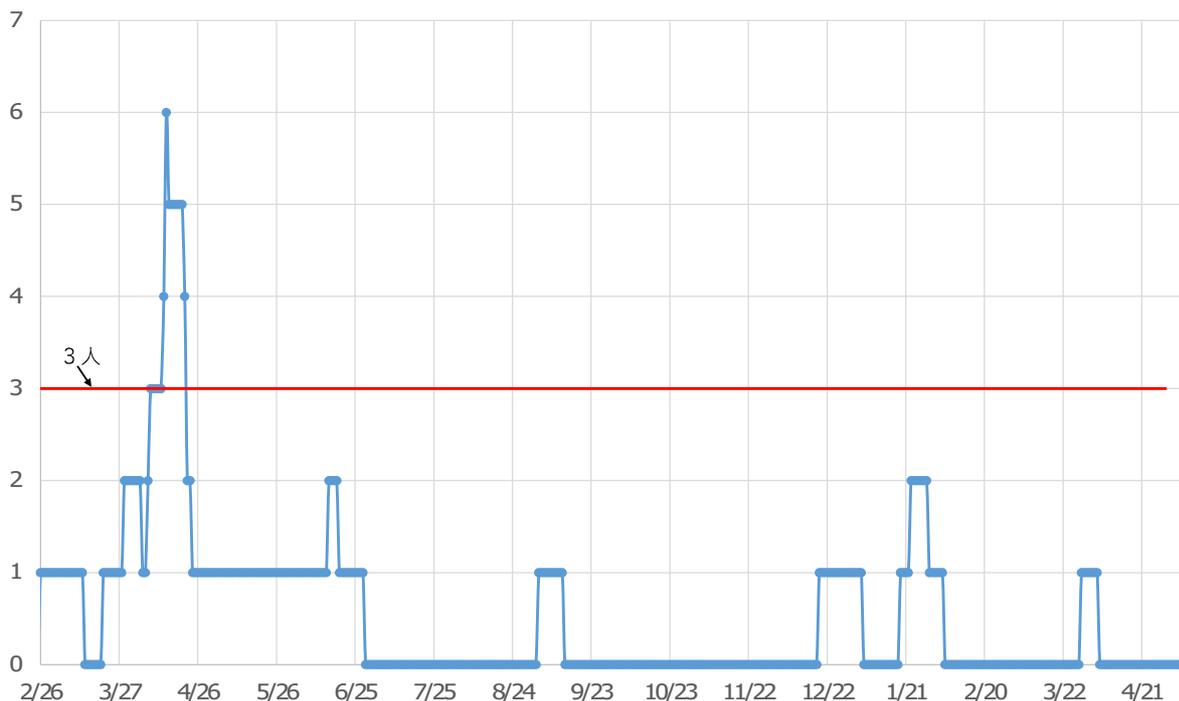
基準指標の状況 (④入院患者数 5月7日0時現在)

④入院患者数	60人以上	357人	基準を上回る	3月24日から (44日間)
--------	-------	------	--------	-------------------

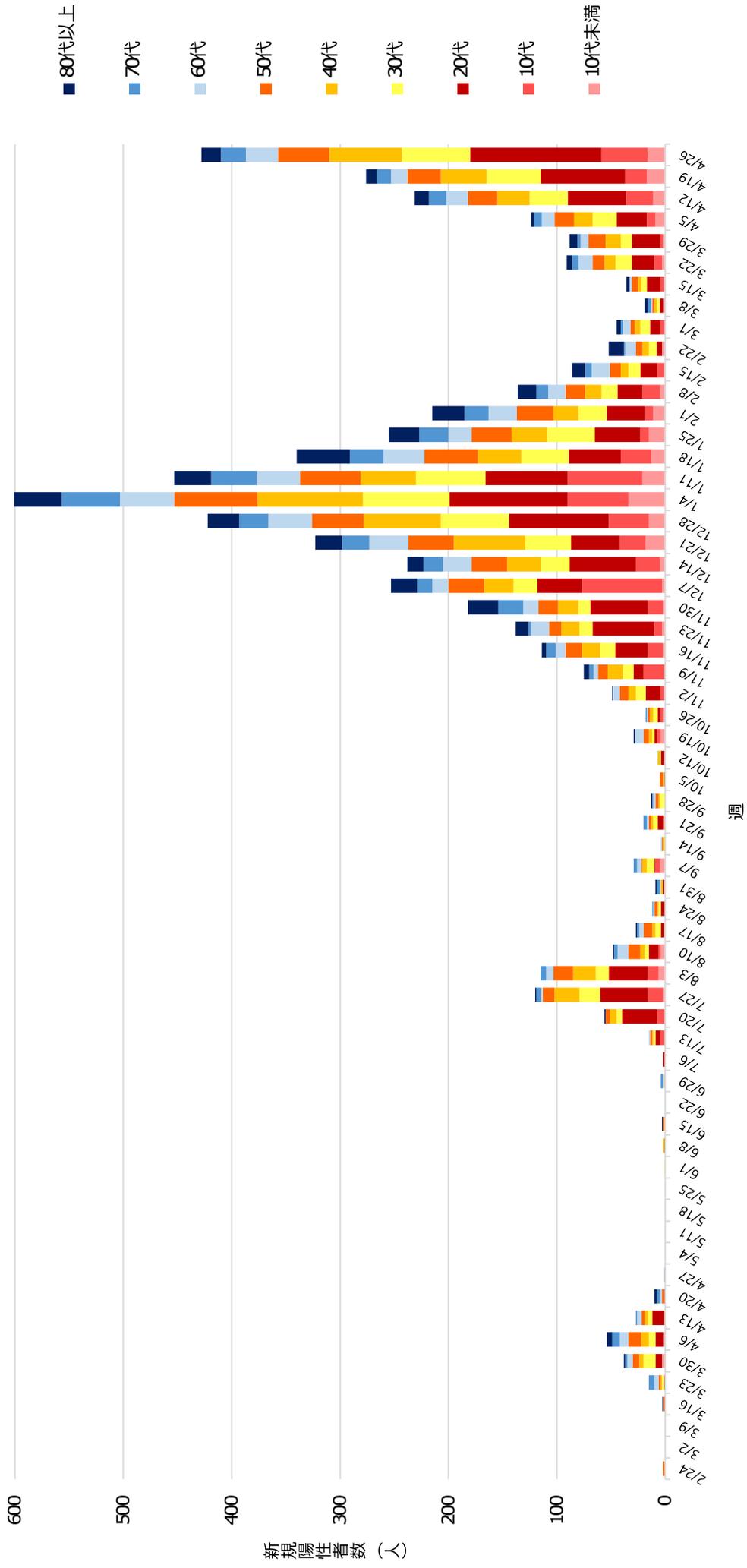


基準指標の状況 (⑤重篤者数 5月7日0時現在)

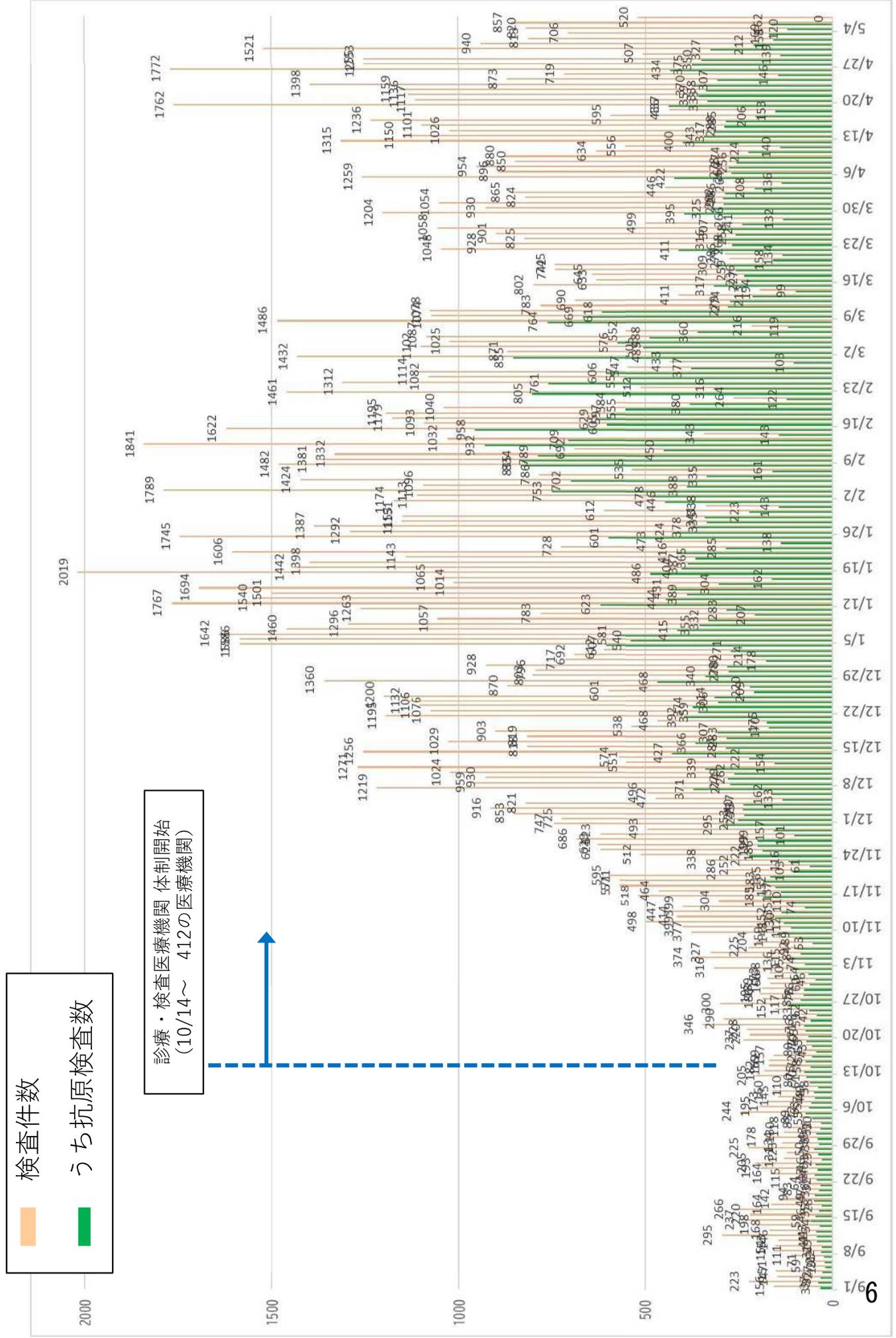
⑤重篤者数	3人以上	0人	基準を下回る	4月22日から (380日間)
-------	------	----	--------	--------------------



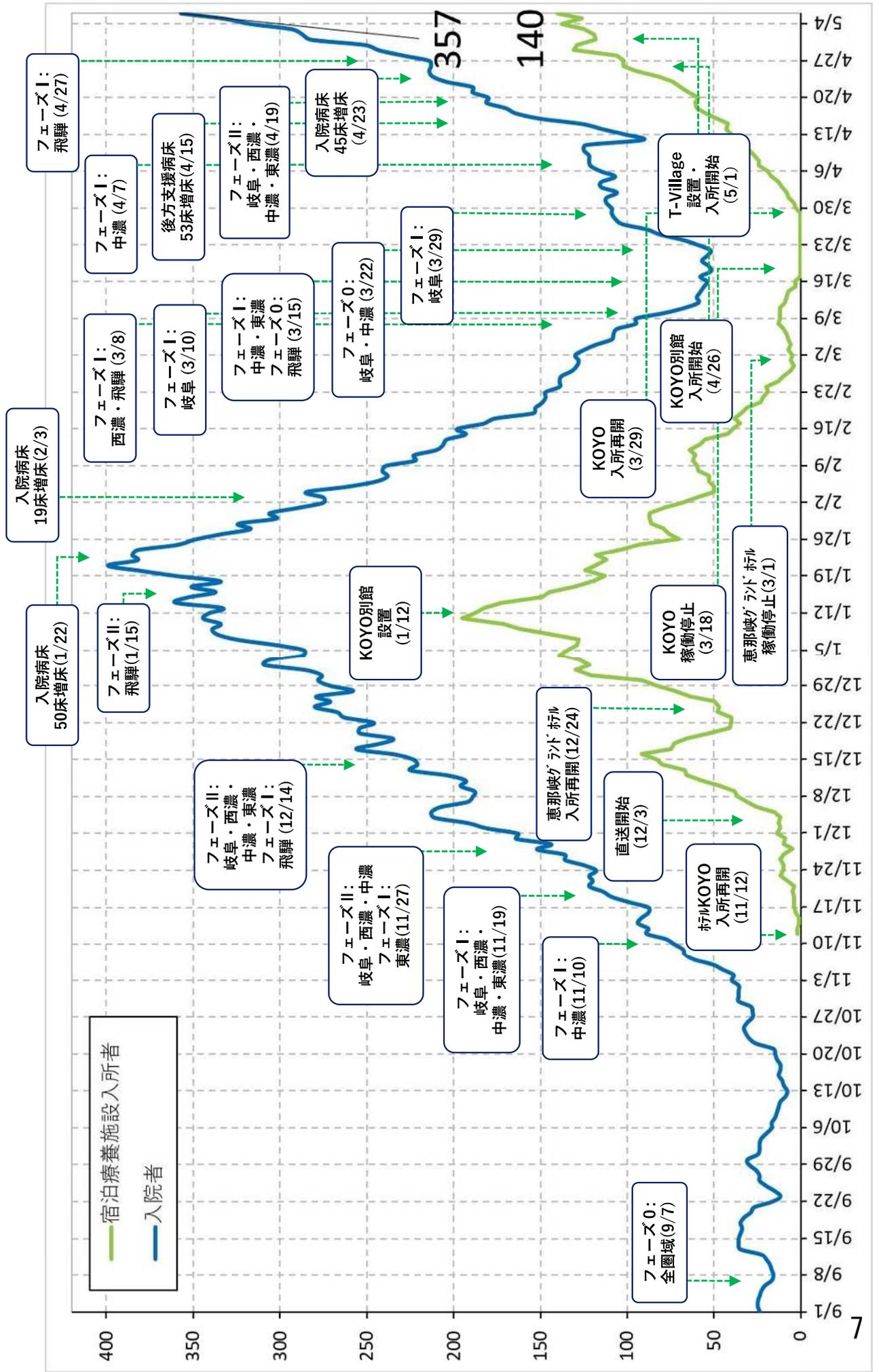
週別・年代別・新規患者数推移



岐阜県の検査状況について



岐阜県の入院病床・宿泊療養施設について

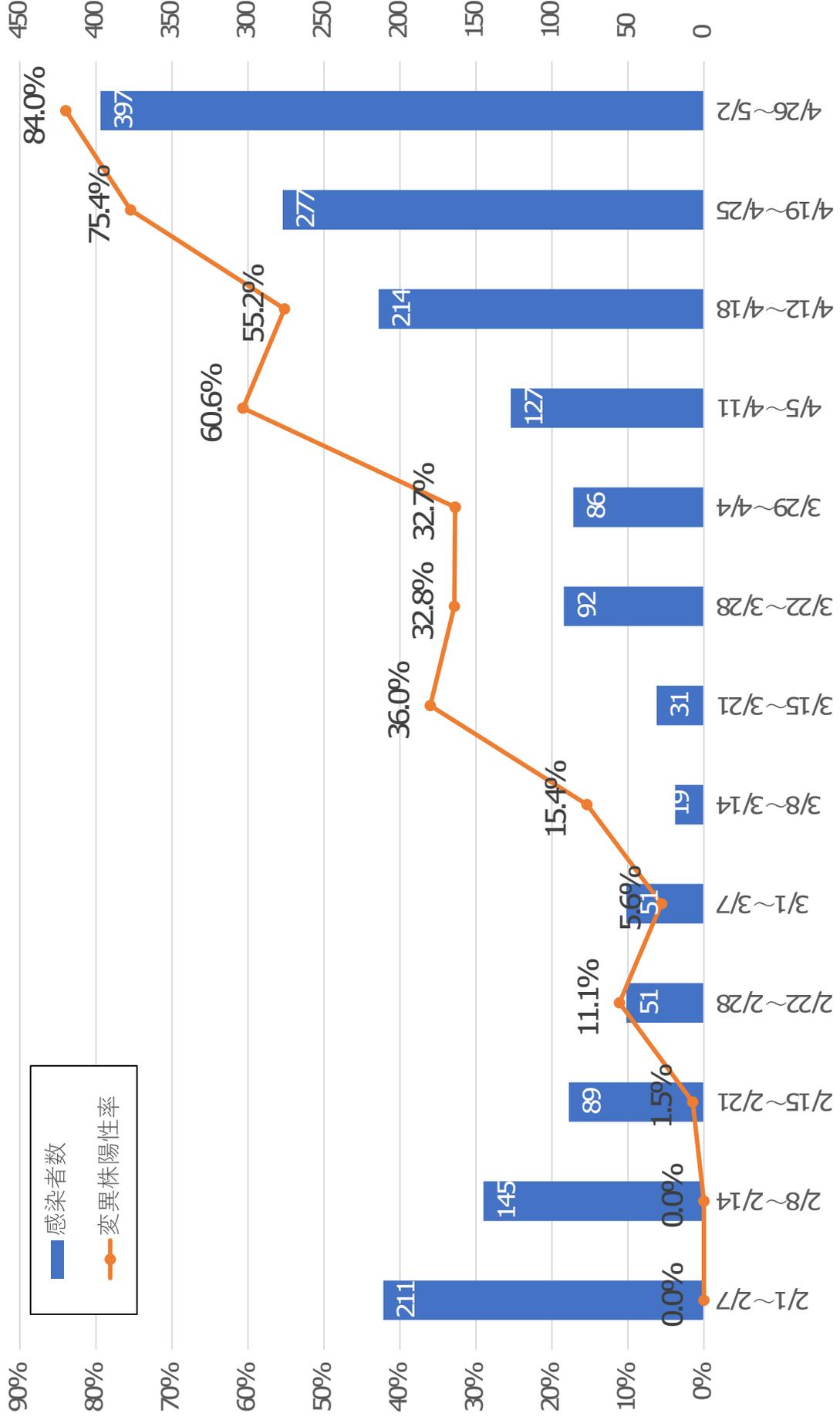


変異株の検査状況

2021/5/5

週	症例数	スクリーニング検査		関連症例		検査率 (a+b)/症例数	カバー率 (a+b+c+d)/症例数	陽性率	
		陽性 a	陰性 b	推定陽性 c	推定陰性 d			推定陽性率	推定陽性率
2/1~2/7	211	0	31	0	131	14.7%	76.8%	0.0%	0.0%
2/8~2/14	145	0	21	0	88	14.5%	75.2%	0.0%	0.0%
2/15~2/21	89	1	15		52	18.0%	76.4%	1.5%	1.5%
2/22~2/28	51	5	5		35	19.6%	88.2%	11.1%	11.1%
3/1~3/7	51	2	6		28	15.7%	70.6%	5.6%	5.6%
3/8~3/14	19	2	4		7	31.6%	68.4%	15.4%	15.4%
3/15~3/21	31	9	11		5	64.5%	80.6%	36.0%	36.0%
3/22~3/28	92	20	34	2	11	58.7%	72.8%	32.8%	32.8%
3/29~4/4	86	18	20		17	44.2%	64.0%	32.7%	32.7%
4/5~4/11	127	34	25	23	12	46.5%	74.0%	60.6%	60.6%
4/12~4/18	214	19	27	61	38	21.5%	67.8%	55.2%	55.2%
4/19~4/25	277	35	20	97	23	19.9%	63.2%	75.4%	75.4%
4/26~5/2	397	40	5	49	12	11.3%	26.7%	84.0%	84.0%

岐阜県における変異株陽性率の経時推移と感染者数



変異株スクリーニング検査の実施状況 (4/19-25) 速報値

2021/5/4時点

都道府県	新規陽性者数	実施件数 ①	陽性者数 ②	陽性率% ②/①
1 北海道	889	670	505	75%
2 青森県	177	23	1	4%
3 岩手県	69	14	1	7%
4 宮城県	320	117	12	10%
5 秋田県	47	43	6	14%
6 山形県	110	75	4	5%
7 福島県	213	81	39	48%
8 茨城県	455	217	75	35%
9 栃木県	159	81	29	36%
10 群馬県	243	104	43	41%
11 埼玉県	1,432	676	348	51%
12 千葉県	897	322	126	39%
13 東京都	5,090	2,073	1,163	56%
14 神奈川県	1,532	443	190	43%
15 新潟県	238	153	44	29%
16 富山県	110	122	69	57%
17 石川県	185	120	97	81%
18 福井県	120	96	90	94%
19 山梨県	68	38	30	79%
20 長野県	230	197	93	47%
21 岐阜県	277	36	20	56%
22 静岡県	163	101	53	52%
23 愛知県	1,768	709	489	69%
24 三重県	352	114	108	95%

都道府県	新規陽性者数	実施件数 ①	陽性者数 ②	陽性率% ②/①
25 滋賀県	317	89	69	78%
26 京都府	960	422	344	82%
27 大阪府	7,590	2,845	2,326	82%
28 兵庫県	3,472	1,204	1,030	86%
29 奈良県	687	223	182	82%
30 和歌山県	255	272	158	58%
31 鳥取県	18	18	17	94%
32 島根県	35	29	29	100%
33 岡山県	387	111	99	89%
34 広島県	266	191	137	72%
35 山口県	166	143	103	72%
36 徳島県	256	82	75	91%
37 香川県	93	78	72	92%
38 愛媛県	237	110	103	94%
39 高知県	27	23	20	87%
40 福岡県	1,390	536	410	76%
41 佐賀県	187	30	28	93%
42 長崎県	178	129	100	78%
43 熊本県	278	125	102	82%
44 大分県	263	67	60	90%
45 宮崎県	88	115	40	35%
46 鹿児島県	60	55	26	47%
47 沖縄県	630	209	87	42%
全国	32,984	13,731	9,252	67%

※1 各報告日時点の集計値を記載しているため、各自治体のホームページ等で公表されている数値と異なる場合がある。※2 速報値のため、今後、精査が必要な数字である。※3 陽性者数に自治体の積極的疫学調査等によって把握した患者が、検査数に過去検体の実績がそれぞれ含まれている可能性がある。地域の感染状況を評価するには注意が必要である。※4 自治体と民間検査機関（国立感染症研究所から民間検査会社に委託して実施したもの）を合算して算出。

市町村別の感染状況

1 直近の感染状況 (4月26日～5月6日公表 645名 (人口10万対 32.46))

市町村	感染者 人数	順位	人口	人口 10万対 感染者数	順位	クラスタ						※ 総数と、高齢者施設など6分類の合計は一致しない。(複数分類計上)							
						総数	感染者数	外国人	会食	夜の街	学校	病院	高齢者施設	感染者数	感染者数	感染者数	感染者数	感染者数	感染者数
岐阜	318人	—	792,965	40.10	—	10	88	0	5	0	1	2	12	2	46	1	2	0	0
岐阜市	177人	1	401,342	44.10	10	6	50	0	1	0	0	1	3	1	29	0	0	0	0
羽島市	16人	8	66,527	24.05	23	2	14	0	2	0	0	1	8	1	7	1	2	0	0
各務原市	50人	4	144,193	34.68	14	1	6	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
山形市	1人	35	25,780	3.88	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
瑞穂市	26人	7	55,827	46.57	8	1	9	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
本巣市	11人	13	33,006	33.33	15	0	5	0	1	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0
岐南町	13人	11	25,568	50.84	7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
笠松町	14人	10	22,462	62.33	2	0	2	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0
北方町	10人	15	18,260	54.76	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
西濃	115人	—	361,649	31.80	—	3	41	0	14	0	0	0	11	1	10	0	0	0	0
大垣市	71人	2	158,918	44.68	9	3	30	0	11	0	0	0	8	1	5	0	0	0	0
海津市	2人	33	33,068	6.05	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
養老町	10人	15	27,069	36.94	13	0	5	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0
垂井町	6人	20	26,792	22.39	24	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
関ヶ原町	1人	35	6,831	14.64	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸町	6人	20	18,765	31.97	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
輪之内町	3人	31	9,722	30.86	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安八町	4人	27	14,505	27.58	20	0	3	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0
揖斐川町	5人	24	19,875	25.16	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大野町	4人	27	22,601	17.70	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
池田町	3人	31	23,503	12.76	32	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

市町村	感染者		人口		人口10万対		クラスター		※ 総数と、高齢者施設など6分類の合計は一致しない。(複数分類計上)												
	感染者	順位	人口	感染者数	順位	感染者数	総数	感染者数	高齢者施設		外国人		会食		夜の街		学校		病院		
									感染者数	感染者数	感染者数	感染者数	感染者数	感染者数	感染者数	感染者数	感染者数	感染者数	感染者数	感染者数	
中濃	125人	—	367,258	34.04	—	5	57	0	0	2	27	0	0	0	0	0	0	1	2	11	0
関市	12人	12	86,553	13.86	30	1	6	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
美濃市	1人	35	19,519	5.12	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美濃加茂市	29人	6	56,876	50.99	5	1	18	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0	1	5	0
可児市	51人	3	100,130	50.93	6	2	21	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
郡上市	6人	20	39,451	15.21	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
坂祝町	5人	24	8,329	60.03	3	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富加町	0人	40	5,613	0.00	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川辺町	4人	27	9,906	40.38	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
七宗町	1人	35	3,448	29.00	18	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八百津町	4人	27	10,286	38.89	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白川町	1人	35	7,499	13.34	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東白川村	0人	40	2,032	0.00	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御嵩町	11人	13	17,616	62.44	1	1	9	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	6	0
東濃	65人	—	325,359	19.98	—	2	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多治見市	30人	5	107,354	27.94	19	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中津川市	15人	9	76,284	19.66	25	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
瑞浪市	7人	18	37,137	18.85	26	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
恵那市	6人	20	48,642	12.34	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土岐市	7人	18	55,942	12.51	33	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
飛騨	15人	—	141,700	10.59	—	1	7	0	0	0	0	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0
高山市	5人	24	86,039	5.81	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
飛騨市	2人	33	22,936	8.72	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下呂市	8人	17	31,205	25.64	21	1	7	0	0	0	0	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0
白川村	0人	40	1,520	0.00	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県外その他	7人																				

※順位は、感染者数の多い順

※人口10万対の母数 (R1.10.1時点) 岐阜県：「総務省人口推計第4表」、市町村：「令和元年県人口動態統計調査結果」

※クラスター数は、4月26日以降認定数を関係市町村別に計数し、クラスター人数は、4月26日以降の県内患者の発表数を居住地別に計数した。

2 累計の感染状況（5月6日公表分まで 6,158名（人口10万対 309.91））

市町村	感染者		人口	人口 10万対 感染者数	順位	クラスタ－						※ 総数と、高齢者施設など6分類の合計は一致しない。(複数分類計上)							
	感染者 数	順位				総数		高齢者施設		外国人		会食		夜の街		学校		病院	
			感染者数	順位	感染者数	順位	感染者数	順位	感染者数	順位	感染者数	順位	感染者数	順位	感染者数	順位	感染者数	順位	
岐阜	2,785人	—	792,965	351.21	—	81	1135	11	228	9	210	22	240	12	275	7	103	3	99
岐阜市	1,535人	1	401,342	382.47	8	49	677	8	142	4	126	15	141	8	183	3	34	2	77
羽島市	162人	10	66,527	243.51	25	8	62	1	14	0	3	2	17	1	13	1	2	1	6
各務原市	468人	4	144,193	324.56	9	11	172	1	47	3	50	2	34	0	26	1	10	0	12
山県市	53人	22	25,780	205.59	28	3	24	1	11	0	1	1	7	0	3	1	6	0	0
瑞穂市	239人	7	55,827	428.11	4	3	99	0	6	0	11	0	16	0	13	1	43	0	1
本巣市	92人	13	33,006	278.74	19	1	42	0	1	0	6	0	9	0	15	0	5	0	2
岐南町	80人	16	25,568	312.89	13	2	16	0	2	1	4	0	3	1	7	0	0	0	0
笠松町	97人	12	22,462	431.84	3	2	29	0	5	0	3	1	11	0	7	0	3	0	0
北方町	59人	20	18,260	323.11	11	2	14	0	0	1	6	1	2	2	8	0	0	0	1
西濃	949人	—	361,649	262.41	—	36	434	4	81	4	40	14	185	3	46	5	89	1	13
大垣市	480人	3	158,918	302.04	16	20	206	4	57	1	9	8	96	3	30	3	56	0	0
海津市	67人	19	33,068	202.61	29	4	26	0	0	0	0	1	11	0	0	1	6	0	1
養老町	74人	17	27,069	273.38	20	3	36	0	2	1	7	1	10	0	5	0	1	0	0
垂井町	47人	26	26,792	175.43	31	1	18	0	1	0	6	0	8	0	1	1	5	0	0
関ヶ原町	18人	34	6,831	263.50	22	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸町	73人	18	18,765	389.02	6	2	45	0	1	1	6	1	12	0	1	0	14	0	1
輪之内町	14人	37	9,722	144.00	35	0	3	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
安八町	47人	26	14,505	324.03	10	0	30	0	16	0	1	0	17	0	3	0	1	0	0
揖斐川町	56人	21	19,875	281.76	18	2	26	0	1	1	11	1	14	0	2	0	0	1	8
大野町	36人	30	22,601	159.28	32	2	18	0	0	0	0	2	13	0	1	0	4	0	1
池田町	37人	29	23,503	157.43	34	1	16	0	1	0	0	0	3	0	3	0	2	0	1

市町村	感染者		人口		人口10万対		クラスター		※ 総数と、高齢者施設など6分類の合計は一致しない。(複数分類計上)											
	感染者数	順位	人口	感染者数	順位	感染者数	感染者数	感染者数	高齢者施設		外国人		会食		夜の街		学校		病院	
									感染者数	感染者数	感染者数	感染者数	感染者数	感染者数	感染者数	感染者数	感染者数	感染者数	感染者数	感染者数
中濃	1,463人	—	367,258	398.36	—	59	976	9	128	23	387	11	187	5	115	5	40	2	206	
関市	202人	8	86,553	233.38	26	16	133	1	9	5	40	4	43	1	11	1	12	1	14	
美濃市	53人	22	19,519	271.53	21	4	38	2	20	1	7	0	5	0	0	0	0	0	1	
美濃加茂市	391人	5	56,876	687.46	1	11	304	3	23	5	125	0	34	1	20	3	12	1	129	
可児市	596人	2	100,130	595.23	2	19	386	2	53	9	189	4	94	3	66	0	8	0	41	
郡上市	31人	33	39,451	78.58	39	2	13	0	0	0	2	1	3	0	2	0	0	0	3	
坂祝町	32人	32	8,329	384.20	7	0	10	0	0	0	7	0	3	0	1	0	0	0	1	
富加町	7人	40	5,613	124.71	36	1	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
川辺町	39人	28	9,906	393.70	5	1	20	0	7	1	3	0	0	0	5	0	1	0	5	
七宗町	9人	39	3,448	261.02	23	0	6	0	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
八百津町	33人	31	10,286	320.82	12	1	21	1	9	0	1	0	0	0	1	0	0	0	6	
白川町	15人	36	7,499	200.03	30	1	9	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	
東白川村	5人	41	2,032	246.06	24	1	5	0	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	1	
御高町	50人	24	17,616	283.83	17	2	29	0	3	1	9	1	1	0	9	1	7	0	2	
東濃	756人	—	325,359	232.36	—	28	349	4	68	7	88	8	67	4	55	2	18	1	40	
多治見市	327人	6	107,354	304.60	15	9	111	1	26	3	35	3	20	3	36	0	1	0	8	
中津川市	121人	11	76,284	158.62	33	5	63	1	23	0	1	1	5	0	1	2	14	0	2	
瑞浪市	85人	15	37,137	228.88	27	4	57	0	2	0	9	0	3	0	2	0	2	1	10	
恵那市	48人	25	48,642	98.68	38	1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
土岐市	175人	9	55,942	312.82	14	9	107	2	17	4	43	4	39	1	16	0	1	0	19	
飛騨	115人	—	141,700	81.16	—	4	72	0	0	0	0	2	14	0	0	1	46	0	1	
高山市	87人	14	86,039	101.12	37	3	59	0	0	0	0	1	7	0	0	1	43	0	0	
飛騨市	10人	38	22,936	43.60	41	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
下呂市	18人	34	31,205	57.68	40	1	10	0	0	0	0	1	7	0	0	0	2	0	1	
白川村	0人	42	1,520	0.00	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
県外その他	90人																			

※順位は、感染者数の多い順

※人口10万対の母数 (R1.10.1時点) 岐阜県：「総務省人口推計第4表」、市町村：「令和元年県人口動態統計調査結果」

※クラスター数は関係市町村で計数し、クラスター人数は県内患者の居住地で計数した。

まん延防止等重点措置区域の 指定を受けて（案）

令和3年5月7日決定
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

本県では、「第4波」の感染拡大を受け、4月23日に「『第4波』非常事態宣言」を発出し、「非常事態対策」を実行してまいりました。

対策の一環として、4月28日には、国に対して「まん延防止等重点措置」区域への指定を要請し、本日、特措法第31条の4の規定に基づく指定を受けたところです。

これを受け、本県としては、既に実施している飲食店等への営業時間の短縮要請の対象である16市町を、今回改めて重点措置を講じるべき区域としました。そして、「飲食」、「若者の行動」「外国人県民」などを中心に法の裏付けを得て対策を強化してまいります。

一方、本日の新規感染者数は過去最高の130人に上り、10万人あたりの新規感染者数（7日間移動合計）は26,88人、国基準でいうステージⅣ（25人以上）の水準に達し、病床使用率も、明日にはステージⅣ（50%以上）となる大変厳しい状況です。

このような状況が改善されず、仮に、今後、毎日新規感染者が100人規模で推移すると、10日ないし半月の間にも本県のコロナ病床がすべて埋まってしまい、本県が掲げる「自宅療養者ゼロ」が困難になる深刻な事態に陥ります。

このため、5月9日から5月31日までを対策期間とし、引き続き、医療提供・検査体制の強化を図るとともに、期間終了時には1日あたり新規感染者50人を切る程度となるよう、全ての県民の皆様とともに、「オール岐阜」で全力をあげて以下のまん延防止対策を進めてまいります。

しかしながら、本県の感染状況が、さらに悪化した場合は、休業要請など、人の行動の抑制につながるよう一段と強力な追加策を検討してまいります。

県民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

対策 1 飲食対策

【飲食店等向け】

- (1) 飲食店等に対する営業時間の短縮要請 法第31条の6第1項
協力金の支給にあたっては以下を要件とする
- ・ 終日、酒類の提供を行わないこと
 - ・ カラオケ設備の利用自粛

対象期間：5月9日（日）から5月31日（月）まで（23日間）

※ただし、9日～11日は猶予期間とする。

要請内容：飲食店等の営業時間の短縮 5時から20時まで

対象エリア：岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、養老町、北方町（計16市町）

協力金：一日あたり以下の金額とする。※全期間時短を実施した場合のみ
1店舗あたり中小企業：3万円～10万円
大企業：1日あたりの売上高の減少額×0.4
（上限20万円。中小企業も選択可）

- (2) 時短要請対象区域内全ての飲食店等に対し、酒類の提供を行わないよう要請 法第31条の6第1項
- (3) カラオケ設備を有する県内全ての店舗において、利用自粛を要請 法第24条第9項 法第31条の6第1項
- (4) 行政による飲食店の見回り調査を強化し、上記（1）～（3）の要請への協力やアクリル板の設置等、感染防止対策を徹底
- (5) 対策により大きな影響を受けた中小法人・個人事業者等に対する支援制度（国において準備中）

【県民向け】

- (6) 感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用自粛要請

法第24条第9項 第31条の6第2項

- (7) 自宅を含めて、大人数・長時間での飲酒の自粛要請
- (8) 河川敷等におけるバーベキューの自粛要請（河川敷等への進入路を閉鎖）

対策2 外出移動の自粛（特に若者）

- (1) 日中を含めた不要不急の外出・移動の自粛 法第24条第9項
- (2) 愛知県をはじめ、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域との往来自粛
- (3) 電車やバスなどの交通事業者に対して、乗車時のマスク着用の徹底を依頼

対策3 イベント等の開催制限

- (1) イベント等の催事については、以下のとおり主催者に対して要請 法第24条第9項
 - ・収容率について、大声での歓声・声援がある場合50%以内
 - ・参加人数について、5,000人を上限
- (2) 県、市町村、指定管理者主催の5月末までのイベントについて、見直し

対策4 外国人県民向けの感染防止対策

- (1) 外国人パブ、教会、日本語教室、外国人県民を雇用する事業所への予防的検査の積極的な実施

対策5 教育現場における感染防止対策

- (1) 部活動、課外活動の制限、学校における遠隔授業等の推進について検討

対策6 高齢者向けワクチンの優先接種

- (1) 市町村、医療関係機関とともに「オール岐阜」体制で、高齢者のワクチン接種を7月末までに実施
- (2) 市町村と協調し、時間外・休日におけるワクチン接種に対する医療関係機関への協力金の創設と接種費用の上乗せを検討

対策7 広報

- (1) 動画などによる感染防止対策の積極的な啓発

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の
全部を変更する公示（案）

令和3年 月 日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第3項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和3年4月1日）の全部を次のとおり変更する。

記

(1) まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和3年4月5日から5月31日までとする。(2)の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。

- ・宮城県については、感染状況等に特段の事情がない限り、令和3年4月5日から5月11日までとし、期間の延長は行わないこととする。
- ・沖縄県については、令和3年4月12日から5月31日までとする。
- ・愛知県については、令和3年4月20日から5月11日までとする。
- ・埼玉県、千葉県及び神奈川県については、令和3年4月20日から5月31日までとする。
- ・愛媛県については、令和3年4月25日から5月31日までとする。
- ・北海道、岐阜県及び三重県については、令和3年5月9日から5月31日までとする。

ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第4項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

(2) まん延防止等重点措置を実施すべき区域

北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、愛媛県及び沖縄県の区域とする。

(3) まん延防止等重点措置の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。

(案)

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和3年○月○日変更）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。国内において、感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生し、一部の地域で感染拡大が見られてきたため、令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）附則第1条の2第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する法第14条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、法第15条第1項に基づく政府対策本部が設置された。

国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要である。

その上で、まずは、後述する「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行うことをより一層推進し、さらに、積極的疫学調査等によりクラスター（患者間の関連が認められた集団。以下「クラスター」という。）の発生を抑えることが、いわゆるオーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大（以下「オーバーシュート」という。）の発生を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるためには重要である。

また、必要に応じ、外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせることで実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、上記の封じ込めを図るためにも、また、医療提供体制を崩壊させないためにも、重要である。

併せて、今後、国内で感染者数が急増した場合に備え、重症者等への対応を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整えるよう準備することも必要である。

既に国内で感染が見られる新型コロナウイルス感染症に関しては、

- ・ 肺炎の発生頻度が、季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあること
- ・ 感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状況であること

が、総合的に判断されている。

このようなことを踏まえて、令和2年4月7日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長（以下「政府対策本部長」という。）は法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和2年4月7日から令和2年5月6日までの29日間であり、緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県とした。

以後、4月16日に、各都道府県における感染状況等を踏まえ、全都道府県について緊急事態措置区域とし、5月4日には、全都道府県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和2年5月31日まで延長することとした。その後、各都道府県における感染状況等を踏まえ、段階的に緊急事態措置区域を縮小していった。

5月25日に、感染状況等を分析し、総合的に判断した結果、全ての都道府県が緊急事態措置区域に該当しないこととなったため、政府対策本部長は、法第32条第5項に基づき、緊急事態解除宣言を行った。

その後、新規報告数は、10月末以降増加傾向となり、11月以降その傾向が強まっていった。12月には首都圏を中心に新規報告数は過去最多の状況が継続し、医療提供体制がひっ迫している地域が見受けられた。

こうした感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況に鑑み、令和3年1月7日、政府対策本部長は、法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和3年1月8日から令和3年2月7日までの31日間であり、緊急事態措置区域は東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県とした。

令和3年1月13日には、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を加える変更を行った。

令和3年2月2日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、2月8日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の10都府県に変更するとともに、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年3月7日まで延長することとした。

政府は、新型コロナウイルス感染症に係る対策を強化するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「まん延防止等重点措置」という。）の創設などを含む新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案を国会に提出し、令和3年2月3日に成立した。これにより改正された法は令和3年2月13日に施行された。

令和3年2月26日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、3月1日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域を埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の4都県に変更することとした。

令和3年3月5日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、法第32条第3項に基づき、引き続き埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の4都県を緊急事態措置区域とし、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年3月21日まで延長することとした。

令和3年3月18日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対

する負荷の状況について分析・評価を行い、全ての都道府県が緊急事態措置区域に該当しないこととなったため、緊急事態措置を実施すべき期間とされている3月21日をもって緊急事態措置を終了した。

緊急事態宣言の解除後は、「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」（令和3年3月18日新型コロナウイルス感染症対策本部とりまとめ。以下「緊急事態宣言解除後の対応」という。）を踏まえ、社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を進めていくこととした。

令和3年4月1日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、感染の再拡大を防止する必要性が高いこと等から、法第31条の4第1項に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月5日から令和3年5月5日までの31日間とし、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）を宮城県、大阪府及び兵庫県とする公示を行った。

令和3年4月9日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、4月12日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域に東京都、京都府及び沖縄県を加える変更を行うとともに、東京都におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月12日から令和3年5月11日までの30日間とし、京都府及び沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月12日から令和3年5月5日までの24日間とする旨の公示を行った。

令和3年4月16日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、4月20日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域に埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県を加える変更を行うとともに、埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月20日から令和3年5月11日までの22日間とする旨の公示を行った。

新規報告数は令和3年3月上旬以降、大都市部を中心に増加が続き、重

症者数も増加が見られた。また、影響が懸念される変異株の感染者の増加がみられ、急速に従来株からの置き換わりが進みつつある。

こうした状況を踏まえ、令和3年4月23日には、政府対策本部長は、法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和3年4月25日から令和3年5月11日までの17日間であり、緊急事態措置区域は東京都、京都府、大阪府及び兵庫県とした。

また、同じく令和3年4月23日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、法第31条の4第3項に基づき、4月25日以降については、重点措置区域に愛媛県を加え、緊急事態措置区域とされた東京都、京都府、大阪府及び兵庫県を重点措置区域から除外する変更を行うとともに、宮城県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を「令和3年4月5日から令和3年5月5日まで」から「令和3年4月5日から令和3年5月11日まで」、沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を「令和3年4月12日から令和3年5月5日まで」から「令和3年4月12日から令和3年5月11日まで」と変更し、愛媛県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月25日から令和3年5月11日までの17日間とする旨の公示を行った。

令和3年5月7日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、大都市部を中心に新規陽性者数が高い水準にあり、医療提供体制のひっ迫も見られることなどから、5月12日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として東京都、京都府、大阪府及び兵庫県に加え、愛知県及び福岡県を追加する変更を行うとともに、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年5月31日まで延長することとした。

また、同じく令和3年5月7日に、5月9日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域に北海道、岐阜県及び三重県を加え、5月12日以降については、宮城県を除外する変更を行うとともに、北海道、岐阜県及び三重県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を

令和3年5月9日から令和3年5月31日までの23日間とし、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県及び沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年5月31日まで延長する旨の公示を行った。

本指針は、国民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に把握し、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が気持ちを一つにして、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、今後講じるべき対策を現時点で整理し、対策を実施するに当たって準拠となるべき統一的指針を示すものである。

一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、令和3年5月5日までに、合計613,355人の感染者、10,513人の死亡者が確認されている。

令和2年4月から5月にかけての緊急事態宣言下において、東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県の13都道府県については、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要があったことから、本対処方針において特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）の中でも「特定警戒都道府県」と位置付けて対策を促してきた。

また、これら特定警戒都道府県以外の県についても、都市部からの人の移動等によりクラスターが都市部以外の地域でも発生し、感染拡大の傾向が見られ、そのような地域においては、医療提供体制が十分に整っていない場合も多いことや、全都道府県が足並みをそろえた取組が行われる必要があったことなどから、全ての都道府県について緊急事態措置区域として感染拡大の防止に向けた対策を促してきた。

その後、5月1日及び4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）の見解を踏まえ、引き続き、それまでの枠組みを維持し、全ての都道府県について緊急事態措置区域（特定警戒都道

府県は前記の 13 都道府県とする。)として感染拡大の防止に向けた取組を進めてきた。

その結果、全国的に新規報告数の減少が見られ、また、新型コロナウイルス感染症に係る重症者数も減少傾向にあることが確認され、さらに、病床等の確保も進み、医療提供体制のひっ迫の状況も改善されてきた。

5月14日には、その時点における感染状況等の分析・評価を行い、総合的に判断したところ、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の8都道府県については、引き続き特定警戒都道府県として、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていくこととなった。

また、5月21日には、同様に、分析・評価を行い、総合的に判断したところ、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の5都道県については、引き続き特定警戒都道府県として、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要があった。

その後、5月25日に改めて感染状況の変化等について分析・評価を行い、総合的に判断したところ、全ての都道府県が緊急事態措置区域に該当しないこととなったため、同日、緊急事態解除宣言が発出された。

緊急事態宣言解除後、主として7月から8月にかけて、特に大都市部の歓楽街における接待を伴う飲食店を中心に感染が広がり、その後、周辺地域、地方や家庭・職場などに伝播し、全国的な感染拡大につながっていった。

この感染拡大については、政府及び都道府県、保健所設置市、特別区(以下「都道府県等」という。)が連携し、大都市の歓楽街の接待を伴う飲食店等、エリア・業種等の対象を絞った上で、重点的なPCR検査の実施や営業時間短縮要請など、メリハリの効いた対策を講じることにより、新規報告数は減少に転じた。

また、8月7日の新型コロナウイルス感染症対策分科会(以下「分科会」という。)においては、今後想定される感染状況に応じたステージの分類を行うとともに

に、ステージを判断するための指標（以下「ステージ判断の指標」という。）及び各ステージにおいて講じるべき施策が提言された。その後、2度の緊急事態宣言の経験を通じ、感染の早期探知のための指標及びステージ判断における、よりの確な評価方法が明らかになってきたことを踏まえ、令和3年4月15日の分科会提言において、感染の再拡大防止に向けて、感染の予兆を早期に探知するため、ステージ判断の指標等の精緻化及び補強が行われた。

この提言を踏まえ、今後、緊急事態宣言の発出及び解除（緊急事態措置区域の追加及び除外を含む。）の判断に当たっては、以下を基本として判断することとする。その際、「ステージ判断の指標」は、提言において、あくまで目安であり、これらの指標をもって機械的に判断するのではなく、政府や都道府県はこれらの指標を総合的に判断すべきとされていることに留意する。また、緊急事態措置区域を定めるに当たっては、都道府県間の社会経済的なつながり等を考慮する。

（緊急事態宣言発出の考え方）

国内での感染拡大及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況（特に、分科会提言におけるステージⅣ相当の対策が必要な地域の状況等）を踏まえて、全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が新型インフルエンザ等対策推進会議基本的対処方針分科会（以下「基本的対処方針分科会」という。）の意見を十分踏まえた上で総合的に判断する。

（緊急事態宣言解除の考え方）

国内での感染及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況（特に、緊急事態措置区域が、分科会提言におけるステージⅢ相当の対策が必要な地域になっているか等）を踏まえて、政府対策本部長が基本的対処方針分科会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断する。

なお、緊急事態宣言の解除後の対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続ける。

令和2年8月28日には政府対策本部において、「新型コロナウイルス感

染症に関する今後の取組」がとりまとめられ、重症化するリスクが高い高齢者や基礎疾患がある者への感染防止を徹底するとともに、医療資源を重症者に重点化すること、また、季節性インフルエンザの流行期に備え、検査体制、医療提供体制を確保・拡充することとなった。

夏以降、減少に転じた新規報告数は、10月末以降増加傾向となり、11月以降その傾向が強まっていったことから、クラスター発生時の大規模・集中的な検査の実施による感染の封じ込めや感染拡大時の保健所支援の広域調整等、政府と都道府県等が密接に連携しながら、対策を講じていった。また、10月23日の分科会においては、「感染リスクが高まる「5つの場面」」を回避することや、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を周知することなどの提言がなされた。12月には首都圏を中心に新規報告数は過去最多の状況が継続し、医療提供体制がひっ迫している地域が見受けられた。

こうした感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況に鑑み、令和3年1月7日、政府対策本部長は、法第32条第1項に基づき、緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年1月8日から令和3年2月7日までの31日間とし、緊急事態措置区域を東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県とする緊急事態宣言を行った。

令和3年1月13日には、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を加える変更を行った。

令和3年2月2日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、2月8日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の10都府県に変更するとともに、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年3月7日まで延長した。

令和3年2月26日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、3月1日以降については、法

第 32 条第 3 項に基づき、緊急事態措置区域を埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県 の 4 都県に変更することとした。

令和 3 年 3 月 5 日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、法第 32 条第 3 項に基づき、引き続き埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県 の 4 都県を緊急事態措置区域とし、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和 3 年 3 月 21 日まで延長することとした。

令和 3 年 3 月 18 日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、全ての都道府県が緊急事態措置区域に該当しないこととなったため、緊急事態措置を実施すべき期間とされている 3 月 21 日をもって緊急事態措置を終了することとした。

また、3 月 18 日、政府対策本部において、「緊急事態宣言解除後の対応」がとりまとめられ、社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を進めていくこととなった。

令和 3 年 2 月 3 日に成立した新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 5 号）の施行（以下「改正法の施行」という。）を踏まえ、まん延防止等重点措置の実施及び終了の判断に当たっては、以下を基本として判断する。その際、「ステージ判断の指標」は、分科会提言において、あくまで目安であり、これらの指標をもって機械的に判断するのではなく、政府や都道府県はこれらの指標を総合的に判断すべきとされていることに留意する。また、提言において示された「早期探知のための指標」等も活用し、感染拡大の予兆を早期に探知し、まん延防止等重点措置を含む様々な強い感染対策等を早期に講じるものとする。

（まん延防止等重点措置の実施の考え方）

都道府県の特定の区域において感染が拡大し、当該都道府県全域に感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあると認められる事態が発生していること（特に、分科

会提言におけるステージⅢ相当の対策が必要な地域の状況になっている等)を踏まえ、政府対策本部長が基本的対処方針分科会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断する。

また、都道府県がステージⅡ相当の対策が必要な地域においても、当該都道府県の特定の区域において感染が急速に拡大し、都道府県全域に感染が拡大するおそれがあると認められる場合や、都道府県がステージⅢ相当の対策が必要な地域において、感染が減少傾向であっても、当該都道府県の特定の区域において感染水準が高い又は感染が拡大しているなど、感染の再拡大を防止する必要性が高い場合に、政府対策本部長が基本的対処方針分科会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断する。

(まん延防止等重点措置の終了の考え方)

都道府県の感染及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況(特に、まん延防止等重点措置を実施している区域の感染状況が、都道府県全域に感染を拡大させるおそれがない水準か等)を踏まえて、政府対策本部長が基本的対処方針分科会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断する。

令和3年4月1日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、感染の再拡大を防止する必要性が高いこと等から、法第31条の4第1項に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月5日から令和3年5月5日までの31日間とし、重点措置区域を宮城県、大阪府及び兵庫県とする公示を行った。

令和3年4月9日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、4月12日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域に東京都、京都府及び沖縄県を加える変更を行うとともに、東京都におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月12日から令和3年5月11日までの30日間とし、京都府及び沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月12日から令和3年5月5日までの24日間とする旨の公示を行った。

令和3年4月16日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、4月20日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域に埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県を加える変更を行うとともに、埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月20日から令和3年5月11日までの22日間とする旨の公示を行った。

その後、令和3年4月23日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、政府対策本部長は、法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和3年4月25日から令和3年5月11日までの17日間であり、緊急事態措置区域は東京都、京都府、大阪府及び兵庫県とした。

また、同じく令和3年4月23日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、法第31条の4第3項に基づき、4月25日以降については、重点措置区域に愛媛県を加え、緊急事態措置区域とされた東京都、京都府、大阪府及び兵庫県を重点措置区域から除外する変更を行うとともに、宮城県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を「令和3年4月5日から令和3年5月5日まで」から「令和3年4月5日から令和3年5月11日まで」、沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を「令和3年4月12日から令和3年5月5日まで」から「令和3年4月12日から令和3年5月11日まで」と変更し、愛媛県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月25日から令和3年5月11日までの17日間とする旨の公示を行った。

令和3年5月7日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、5月12日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として東京都、京都府、大阪府及び兵庫県に加え、愛知県及び福岡県を追加する変更を行うとともに、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年5月31日まで延長することとした。

また、同じく令和3年5月7日に、5月9日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域に北海道、岐阜県及び三重県を加え、5月12日以降については、宮城県を除外する変更を行うとともに、北海道、岐阜県及び三重県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年5月9日から令和3年5月31日までの23日間とし、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県及び沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年5月31日まで延長する旨の公示を行った。

新型コロナウイルス感染症については、以下のような特徴がある。

- ・ 新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、重症化する人の割合や死亡する人の割合は年齢によって異なり、高齢者は高く、若者は低い傾向にある。令和2年6月から8月に診断された人における重症化する割合や死亡する割合は1月から4月までと比べて低下している。重症化する人の割合は約1.6%（50歳代以下で0.3%、60歳代以上で8.5%）、死亡する人の割合は、約1.0%（50歳代以下で0.06%、60歳代以上で5.7%）となっている。
- ・ 重症化しやすいのは、高齢者と基礎疾患のある人で、重症化のリスクとなる基礎疾患には、慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満がある。
- ・ 新型コロナウイルスに感染した人が他の人に感染させる可能性がある期間は、発症の2日前から発症後7日から10日間程度とされている。また、この期間のうち、発症の直前・直後で特にウイルス排出量が高くなると考えられている。

新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、他の人に感染させているのは2割以下で、多くの方は他の人に感染させていないと考えられている。

- ・ 新型コロナウイルス感染症は、主に飛沫感染や接触感染によって感染し、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離

での会話や発声が行われる) という3つの条件 (以下「三つの密」という。)の環境で感染リスクが高まる。このほか、飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりといった場面でも感染が起きやすく、注意が必要である。

- 新型コロナウイルス感染症を診断するための検査には、PCR 検査、抗原定量検査、抗原定性検査等がある。新たな検査手法の開発により、検査の種類や症状に応じて、鼻咽頭ぬぐい液だけでなく、唾液や鼻腔ぬぐい液を使うことも可能になっている。なお、抗体検査は、過去に新型コロナウイルス感染症にかかったことがあるかを調べるものであるため、検査を受ける時点で感染しているかを調べる目的に使うことはできない。
- 新型コロナウイルス感染症の治療は、軽症の場合は経過観察のみで自然に軽快することが多く、必要な場合に解熱薬などの対症療法を行う。呼吸不全を伴う場合には、酸素投与やステロイド薬 (炎症を抑える薬)・抗ウイルス薬の投与を行い、改善しない場合には人工呼吸器や体外式膜型人工肺 (Extracorporeal membrane oxygenation : ECMO) 等による集中治療を行うことがある。
- 一般的にウイルスは増殖・流行を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約 2 週間で一か所程度の速度でその塩基が変異していると考えられている。現在、B.1.617 (インドで最初に検出された変異株) などを含め、新たな変異株が世界各地で確認されており、こうした新たな変異株に対して警戒を強めていく必要がある。国立感染症研究所では、こうした変異をリスク分析し、その評価に応じて、変異株を懸念される変異株 (Variant of Concern : VOC) と注目すべき変異株 (Variant of Interest : VOI) に分類している。国立感染症研究所によると、懸念される変異株は、B.1.1.7 (英国で最初に検出された変異株)、B.1.351 (南アフリカで最初に検出された変異株)、P.1 (日本でブラジルからの渡航者に最初に検出された変異株)、P.3 (フィリピンで最初に検出された変異株) がある。これらの変異株に

については、従来株よりも感染しやすい可能性がある（英国で最初に検出された変異株の実効再生産数の期待値は従来株の 1.32 倍と推定）。また、英国や南アフリカで最初に検出された変異株については、重症化しやすい可能性も指摘されている。また、南アフリカで最初に検出された変異株、日本でブラジルからの渡航者に最初に検出された変異株、フィリピンで最初に検出された変異株は、従来株より、免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されている。これら懸念される変異株の割合が関西では高い水準が継続しており、従来株から置き換わったと推定されている。他の地域でも割合が上昇傾向にあり、今後、全国的に置き換わっていくことが予想される。また、注目すべき変異株は、R.1（E484K がある変異株）、B.1.427/B.1.429（米国で最初に検出された変異株）、B.1.617（インドで最初に検出された変異株）がある。これら注目すべき変異株に対しては、その疫学的特性を分析し、引き続き、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握する必要があるとされている。

国立感染症研究所によると、変異株であっても、個人の基本的な感染予防策としては、従来と同様に、特に「感染リスクが高まる「5つの場面」」など「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等が有効であり、推奨されている。

- ・ 日本国内におけるウイルスの遺伝子的な特徴を調べた研究によると、令和2年1月から2月にかけて、中国武漢から日本国内に侵入した新型コロナウイルスは3月末から4月中旬に封じ込められた一方で、その後、欧米経由で侵入した新型コロナウイルスが日本国内に拡散したものと考えられている。7月、8月の感染拡大は、検体全てが欧州系統から派生した2系統に集約されたものと考えられる。現時点では、国内感染は国内で広がったものが主流と考えられる。
- ・ また、ワクチンについては、令和3年前半までに全国民に提供できる数量の確保を目指すこととしており、これまでモデルナ社、アストラゼネカ社及びファイザー社のワクチンの供給を受けることについて契約締結に至っている。ワクチンの接種を円滑に実施するため、予防接種法（昭和23年法律第68号）の改正を行うとともに、分科会での議論経過等を踏まえ、内閣官房及び厚生労働省において令和3年2月9日に「新

型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について」(以下「ワクチン接種について」という。)をとりまとめた。その後、2月14日にはファイザー社のワクチンが薬事承認され、厚生科学審議会等を経て、2月17日に医療従事者向けの先行接種を開始し、4月12日より高齢者への接種を開始した。その他、アストラゼネカ社及びモデルナ社のワクチンについて薬事承認申請がなされており、現在、安全性及び有効性の確認を最優先に、迅速審査を行っている。

- ・ 新型コロナウイルス感染症による日本での経済的な影響を調べた研究では、クレジットカードの支出額によれば、人との接触が多い業態や在宅勤務(テレワーク)の実施が困難な業態は、令和2年3月以降、売り上げがより大きく減少しており、影響を受けやすい業態であったことが示されている。また、同年4～6月期の国内総生産(GDP)は実質で前期比8.3%減、年率換算で29.3%減を記録した。

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- ① これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。
- ② 緊急事態措置区域においては、感染拡大の主な起点となっている飲食の場面に対する対策の強化を図るとともに、変異株の感染者が増加していること等を踏まえ、人と人との接触機会を減らすために、人の流れを抑制するための**取組を行う**など、徹底した感染防止策に取り組む。
- ③ 重点措置区域においては、都道府県が定める期間、区域等において、飲食を伴うものなど感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面等に効果的な対策を徹底する。
- ④ その他の感染の再拡大が認められる地域では、政府と都道府県が密接に連携しながら、重点的・集中的なPCR検査や営業時間短縮要請等を実施するとともに、まん延防止等重点措置を機動的に活用するなど、速やかに効果的で強い感染対策等を講じる。

- ⑤ 感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる「5つの場面」」を回避すること等を促すとともに、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践と科学的知見等に基づく進化を促していく。
- ⑥ 的確な感染防止策及び経済・雇用対策により、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を持続的に可能としていく。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすため、迅速なワクチンの接種を進める。
- ⑧ 緊急事態措置区域、重点措置区域においては、医療提供体制等の確保に全力をあげて取り組む。その他の地域も併せ、「相談・受診・検査」～「療養先調整・移送」～「転退院・解除」まで、一連の患者対応が目詰まりなく行われ、病床・宿泊療養施設が最大限活用されるよう留意しつつ、感染拡大時に確実に機能する医療提供体制を整備する。

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) 情報提供・共有

- ① 政府は、地方公共団体と連携しつつ、以下の点について、国民の共感が得られるようなメッセージを発出するとともに、状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。
 - ・ 発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供。
 - ・ 国民に分かりやすい疫学解析情報の提供。
 - ・ 医療提供体制及び検査体制に関する分かりやすい形での情報の提供。
 - ・ 変異株についての正確で分かりやすい情報の提供。
 - ・ 「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に向けた周知。
 - ・ 室内で「三つの密」を避けること。特に、日常生活及び職場において、人

混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促すこと。

- ・ 令和2年10月23日の分科会で示された、「感染リスクが高まる「5つの場面」」（飲酒を伴う懇親会やマスクなしでの会話など）や、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」（なるべく普段一緒にいる人と少人数、席の配置は斜め向かい、会話の時はマスク着用等）の周知。
- ・ 不織布マスク等の感染予防策の効果や隙間が出来ないような着用方法の周知。
- ・ 大型連休等、人の移動が活発化する時期に際して、感染が拡大している地域との往来に関する自粛の要請を含め、感染状況に応じて、必要な注意喚起や呼びかけを行うこと。
- ・ 業種別ガイドライン等の実践。特に、飲食店等について、業種別ガイドラインを遵守している飲食店等を利用するよう、促すこと。
- ・ 風邪症状等体調不良がみられる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。
- ・ 感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、あらかじめ厚生労働省が定める方法による必要があることの周知。
- ・ 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方を分かりやすく周知すること。
- ・ 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
- ・ 従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
- ・ 国民の落ち着いた対応（不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛等や商店への殺到の回避及び買い占めの防止）の呼びかけ。
- ・ 接触確認アプリ（COVID-19 Contact-Confirming Application：COCO A）のインストールを呼びかけるとともに、陽性者との接触があった旨の通知があった場合における適切な機関への受診の相談や陽性者と診断された場合

における登録の必要性についての周知。併せて、地域独自のQRコード等による追跡システムの利用の呼びかけ。

- ② 政府は、広報担当官を中心に、官邸のウェブサイトにおいて厚生労働省等関係省庁のウェブサイトへのリンクを紹介するなどして有機的に連携させ、かつ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等の媒体も積極的に活用することで、迅速かつ積極的に国民等への情報発信を行う。
- ③ 政府は、民間企業等とも協力して、情報が必ずしも届いていない層に十分な情報が行き届くよう、丁寧な情報発信を行う。
- ④ 厚生労働省は、感染症やクラスターの発生状況について迅速に情報を公開する。
- ⑤ 外務省は、全世界で感染が拡大していることを踏まえ、各国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑥ 政府は、検疫所からの情報提供に加え、企業等の海外出張又は長期の海外滞在のある事業所、留学や旅行機会の多い大学等においても、帰国者への適切な情報提供を行い、渡航の是非の判断・確認や、帰国者に対する14日間の外出自粛の要請等の必要な対策を講じるよう周知を図る。
- ⑦ 政府は、国民、在留外国人、外国人旅行者及び外国政府に対し、帰国時・入国時の手続や目的地までの交通手段の確保等について適切かつ迅速な情報提供を行い、国内でのまん延防止と風評対策につなげる。また、政府は、日本の感染対策や感染状況の十分な理解を醸成するよう、諸外国に対して情報発信に努める。
- ⑧ 地方公共団体は、政府との緊密な情報連携により、様々な手段により住民に対して地域の感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行う。
- ⑨ 都道府県等は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により得られた情報を分析し、今後の対策に資する知見をまとめて、国民に還元するよう努める。
- ⑩ 政府は、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に基づく「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえた対応を行う。地方公共団

体も、これに準じた対応に努める。

(2) サーベイランス・情報収集

- ① 感染の広がりを把握するために必要な検査を実施し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条に基づく医師の届出等によりその実態を把握する。
- ② 厚生労働省及び都道府県等は、感染が拡大する傾向が見られる場合はそれを迅速に察知して的確に対応できるよう、戦略的サーベイランス体制を整えておく必要がある。また、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を進めるためにも感染状況を的確に把握できる体制をもつことが重要であるとの認識の下、地方衛生研究所や民間の検査機関等の関係機関における検査体制の一層の強化、地域の関係団体と連携した地域外来・検査センターの設置等を迅速に進めるとともに、新しい検査技術についても医療現場に迅速に導入する。都道府県は、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、民間の検査機関等の活用促進を含め、PCR検査等の実施体制の把握・調整等を図る。さらに、厚生労働省は、PCR検査及び抗原検査の役割分担について検討・評価を行う。また、これらを踏まえ、検査が必要な者に、より迅速・円滑に検査を行い、感染が拡大している地域においては、医療・介護従事者、入院・入所者等関係者に対し、PCR検査等による幅広い検査の実施に向けて取組を進めるとともに、院内・施設内感染対策の強化を図る。令和3年2月8日時点で緊急事態措置区域であった10都府県に対し、感染多数地域における高齢者施設の従事者等の検査の集中的実施計画に基づく検査を、3月中までを目途に着実に実施するよう求めるとともに、さらに、これらの都府県の歓楽街のある大都市はもとより、その他の地方公共団体も地域の感染状況に応じ、4月から6月にかけて、新たな集中的実施計画に基づく検査を定期的実施するよう求める。併せて、好事例の横展開等を通じ、検査を受ける施設を増加させる。また、政府は、医療機関や高齢者施設等において従事者等に症状が現れた場合に、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、迅速に

- 検査を実施できるよう、都道府県と連携しつつ抗原簡易キット最大約800万回程度分を5月中旬を目途に確保の上、従事者数等に応じた形で、速やかに配布を開始し、可能な限り早く施設への配布を進める。また、政府は、緊急事態措置区域であった都道府県等と連携しつつ、再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、幅広いPCR検査等（モニタリング検査）やデータ分析を実施する。政府と都道府県等で協働して今後の感染拡大局面も見据えた準備を進めるため、厚生労働省は、財政的な支援をはじめ必要な支援を行い、都道府県等は、相談・検体採取・検査の一連のプロセスを通じた対策を実施する。また、社会経済活動の中で希望により受ける民間検査については、感染症法第16条の2に基づき、民間検査機関に精度管理や提携医療機関の決定等の協力を求めることなどにより環境整備を進めていく。
- ③ 厚生労働省は、感染症法第12条に基づく医師の届出とは別に、市中での感染状況を含め国内の流行状況等を把握するため、抗体保有状況に関する調査など有効なサーベイランスを実施する。また、いわゆる超過死亡については、新型コロナウイルス感染症における超過死亡を推計し、適切に把握する。
 - ④ 厚生労働省は、医療機関や保健所の事務負担の軽減を図りつつ、患者等に関する情報を関係者で迅速に共有するための情報把握・管理支援システム（Health Center Real-time Information-sharing System on COVID-19：HER-SYS）を活用し、都道府県別の陽性者数等の統計データの収集・分析を行うとともに、その結果を適宜公表し、より効果的・効率的な対策に活用していく。
 - ⑤ 政府は、医療機関の空床状況や人工呼吸器・ECMOの保有・稼働状況等を迅速に把握する医療機関等情報支援システム（Gathering Medical Information System：GMIS）を構築・運営し、医療提供状況やPCR検査等の実施状況等を一元的かつ即座に把握するとともに、都道府県等にも提供し、迅速な患者の受入調整等にも活用する。
 - ⑥ 文部科学省及び厚生労働省は、学校等での集団発生の把握の強化を図る。
 - ⑦ 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症に関するいわゆる後遺症について、諸外国で報告もあることも踏まえ、調査・研究を進める。

- ⑧ 政府及び都道府県等は、変異株スクリーニング検査での抽出を早期に 40% 程度まで引き上げ、全国的な監視体制を強化する。また、厚生労働省及び文部科学省は、国立感染症研究所・都道府県等・民間検査機関や大学等間の連携を一層促進し、変異株 PCR 検査やゲノム解析を強化する。さらに、都道府県等は変異株事例が発生した場合には、積極的疫学調査の強化や幅広い関係者への検査を徹底する。これらの取組により、クラスターの迅速な封じ込めを図るとともに、社会全体での変異株の感染拡大の防止を図る。また、厚生労働省は、国立感染症研究所と連携して、新たな変異株に対して、引き続き、その疫学的特性を分析し、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握する。
- ⑨ 都道府県等は、感染症法第 12 条及び第 15 条に基づき、地方公共団体間での迅速な情報共有を行うとともに、都道府県は、分科会提言で示された「早期探知のための指標」等も参考に、県下の感染状況について、リスク評価を行う。
- ⑩ 遺伝子配列を分析するにあたり、公衆衛生対策を進めていく上で必要な情報を、国立感染症研究所において収集を行う。

(3) まん延防止

1) 外出の自粛（後述する「4）職場への出勤等」を除く）

特定都道府県は、法第 45 条第 1 項に基づき、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛について協力の要請を行うものとする。特に、20 時以降の不要不急の外出自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること、及び感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることについて、住民に徹底する。また、変異株の感染者が増加していることを踏まえ、他の地域への感染拡大を防止する観点から、不要不急の都道府県間の移動は、極力控えるように促す。

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とする。

また、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底するとともに、あらゆる機会を捉えて、令和2年4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、10月23日の分科会で示された、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を活用して住民に周知を行うものとする。

また、特定都道府県は、人の流れの抑制につなげる観点から、地下鉄、バス等の交通事業者に対して、終電の繰上げや主要ターミナルにおける検温の実施等、必要な協力の依頼等を行うものとする。また、事業者に対して、屋外照明（防犯対策上、必要なものを除く）の夜間消灯等、必要な協力の依頼等を行うものとする。

2) 催物（イベント等）の開催制限

特定都道府県は、当該地域で開催される催物（イベント等）について、主催者等に対して、法第24条第9項に基づき、別途通知する目安を踏まえた規模要件等（人数上限5000人かつ収容率50%等）を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うとともに、開催を21時までとするよう要請を行うものとする。併せて、開催に当たっては、業種別ガイドラインの遵守の徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底するよう、主催者等に求めるものとする。

また、スマートフォンを活用した接触確認アプリ（COCOA）について、検査の受診等保健所のサポートを早く受けられることやプライバシーに最大限配慮した仕組みであることを周知し、民間企業・団体等の幅広い協力を得て引き続き普及を促進する。

3) 施設の使用制限等（前述の「2）催物（イベント等）の開催制限」、後述する「7）学校等の取扱い」を除く）

- ① 特定都道府県は、法第45条第2項等に基づき、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等（飲食業の許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込みを認めている飲食店を含む。酒類及びカ

ラオケ設備の提供を取り止める場合を除く。) に対して休業要請を行うとともに、上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトを除く。) に対して、営業時間の短縮(20 時までとする。) の要請を行うものとする。**なお**、改正法の施行により、命令、過料の規定が設けられたことを踏まえ、その手続に関しては、別途通知する手続に沿って行うことに留意する。

特定都道府県は、人の流れを抑制する観点から、法第 24 条第 9 項に基づき、別途通知するところにより、飲食店以外の新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成 25 年政令第 122 号。以下「令」という。) 第 11 条第 1 項各号に規定する施設のうち、多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計が千平方メートルを超える施設に対して、**営業時間の短縮(20 時までとする。) を要請するものとする。**

また、特定都道府県は、前述「2) 催物(イベント等) の開催制限」の取扱いを踏まえ、法第 24 条第 9 項に基づき、別途通知する施設の管理者に対して、**別途通知する目安を踏まえた規模要件等(人数上限 5000 人かつ収容率 50%等) を設定し、その要件に沿った施設の使用及び 21 時までの開催を要請するものとする。**

以上のほか、特定都道府県は、地域の感染状況等を踏まえ、都道府県知事の判断により、**令第 11 条第 1 項各号に規定する施設のうち、多数の者が利用する施設に対する使用制限等を含めて、施設管理者等** に対して必要な協力を要請**できるものとする。**要請を行う場合は、あらかじめ政府と迅速に情報共有を行う。

特定都道府県は、法第 24 条第 9 項に基づき、事業者に対して、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うものとする。

また、地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、法第 45 条第 2 項に基づき、「入場をする者の整理等」「入場をする者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等)」等、

令第12条に規定される各措置について事業者に対して要請を行うものとする。なお、人が密集すること等を防ぐため、「入場をする者の整理等」を行う場合は、別途通知する取扱いを踏まえ、事業者に対して要請を行うとともに、事業者に対して、入場整理等の実施状況をホームページ等を通じて広く周知するよう働きかけるものとする。

以上の要請に当たっては、関係機関とも連携し、休業要請及び営業時間の短縮等を徹底するための対策・体制の強化を行い、原則として全ての施設に対して実地に働きかけを行う。その際、併せて、事業者に対して、業種別ガイドラインの遵守を働きかける。また、特定都道府県は、法第45条第1項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起や自粛の要請等を行うものとする。

特定都道府県は、公立の施設等について、措置期間における閉館や閉園等を検討するものとする。

- ② 政府は、地方創生臨時交付金に設けた「協力要請推進枠」により、営業時間短縮要請等と協力金の支払いを行う都道府県を支援する。
- ③ 事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、業種別ガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進める。その際、政府は、専門家の知見を踏まえ、関係団体等に必要な情報提供や助言等を行う。

4) 職場への出勤等

- ① 政府及び特定都道府県は、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。
 - ・ 職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すこと。
 - ・ 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること。
 - ・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を

低減する取組を強力に推進すること。

- ・ 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、社員寮等の集団生活の場での対策等）や「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう、実践例も活用しながら促すこと。特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知すること。さらに、職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかけること。
 - ・ 高齢者や基礎疾患を有する者など重症化リスクのある労働者及び妊娠している労働者や同居家族にそうした者がいる労働者については、本人の申出等を踏まえ、テレワークや時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行うこと。
 - ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。
- ② 政府及び地方公共団体は、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を自ら進めるとともに、事業者に対して必要な支援等を行う。
- ③ 政府は、上記①に示された感染防止のための取組等を働きかけるため、特に留意すべき事項を提示し、事業場への訪問など事業者と接する機会等をとらえ、事業者自らが当該事項の遵守状況を確認するよう促す。また、遵守している事業者に、対策実施を宣言させるなど、感染防止のための取組が勧奨されるよう促す。さらに、経済団体に対し、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の7割削減の実施状況を各事業者が自ら積極的に公表し、取組を促進するよう要請するとともに、公表された情報の幅広い周知について、関連する事業者と連携して取り組む。

5) 高齢者施設等従業者の検査等

特定都道府県等は、感染多数地域の高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施や、面会に関する感染防止策の徹底（オンライン面会の活用等）、高齢者施設等や医療機関で感染が発生した場合における保健所による感染管理体制の評価や支援チームの派遣、検査の実施等による感染制御・業務継続支援の徹底を行うとともに、政府が行う、検査前確率が比較的高いと考えられる場所（例えば、密になりやすい、又は、多くの人が入り出し接触するような事務所・作業所、寮、大学等）等に対するモニタリング検査拡充への積極的な協力や、区域内の歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査の実施を行うものとする。

6) 緊急事態宣言下における医療提供体制の確保等

① 特定都道府県等は、政府による医療人材の応援派遣の支援の要請や、感染急拡大時の時限的緊急避難としての不急の一般医療の制限も含め、新型コロナウイルス感染症対応に必要な病床・宿泊療養施設を速やかに確保するものとする。また、健康観察業務の業務委託等により、宿泊療養者・自宅療養者に対する健康管理体制を確保するものとする。

② 政府は、感染拡大が顕著な都道府県において、当該地域では対応困難な深刻な看護師不足が生じた場合、当該都道府県の要請を踏まえ、緊急的な看護師派遣に取り組むものとする。

7) 学校等の取扱い

① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する（緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業も活用した学修者本位の授業の効果的な実施

による学生等の学修機会の確保を図る)。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛）を要請する。特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

- ② 厚生労働省は、保育所や放課後児童クラブ等について、感染防止策の徹底を行いつつ、原則開所することを要請する。

8) 重点措置区域における取組等

- ① 重点措置区域である都道府県においては、「緊急事態宣言解除後の対応」を踏まえるとともに、まん延防止等重点措置が、地域の感染状況に応じて、期間・区域、業態を絞った措置を機動的に実施できる仕組みであり、発生の動向等を踏まえた集中的な対策により、地域的に感染を抑え込み、都道府県全域への感染拡大、更には全国かつ急速なまん延を防ぐ趣旨で創設されたものであることを踏まえ、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底するため、後述9)に掲げる基本的な感染防止策等に加え、以下の取組を行うものとする。

また、都道府県知事は、区域を指定するに当たって市町村単位や一定の区画を原則とするなど、区域、期間及び業態を定めるに当たっては、効果的な対策となるよう留意する。

- ・ 感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、都道府県知事が定める期間及び区域において、法第31条の6第1項等に基づき、飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）に対する営業時間の短縮（20時までとする。）の要請を行うこと。また、地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、法第31条の6第1項に基づき、飲食店に対して、緊急事態措置の実施期間におい

て、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を行わないよう要請すること。なお、改正法の施行により、命令、過料の規定が設けられたことを踏まえ、その手続に関しては、別途通知する手続に沿って行うこと。

- ・ 地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、上記の重点措置を講じるべき区域（以下「措置区域」という。）以外の地域において、法第 24 条第 9 項に基づき、飲食店等に対する営業時間の短縮の要請を行うこと。
- ・ いわゆる昼カラオケ等でクラスターが多発している状況に鑑み、法第 31 条の 6 第 1 項に基づき、飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用自粛を要請すること。
- ・ 地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、法第 31 条の 6 第 1 項に基づき、「入場をする者の整理等」「入場をする者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」等、令第 5 条の 5 に規定される各措置について事業者に対して要請を行うこと。なお、人が密集すること等を防ぐため、「入場をする者の整理等」を行う場合は、別途通知する取扱いを踏まえ、事業者に要請を行うものとする。
- ・ 不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等を踏まえ、措置区域において、法第 24 条第 9 項に基づき、別途通知する飲食店等以外の令第 11 条第 1 項に規定する施設（特に、大規模な集客施設）について、営業時間の短縮（20 時までとする。）を要請するとともに、入場整理等について働きかけを行うこと。特に、緊急事態措置の実施期間においては、施設内外に混雑が生じることがないように、別途通知する取扱いを踏まえ、入場整理を徹底するとともに、その

旨をホームページ等を通じて広く周知するよう働きかけを行うこと。

- ・ 法第 24 条第 9 項に基づき、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うこと。その際、ガイドラインを遵守していない飲食店等については、個別に要請を行うことを検討すること。
- ・ 上記の各要請に当たっては、関係機関とも連携し、営業時間の短縮等や業種別ガイドラインの遵守を徹底するための対策・体制の強化を行い、原則として措置区域内の全ての飲食店等に対して実地に働きかけを行うこと。特に、緊急事態措置区域からの利用者の流入が懸念される区域について、重点的に実施すること。また、**法第 24 条第 9 項に基づき**、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起や**自粛の要請**等を行うこと。
- ・ 法第 31 条の 6 第 2 項に基づき、上記により営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう、住民に対して要請等を行うこと。併せて、法第 24 条第 9 項に基づき、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること、及び感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を自粛すること等について、住民に対して協力の要請を行うこと。その際、変異株の感染者が増加していることを踏まえ、感染拡大を防止する観点から、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、厳に控えるように促すこと。
- ・ 交通事業者に対して、緊急事態措置の実施期間において、終電の繰上げや**主要ターミナル**における検温の実施等、必要な協力の依頼等を行うこと。
- ・ 都道府県知事が定める期間及び区域で行われる催物(イベント等)について、主催者等に対して、法第 24 条第 9 項等に基づき、別途通知する目安を踏まえた規模要件等 (**人数上限 5000 人等**) を設定

し、その要件に沿った開催の要請を行うこと。

- ・ 事業者に対して、職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底するよう働きかけること。特に、緊急事態措置の実施期間においては、緊急事態措置区域等への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の減に努めるよう働きかけること。
 - ・ 措置区域内における、高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施や、高齢者施設等や医療機関で感染が発生した場合における保健所による感染管理体制の評価や支援チームの派遣、検査の実施等による感染制御・業務継続支援の徹底を行うとともに、政府が行う、検査前確率が比較的高いと考えられる場所（例えば、密になりやすい、又は、多くの人が入りし接触するような事務所・作業所、寮、大学等）等に対するモニタリング検査拡充への積極的な協力や、措置区域内の歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査の実施を行うこと。
 - ・ 病床・宿泊療養施設確保計画に沿って、すぐに患者を受け入れられる病床・居室を計画上の最大数に速やかに移行するとともに、感染者急増時の緊急的患者対応への切り替えに向けた準備（医療提供体制への負荷が高まった場合の入院基準の明確化、パルスオキシメーターの活用や健康観察業務の外部委託等による自宅療養における健康観察体制の確保等）を行うこと。
- ② 政府は、地方創生臨時交付金に設けた「協力要請推進枠」により、飲食店に対して営業時間短縮要請等と協力金の支払いを行う都道府県を支援する。
- ③ 重点措置区域である都道府県は、①の取組を行うに当たっては、あらかじめ政府と迅速に情報共有を行う。
- 9) 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等

- ① 都道府県は、「緊急事態宣言解除後の対応」を踏まえるとともに、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を持続的に可能としていくため、「新しい生活様式」の社会経済全体への定着を図るとともに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、必要に応じて、後述③等のとおり、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限等の要請等を機動的に行うものとする。

（外出の自粛等）

- ・ 「三つの密」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等の回避や、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を防止する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、あらゆる機会を捉えて、令和2年4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、10月23日の分科会で示された「感染リスクが高まる「5つの場面」」等について住民や事業者に周知を行うこと。
- ・ 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控える等注意を促すこと。また、変異株による感染が増加していることを踏まえ、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えるように促すこと。

感染が拡大している地域において、こうした対応が難しいと判断される場合は、帰省や旅行について慎重な検討を促すこと。特に発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう促すこと。

- ・ 業種別ガイドライン等を遵守している施設等の利用を促すこと。
- ・ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うこと。

（催物（イベント等）の開催）

- ・ 催物等の開催については、「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等に基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、必要な規模要件（人数上限や収容率）の目安を示すこと。その際、事業者及び関係団体において、エビデンスに基づきガイドラインが進化、改訂された場合は、それに基づき適切に要件を見直すこと。

また、催物等の態様（屋内であるか、屋外であるか、また、全国的なものであるか、地域的なものであるかなど）や種別（コンサート、展示会、スポーツの試合や大会、お祭りなどの行事等）に応じて、開催の要件や主催者において講じるべき感染防止策を検討し、主催者に周知すること。

催物等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、接触確認アプリ（COCOA）等の活用等について、主催者に周知すること。

- ・ 感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、人数制限の強化、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行うこと。（職場への出勤等）
- ・ 事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけること。
- ・ 事業者に対して、職場における、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、社員寮等の集団生活の場での対策等）や「三つの密」や「感染リスク

が高まる「5つの場面」等を避ける行動を徹底するよう、実践例も活用しながら促すこと。特に職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意するよう周知すること。さらに、職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかけること。その際には、特に留意すべき事項を提示し、事業場への訪問など事業者と接する機会等をとらえ、事業者自らが当該事項の遵守状況を確認するよう促すこと。また、遵守している事業者には対策実施を宣言させる等、感染防止のための取組を強く勧奨すること。

(施設の使用制限等)

- ・ これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること。
 - ・ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、施設の使用制限等を含めて、速やかに施設管理者等に対して必要な協力の要請等を行うこと。
- ② 都道府県は、感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけるものとする。
- ③ 都道府県は、感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行い、8月7日の分科会の提言で示された指標を目安としつつ総合的に判断し、同提言に示された各ステージにおいて「講ずべき施策」や累次の分科会提言(12月11日「今後の感染の状況を踏まえた対応についての分科会から政府への提言」等)等を踏まえ、地域の実情に応じて、迅速かつ適切に法第24条第9項に基づく措置等を講じるものとする。特に、ステージⅢ相当の対策が必要な地域等にある場合は、速やかにステージⅡ相当の対策が必要な地域へ移行するよう、取り組むものとする。
- ④ 都道府県は、①③の取組を行うに当たっては、あらかじめ政府と迅

速に情報共有を行う。

- ⑤ 政府は、関係団体や地方公共団体に対して、飲食店に係る業種別ガイドラインの遵守徹底のための見回り調査、遵守状況に関する情報の表示や第三者認証による認証制度の普及を促すとともに、関係団体等と連携しつつ、クラスターが発生している分野等（飲食・職場など）を対象とした業種別ガイドラインについて、見直し・強化を図り、徹底する。
- ⑥ 都道府県は、飲食店の見回りを進めるとともに、第三者認証による認証制度へのインセンティブ措置の付与により、同制度の確実な運用を図る。

10) 予防接種

政府、都道府県及び市町村は、以下のように新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を行うものとする。

- ① 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種目的は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことであること。
- ② 関係機関と連携し、迅速にワクチンの開発等を進めるとともに、承認申請された際には審査を行った上で、安全性及び有効性を確認し、できるだけ早期の実用化、国民への供給を目指すこと。
- ③ 予防接種については、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和2年法律第75号）による改正後の予防接種法に基づく臨時接種の特例として、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により市町村において実施すること。
- ④ 予防接種の実施体制や接種順位等については、令和3年2月9日の「ワクチン接種について」を踏まえ接種を円滑かつ効率的に実施する観点に立って行うこと。
- ⑤ 予防接種により健康被害が生じた場合の救済措置や副反応疑い報告等については、予防接種法の現行の規定を適用し適切に実施すること。

- ⑥ 予防接種は最終的には個人の判断で接種されるものであることから、予防接種に当たっては、リスクとベネフィットを総合的に勘案し接種の判断ができる情報を提供することが必要であること。

その上で、政府は、国民に対して、ワクチンの安全性及び有効性についての情報を提供するなど、的確で丁寧なコミュニケーション等を進め、幅広く予防接種への理解を得るとともに、国民が自らの意思で接種の判断を行うことができるよう取り組むこと。

11) 水際対策

- ① 政府は、水際対策について、変異株を含め、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、入国制限、渡航中止勧告、帰国者の検査・健康観察等の検疫の強化、査証の制限等の措置等を、引き続き、実施する。特に、変異株については、当該国の変異株の流行状況、日本への流入状況などのリスク評価に基づき、検疫の強化等について検討する。インド等での流行状況等も踏まえ、B.1.617（インドで最初に検出された変異株）への対応強化を迅速に進める。なお、厚生労働省は、関係省庁と連携し、健康観察について、保健所の業務負担の軽減や体制強化等を支援する。
- ② 諸外国での新型コロナウイルス感染症の発生の状況を踏まえて、必要に応じ、国土交通省は、航空機の到着空港の限定の要請、港湾の利用調整や水際・防災対策連絡会議等を活用した対応力の強化等を行うとともに、厚生労働省は、特定検疫港等の指定を検討する。
- ③ 厚生労働省は、停留に利用する施設が不足する場合には、法第 29 条の適用も念頭に置きつつも、必要に応じ、関係省庁と連携して、停留に利用可能な施設の管理者に対して丁寧な説明を行うことで停留施設の確保に努める。

12) クラスタ対策の強化

- ① 都道府県等は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行

う。その際、より効果的な感染拡大防止につなげるため、積極的疫学調査を実施する際に優先度も考慮する。積極的疫学調査に対して正当な理由がなく協力しない場合の命令、この命令に正当な理由がなく応じない場合の罰則の適用については、対象者の人権に十分に配慮し、慎重に運用すること。

- ② 政府は、関係機関と協力して、クラスター対策に当たる専門家の確保及び育成を行う。
- ③ 厚生労働省及び都道府県等は、関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆候が見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。

なお、感染拡大が顕著な地域において、保健所における積極的疫学調査に係る人員体制が不足するなどの問題が生じた場合には、都道府県は関係学会・団体等の専門人材派遣の仕組みである IHEAT (Infectious disease Health Emergency Assistance Team) の活用や、厚生労働省と調整し、他の都道府県からの応援派遣職員の活用等の人材・体制確保のための対策を行う。感染拡大に伴う優先度を踏まえた積極的疫学調査については、感染状況の改善に伴い改めて対応を強化する。その際には、IHEATの積極的な活用も図りながら、変異株への対応といった観点も踏まえつつ、感染源の推定のための調査を含めた強化を図る。

また、都道府県等が連携し、積極的疫学調査等の専門的業務を十分に実施できるよう保健所の業務の重点化や人材育成等を行うこと、保健所業務の外部委託の活用、IHEATの積極的な活用、人材確保の好事例の横展開等により、保健所の体制を強化し、感染拡大時に即応できる人員体制を平時から整備する。

- ④ 政府及び都道府県等は、クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に迅速に取り組む。これに関連し、特定都道府県は、管内の市町村と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 24 条に基づ

く総合調整を行う。さらに、都道府県等は、クラスターの発見に資するよう、地方公共団体間の迅速な情報共有に努めるとともに、政府は、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第20条に基づく総合調整を行う。

- ⑤ 政府及び都道府県等は、クラスター対策を強化する観点から、以下の取組を行う。
- ・ 大規模な歓楽街については、令和2年10月29日の分科会における「大都市の歓楽街における感染拡大防止対策ワーキンググループ当面の取組方策に関する報告書」に示された取組を踏まえ、通常時から相談・検査体制の構築に取り組むとともに、早期に予兆を探知し、介入時には、速やかに重点的（地域集中的）なPCR検査等の実施や、必要に応じ、エリア・業種を絞った営業時間短縮要請等を機動的に行うこと。
 - ・ 「三つの密」等濃厚接触が生じやすい環境にある職場でクラスターが発生した場合には、幅広く検査を実施する。また、あらかじめ、事業者に対し、職場でのクラスター対策の徹底を呼びかけるとともに、上記の検査について労働者への受検勧奨の実施等を促すこと。
 - ・ 言語の壁や生活習慣の違いがある在留外国人を支援する観点から、政府及び都道府県等が提供する情報の一層の多言語化、大使館のネットワーク等を活用したきめ細かな情報提供、相談体制の整備等により、検査や医療機関の受診に早期につなげる仕組みを構築すること。
- ⑥ 政府は、接触確認アプリ（COCOA）について、機能の向上を図るとともに、検査の受診等保健所のサポートを早く受けられることやプライバシーに最大限配慮した仕組みであることを周知し、その幅広い活用や、感染拡大防止のための陽性者としての登録を行うよう、呼びかけを行い、新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）及び保健所等と連携した積極的疫学調査で活用することにより、効果的なクラスター対策につなげていく。

13) その他共通的事項等

- ① 特定都道府県又は重点措置区域である都道府県は、地域の特性に応じた実効性のある緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を講じる。特定都道府県又は重点措置区域である都道府県は、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を講じるに当たっては、法第5条を踏まえ、必要最小限の措置とするとともに、講じる措置の内容及び必要性等について、国民に対し丁寧に説明する。
- ② 政府及び特定都道府県は、緊急事態措置を講じること等に伴い、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないように、国民に冷静な対応を促す。
- ③ 政府及び地方公共団体は、緊急事態措置の実施に当たっては、事業者の円滑な活動を支援するため、事業者からの相談窓口の設置、物流体制の確保、ライフラインの万全の体制の確保等に努める。
- ④ 政府は、関係機関と協力して、公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

(4) 医療等

- ① 重症者等に対する医療提供に重点を置いた入院医療の提供体制の確保を進めるため、厚生労働省と都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
 - ・ 重症者や重症化リスクのある者に医療資源の重点をシフトする観点から、令和2年10月14日の新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）の改正（令和2年10月24日施行）により、高齢者や基礎疾患のある者等入院勧告・措置の対象の明確化を行っており、改正法の施行により、この取扱いが法定化された。都道府県等は、関係法令に基づき、地域の感染状況等を踏まえ、適切に入院勧告・措置を運用すること。また、改正法の施行により、入院措置に正当な理由なく応じない場合や入院先から逃げた場合の罰則が設けられたが、都道府県等は、その運用に当たって、患者の人権に十分に配慮し、慎重に運用するとともに、患者への偏見・

差別につながらないよう、(6)で後述する取組の一層の強化を図ること。

重症者等に対する医療提供に重点を置くべき地域では、特に病床確保や都道府県全体の入院調整に最大限努力した上で、なお病床がひっ迫する場合には、高齢者等も含め入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者（以下「軽症者等」という。）については、感染症法第44条の3第2項に基づき宿泊施設（適切な場合は自宅）での療養を要請することで、入院治療が必要な患者への医療提供体制の確保を図ること。丁寧な健康観察を実施すること。

特に、家庭内での感染防止や症状急変時の対応のため、宿泊施設が十分に確保されているような地域では、軽症者等は宿泊療養を基本とすること。そのため、都道府県は、患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、ホテル等の一時的な宿泊療養施設の確保に努めるとともに、都道府県等は、宿泊療養施設の運営体制を確保すること。政府は、都道府県等と密接に連携し、これらの取組を支援すること。

自宅療養等を行う際には、都道府県等は電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握するとともに、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備すること。パルスオキシメーターの確保や、往診・オンライン診療・訪問看護等の活用など、適切な療養環境を確保するための取組を推進すること。

- ・ 都道府県等は、患者が入院、宿泊療養、自宅療養をする場合に、その家族に要介護者や障害者、子供等がいる場合は、市町村福祉部門の協力を得て、ケアマネジャー、相談支援専門員、児童相談所等と連携し、必要なサービスや支援を行うこと。
- ・ 都道府県等は、変異株が確認された患者等について、適切に入院措置・勧告を行うこと。また、地域の感染状況等を踏まえ、変異株が確認された軽症者等について、丁寧に健康観察を実施のうえ、宿泊施設での療養を要請すること。さらに、国立感染症研究所の評価・分析を

踏まえ改定された退院基準等に基づき、入院措置・勧告、宿泊療養等の措置を適切に講ずること。厚生労働省は、国立感染症研究所と連携して、変異株の国内症例の評価・分析を行うこと。

- ・ 都道府県は、関係機関の協力を得て、新型コロナウイルス感染症の患者専用の病院や病棟を設定する重点医療機関の指定等、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、病床・宿泊療養施設確保計画に沿って、段階的に病床・宿泊療養施設を確保すること。

特に、病床がひっ迫している場合、令和2年12月28日の政府対策本部で示された「感染拡大に伴う入院患者増加に対応するための医療提供体制パッケージ」を活用しつつ、地域の実情に応じ、重点医療機関以外の医療機関に働きかけを行うなど病床の確保を進めること。

その際、地域の関係団体の協力のもと、地域の会議体を活用して医療機能（重症者病床、中等症病床、回復患者の受け入れ、宿泊療養、自宅療養）に応じた役割分担を明確化した上で、病床の確保を進めること。

また、医療機関は、業務継続計画（BCP）も踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討し、空床確保に努めること。

さらに、都道府県は、仮設の診療所や病棟の設置、非稼働病床の利用の取組を推進するとともに、それでもなお病床が不足すると見込まれる場合には、法第31条の2に基づく臨時の医療施設の開設についてその活用を十分に考慮すること。臨時の医療施設の開設に当たっては、あらかじめ政府と協議し、迅速な情報共有を行うとともに、開設後は定期的に運営状況を報告する。厚生労働省は、それらの活用にあたって、必要な支援を行うこと。また、都道府県等が感染症法第16条の2に基づく協力要請等及び法第31条に基づく医療等の実施の要請等を行う場合には、当該医療等が適切に実施されるよう、必要な支援を行うこと。

- ・ 「緊急事態宣言解除後の対応」を踏まえ、引き続き病床・宿泊療

養施設の確保に万全を期すとともに、感染者が短期間に急増する場合の緊急的な患者対応を行う体制について早急に検討し、対応方針を定めること。

- ・ さらに、都道府県等で今回の感染拡大局面で認識された課題を点検し、「相談・受診・検査」～「療養先調整・移送」～「転退院・解除」まで、一連の患者対応が目詰まりなく行われ、病床・宿泊療養施設が最大限活用されるよう留意しつつ、感染拡大時に確実に機能する医療提供体制を整備すること。
- ・ その際、次の感染拡大に備え、地域において、一般医療と新型コロナウイルス感染症に対する医療との両立について改めて協議し、患者受入が実際に可能な新型コロナウイルス感染症患者用の病床を確実に確保する観点から、病床・宿泊療養・自宅療養の役割分担の徹底や総合的な調整体制の整備により病床活用を効率化した上で、必要とされる病床・宿泊療養施設を確保することとし、厚生労働省と都道府県は、連携して病床・宿泊療養施設確保計画を見直すこと。
- ・ 政府及び都道府県において、上記の病床確保・活用の状況及び感染状況を適切にモニタリングするとともに、感染拡大防止策の実施に適時適切に反映させること。
- ・ 都道府県は、患者受入調整や移送調整を行う体制を整備し、患者の医療提供に関する必要な総合調整を行うとともに、医療機関等情報支援システム（G-MIS）も活用し、患者受入調整に必要な医療機関の情報の見える化を行うこと。また、厚生労働省は、都道府県が患者搬送コーディネーターの配置を行うことについて、必要な支援を行うこと。
- ・ さらに、感染拡大に伴う患者の急増に備え、都道府県は、都道府県域を越える場合も含めた広域的な患者の受入れ体制を確保すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関の病床を効率的に活用するため、回復患者の転院先となる後方支援医療機関の確

保を更に進めること。

- ・ また、効率的な転院調整が行われるよう、地域の実情に応じた、転院支援の仕組みを検討すること。
- ・ 退院基準を満たした患者について、高齢者施設等における受入れを促進すること。

② 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来診療・検査体制の確保のため、厚生労働省と都道府県等は、連携して検査体制整備計画を見直すとともに、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

- ・ かかりつけ医等の地域で身近な医療機関や受診・相談センターを通じて、診療・検査医療機関を受診することにより、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供すること。
- ・ 都道府県等は、関係機関と協力して、集中的に検査を実施する機関（地域外来・検査センター）の設置を行うこと。

また、大型テントやプレハブを活用した、いわゆるドライブスルー方式やウォークスルー方式による診療を行うことで、効率的な診療・検査体制を確保すること。併せて、検査結果を踏まえて、患者の振り分けや受け入れが適切に行われるようにすること。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を踏まえ、診療・検査医療機関の指定や地域外来・検査センターの設置を柔軟かつ積極的に行うこと。
- ・ 都道府県は、重症化しやすい方が来院するがんセンター、透析医療機関及び産科医療機関等について、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として設定すること。

③ 新型コロナウイルス感染症患者のみならず、他の疾患等の患者への対応も踏まえて地域全体の医療提供体制を整備するため、厚生労働省と都道府県は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

- ・ 都道府県は、地域の医療機能を維持する観点から、新型コロナウイ

ルス感染症以外の疾患等の患者受入れも含めて、地域の医療機関の役割分担を推進すること。

- ・ 患者と医療従事者双方の新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、初診を含めて、電話等情報通信機器を用いた診療体制の整備を推進すること。
- ④ 医療従事者の確保のため、厚生労働省と都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
- ・ 都道府県等は、現場で従事している医療従事者の休職・離職防止策や潜在有資格者の現場復帰、医療現場の人材配置の転換等を推進すること。また、検査を含め、直接の医療行為以外に対しては、有資格者以外の民間の人材等の活用を進めること。
 - ・ 厚生労働省は、今般の新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、全国の医療機関等の医療人材募集情報を掲載する Web サイト「医療のお仕事 Key-Net」の運営等を通じて、医療関係団体、ハローワーク、ナースセンター等と連携し、医療人材の確保を支援すること。
- ⑤ 医療物資の確保のため、政府と都道府県、関係機関は協力して、次のような対策を講じる。
- ・ 政府及び都道府県は、医療提供体制を支える医薬品や医療機器、医療資材の製造体制を確保し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）も活用し、必要な医療機関に迅速かつ円滑に提供できる体制を確保するとともに、専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資・感染防止に必要な資材等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備すること。
 - ・ 政府及び都道府県は、特に新型コロナウイルス感染症を疑う患者に PCR 検査等や入院の受入れを行う医療機関等に対しては、マスク等の個人防護具を優先的に確保すること。
- ⑥ 医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止するため、厚生労働省と地方公共団体は、関係機関と協力して、次の事項について周知徹底を図る。

- ・ 医療機関及び高齢者施設等の設置者において、
 - ▶ 従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けるとともに、
 - ▶ 症状がなくても患者や利用者と接する際にはマスクを着用する、
 - ▶ 手洗い・手指消毒の徹底、
 - ▶ パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する、
 - ▶ 食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、
 - ▶ 日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機する、
 - ▶ 感染多数地域における従事者等に対する定期的検査を実施する、等の対策に万全を期すこと。
 - ・ 医療機関及び高齢者施設等において、面会者からの感染を防ぐため、面会は、地域における発生状況等も踏まえ、患者、家族のQOLを考慮しつつ、緊急の場合を除き制限するなどの対応を検討すること。
 - ・ 医療機関及び高齢者施設等において、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域では、患者、家族のQOLを考慮しつつ、施設での通所サービス等の一時利用を中止又は制限する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限するなどの対応を検討すること。
 - ・ 医療機関及び高齢者施設等において、入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。
- ⑦ 都道府県は、感染者と非感染者の空間を分けることなどを含む感染防止策の更なる徹底等を通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。
- 高齢者施設等の発熱等の症状を呈する**従事者・入所者**に対する**抗原簡易キット等も活用した**検査や陽性者が発生した場合の当該施設

の入所者等への検査が速やかに行われるようにする。また、感染者が多数発生している地域における医療機関、高齢者施設等への積極的な検査が行われるようにする。

また、都道府県は、高齢者施設等において感染者が一例でも確認された場合に、感染制御・業務継続支援チームが支援を行う体制を構築するとともに政府は、この体制を構築するに当たり、各都道府県を支援することに併せて、研修の実施や実践例の展開により、対応力を強化する。

また、高齢者施設等において、感染対策マニュアルを活用した感染対策等の対応力強化の取組を、事例集の展開や業務継続計画の策定支援などにより一層進める。

加えて、手術や医療的処置前等において、当該患者について医師の判断により、PCR検査等が実施できる体制をとる。

⑧ この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、厚生労働省と都道府県は、関係機関と協力して、次の事項に取り組む。

- ・ 妊産婦に対する感染を防止する観点から、医療機関における動線分離等の感染防止策を徹底するとともに、妊産婦が感染した場合であっても、安心して出産し、産後の生活が送れるよう、関係機関との協力体制を構築し、適切な支援を実施すること。また、関係機関と協力して、感染が疑われる妊産婦への早めの相談の呼びかけや、妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備等の取組を推進すること。
- ・ 小児医療について、関係学会等の意見を聞きながら、診療体制を検討し、地方公共団体と協力して体制整備を進めること。
- ・ 関係機関と協力して、外国人が医療を適切に受けることができるよう、医療通訳の整備等を、引き続き、強化すること。
- ・ レムデシビル、デキサメタゾン及びバリシチニブについて、必要な患者への供給の確保を図るとともに、関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬等の開発を加速すること。特に、他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証す

るための臨床研究・治験等を速やかに実施すること。また、重症化マーカーを含めた重症化リスクに関する臨床情報・検査や、重症患者等への治療方法について、現場での活用に向けた周知、普及等に努めること。

- ・ 法令に基づく健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、実施時期や実施時間等に配慮すること。
 - ・ 政府及び都道府県等は、実費でPCR検査が行われる場合にも、医療と結びついた検査が行われるよう、周知を行うとともに、精度管理についても推進すること。
- ⑨ 政府は、令和2年度第1次補正予算・第2次補正予算・第3次補正予算、予備費等も活用し、地方公共団体等に対する必要な支援を行うとともに、医療提供体制の更なる強化に向け、対策に万全を期す。

(5) 経済・雇用対策

現下の感染拡大の状況に応じ、その防止を最優先とし、予備費を活用するなど臨機応変に対応することとする。昨年春と夏の感染拡大の波を経験する中、感染対策とバランスをとりつつ、地域の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を図ってきた。具体的には、政府は、令和2年度第1次補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）及び令和2年度第2次補正予算の各施策を、国・地方を挙げて迅速かつ着実に実行することにより、感染拡大を防止するとともに、雇用の維持、事業の継続、生活の下支えに万全を期してきた。今後、令和2年度第3次補正予算を含む「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）や「新たな雇用・訓練パッケージ」（令和3年2月12日策定）、「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策」（令和3年3月16日新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議決定）、「新型コロナの影響を特に受けている飲食・宿泊等の企業向けの金融支援等について」（令和3年3月23日策定）を含む

各種の経済支援策、更には令和3年度当初予算を、国・地方を挙げて迅速かつ着実に実行することにより、医療提供体制の確保やワクチンの接種体制等の整備をはじめとする新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に全力を挙げ、感染症の厳しい影響に対し、雇用調整助成金や実質無利子・無担保融資等により雇用・事業・生活をしっかり守っていく。その上で、成長分野への民間投資を大胆に呼び込みながら、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、民需主導の成長軌道の実現につなげる。今後も感染状況や経済・国民生活への影響を注意深く見極め、公平性の観点や円滑な執行等が行われることにも配慮しつつ、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策予備費の適時適切な執行により、迅速・機動的に対応する。

(6) その他重要な留意事項

1) 偏見・差別等への対応、社会課題への対応等

① 政府及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症へのり患は誰にでも生じ得るものであり、感染者やその家族、勤務先等に対する差別的な取扱いや誹謗中傷、名誉・信用を毀損する行為等は、人権侵害に当たり得るのみならず、体調不良時の受診遅れや検査回避、保健所の積極的疫学調査への協力拒否等につながり、結果として感染防止策に支障を生じさせかねないことから、分科会の偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループが行った議論のとりまとめ（令和2年11月6日）や法第13条第2項の規定を踏まえ、感染者等の人権が尊重され、何人も差別的な取扱い等を受けることのないよう、以下のような取組を行う。

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及に加え、政府の統一的なホームページ（corona.go.jp）等を活用し、地方公共団体や関係団体等の取組の横展開にも資するよう、偏見・差別等の防止等に向けた啓発・教育に資する発信を強化すること。
- ・ 感染者やその家族、勤務先等に対する偏見・差別等の実態の把握

に努めるとともに、偏見・差別等への相談体制を、研修の充実、NPOを含めた関係機関の連携、政府による支援、SNSの活用等により強化すること。

- ・ 悪質な行為には法的責任が伴うことについて、政府の統一的なホームページ等を活用して、幅広く周知すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた行政による情報公表の在り方に関して、改めて政府としての統一的な考え方を整理すること。また、情報の公表に当たっては、個人情報の保護に留意すること。
- ・ クラスター発生等の有事対応中においては、感染症に関する正しい知識に加えて、感染者等を温かく見守るべきこと等を発信すること。

- ② 政府は、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が偏見・差別等による風評被害等を受けないよう、国民への普及啓発等必要な取組を実施する。
- ③ 政府は、海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ④ 政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合において、国民の自由と権利の制限を必要最小限のものとする。特に、罰則が設けられている措置については、患者や関係者の人権に十分に配慮し、まずは当該措置の趣旨や必要性を患者等に丁寧に説明し、理解・協力を得られるようにすることを基本とするとともに、罰則の適用は、慎重に行うものとする。また、女性の生活や雇用への影響が深刻なものとなっていることに留意し、女性や子供、障害者等に与える影響を十分配慮するとともに、必要な支援を適時適切に実施する。
- ⑤ 政府及び地方公共団体は、マスク、個人防護具、医薬品、医薬部外品、食料品等に係る物価の高騰や買占め、売り惜しみを未然に回避し又は沈静化するため、必要な措置を講じる。
- ⑥ 政府は、地方公共団体と連携し、対策が長期化する中で生ずる様々

な社会課題に対応するため、適切な支援を行う。

- ・ 長期間にわたる外出自粛等によるメンタルヘルスへの影響、配偶者暴力、性犯罪・性暴力や児童虐待等。
 - ・ 情報公開と人権との協調への配慮。
 - ・ 営業自粛等による倒産、失業、自殺等。
 - ・ 社会的に孤立しがちな一人暮らしの高齢者、休業中のひとり親家庭等の生活。
 - ・ 外出自粛等の下で、高齢者等がフレイル状態等にならないよう、コミュニティにおける支援を含め、健康維持・介護サービスの確保。
- ⑦ 政府及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症により亡くなった方に対して尊厳をもってお別れ、火葬等が行われるよう、適切な方法について、周知を行う。
- ⑧ 政府は、ワクチン接種に便乗した詐欺被害等の防止のため注意喚起や相談体制を強化する。

2) 物資・資材等の供給

- ① 政府は、国民や地方公共団体の要望に応じ、マスク、個人防護具、消毒薬、食料品等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。また、政府は、感染防止や医療提供体制の確保のため、マスク、個人防護具、人工呼吸器等の必要な物資を政府の責任で確保する。例えば、マスク等を政府で購入し、必要な医療機関や介護施設等に優先配布するとともに、感染拡大に備えた備蓄を強化する。
- ② 政府は、マスクや消毒薬等の国民が必要とする物資が安定的に供給されるよう、これらの物資の需給動向を注視するとともに、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者に冷静な対応を呼びかける。
- ③ 政府は、事態の長期化も念頭に、マスクや抗菌薬及び抗ウイルス薬の原薬を含む医薬品、医療機器等の医療の維持に必要な資材の安定確保に努めるとともに、国産化の検討を進める。

3) 関係機関との連携の推進

- ① 政府は、地方公共団体を含む関係機関等との双方向の情報共有を強

化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を行う。

- ② 政府は、対策の推進に当たっては、地方公共団体、経済団体等の関係者の意見を十分聴きながら進める。
- ③ 地方公共団体は、保健部局のみならず、危機管理部局も含め全ての部局が協力して対策に当たる。
- ④ 政府は、国際的な連携を密にし、WHOや諸外国・地域の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的にWHO等の関係機関や諸外国・地域と共有し、今後の対策に活かすとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受ける国・地域に対する国際社会全体としての対策に貢献する。
- ⑤ 政府は、基礎医学研究及び臨床医学研究、疫学研究を含む社会医学研究等の研究体制に対する支援を通して、新型コロナウイルス感染症への対策の推進を図る。
- ⑥ 都道府県等は、近隣の都道府県等が感染拡大防止に向けた様々な措置や取組を行うに当たり、相互に連携するとともに、その要請に応じ、必要な支援を行う。
- ⑦ 特定都道府県又は重点措置区域である都道府県等は、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置等を実施するに当たっては、あらかじめ政府と協議し、迅速な情報共有を行う。政府対策本部長は、特定都道府県又は重点措置区域である都道府県等が適切に緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を講じることができるよう、専門家の意見を踏まえつつ、総合調整を行うとともに、特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対して、必要な指示を行うものとする。
- ⑧ 緊急事態宣言の期間中に様々な措置を実施した際には、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、特定市町村長及び指定地方公共機関の長はその所在する特定都道府県知事に、指定公共機関の長は所管の指定行政機関に、その旨及びその理由を報告する。政府対策本部長は国会に、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は

政府対策本部長に、報告を受けた事項を報告する。

4) 社会機能の維持

- ① 政府、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、職員における感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるように対策をあらかじめ講じる。特に、テレビ会議及びテレワークの積極的な実施に努める。
- ② 地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信、金融業等の維持を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。
- ③ 政府は、指定公共機関の公益的事業の継続に支障が生じることがないように、必要な支援を行う。
- ④ 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、事業の継続を図る。
- ⑤ 政府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、必要に応じ、国民への周知を図る。
- ⑥ 政府は、空港、港湾、医療機関等におけるトラブル等を防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。
- ⑦ 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

5) 緊急事態宣言解除後の取組

政府は、緊急事態宣言の解除を行った後も、都道府県等や基本的対処方針分科会、分科会等との定期的な情報交換等を通じ、国内外の感染状況の変化、施策の実施状況等を定期的に分析・評価・検証を行う。その上で、最新の情報に基づいて適切に、国民や関係者へ情報発信を行うとともに、それまでの知見に基づき、より有効な対策を実施する。

6) その他

- ① 政府は、必要に応じ、他法令に基づく対応についても講じることとする。

- ② 今後の状況が、緊急事態宣言の要件等に該当するか否かについては、海外での感染者の発生状況とともに、感染経路の不明な患者やクラスターの発生状況等の国内での感染拡大及び医療提供体制のひっ迫の状況を踏まえて、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が基本的対処方針分科会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断することとする。
- ③ 政府は、基本的対処方針を変更し、又は、緊急事態を宣言、継続若しくは終了するに当たっては、新たな科学的知見、感染状況、施策の実行状況等を考慮した上で、基本的対処方針分科会の意見を十分踏まえた上で臨機応変に対応する。

(別添)緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
 - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
 - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
 - ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
 - ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

- ・社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。
- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

5. その他

- ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

岐阜市新型コロナウイルス感染症のある生活のための岐阜市総合対策(第6版)改定(案)

2 イベント、市有施設等の対応方針

(1) イベント等の取り扱い

市が単独で実施するイベントは、実施の必要性を判断した上で、開催にあたっては、県のコロナ社会を生き抜く行動指針(以下、「県の指針」とする。)に基づいた感染防止対策を徹底する。

また、各種講座の開催にあたっては、引き続き県の指針に基づいた感染防止対策を徹底する。

市が関与する実行委員会等主催者や民間団体等イベント主催者に対しては、イベント等の開催にあたり、県の指針に基づいた感染防止対策を徹底するよう要請していく。

なお、5月9日(日)から5月31日(月)までの間に開催する市主催、共催及び指定管理者が行うイベントについては、原則、中止又は延期とする。

(2) 市有施設の取り扱い

すべての市有施設は、「新型コロナウイルス感染症流行時における岐阜市行政機能の確保に関する行動計画」に基づいた感染防止対策を徹底する。

また、市の催事施設は、県の指針に基づいた感染防止対策を徹底する。

なお、4月26日(月)から5月31日(月)までの間は、県有施設の対応方針に沿って、以下の取り扱いとする。

●開館時間は20時まで

●人数上限5,000人、かつ収容率要件50%以下

※対象となる市有施設は、運動施設、競技場、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場、ホテル又は旅館(集会の用に供するものに限る。)、遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けない施設)に該当又は類似する市有施設

【開館時間を20時までとする主な市有施設】

○みんなの森 ぎふメディアコスモス、コミュニティセンター、公民館、市民会館、文化センター、長良川国際会議場、体育館、科学館、長良川うかいミュージアム、図書館分館、少年自然の家

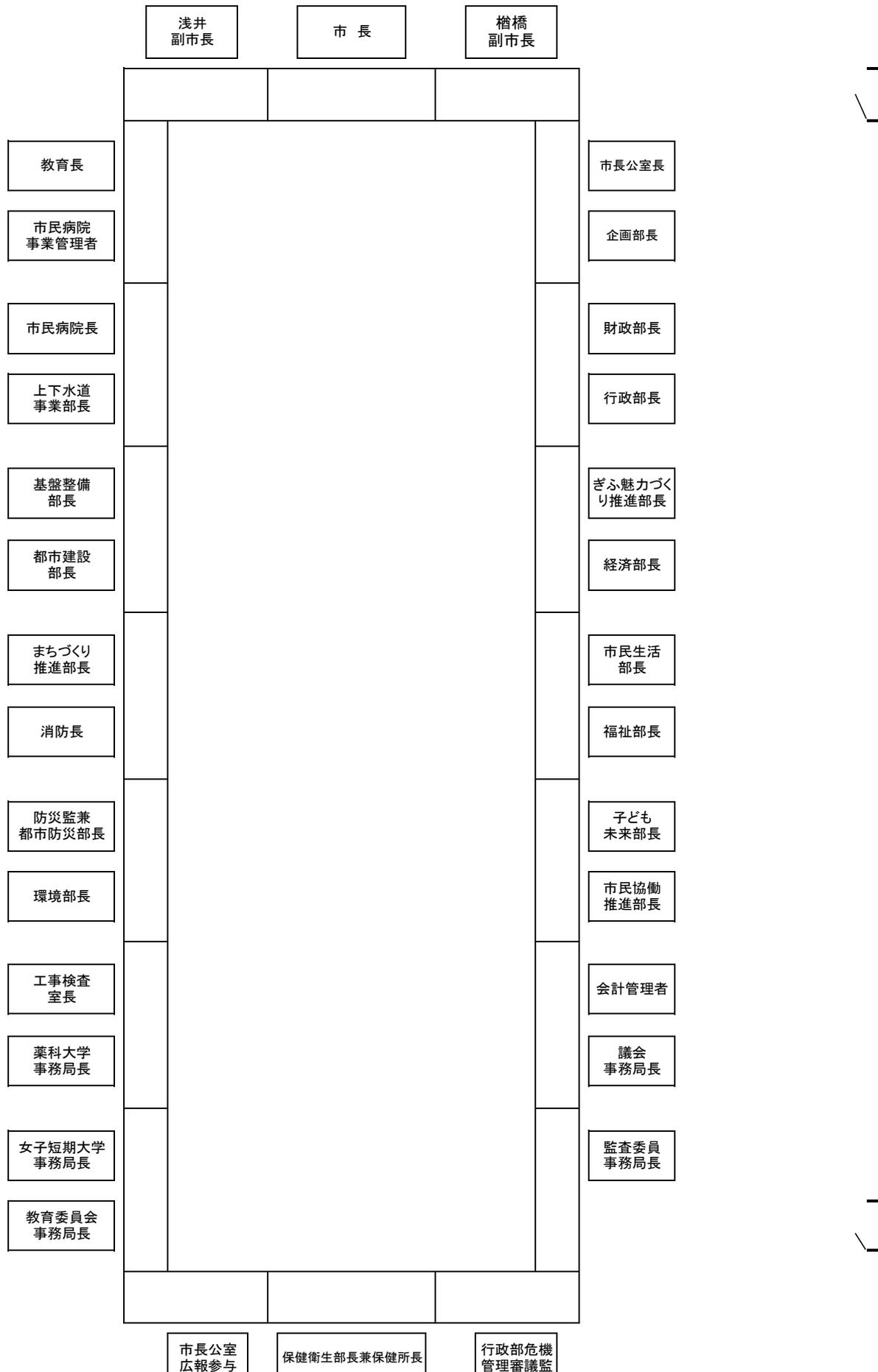
(3) キャンセルに伴う使用料の返還方針

新型コロナウイルス感染症を理由に自粛したイベント、市有施設の開館時間短縮により開催できなくなったイベント等に関する使用料については、基本的に徴収しない。

【対象期間】令和3年4月26日(月)～令和3年5月31日(月)

岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部会議席表

2021年5月8日



┌────────┐ ┌──────────┐ ┌────────┐

|

事務局

5月9日(日)~
5月31日(月)

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置

オール岐阜でこの難局を乗り切ろう

5月7日に岐阜県は、まん延防止等重点措置区域の指定を受けました。

対策期間は、**5月9日(日)から5月31日(月)まで**で、岐阜市を含む県内の16市町が、**重点措置を実施すべき区域**となりました。

岐阜市内の感染状況は、感染力の強い変異株による感染者が急増し、5月7日には1日に43人と、すでに第3波のピークを上回り、**未だピークが見えない状況**です。

主な感染経路としては、**繁華街で若い世代での感染が目立ち**、ゴールデンウィーク期間中に、

- ・友人同士でカラオケをした
- ・家族ぐるみで屋外でバーベキューをした
- ・県外から家族が帰省して、一緒に食事をした
- ・感染拡大地域へ泊りがけで出張した など

感染リスクが高まる行動による感染が多くみられており、今後第3波のように、**高齢者へ感染が拡がる**ことが強く懸念されます。

これ以上感染者を増やさないためにも、感染防止対策の徹底は**不可欠**です。**感染リスクの高い場所、行動を避ける**など、引き続き、市民の皆様の**感染防止対策の徹底**をお願いいたします。

令和3年5月8日 岐阜市長 柴橋 正直

市民の皆様・事業者の皆様へ

● **感染防止の基本的対策を徹底継続**

- 「人との**距離**の確保」、「**マスク**の着用」、「**手洗い・手指消毒**」
「**3密**の回避」、「**体調不良の時は、外出しない**」

● **飲食店等に対する営業時間の短縮**

- **5月9日から5月31日まで**、営業時間を**5時から20時まで**に短縮してください！
- **終日、酒類は提供しない**ください（協力金支給要件）
- **カラオケ設備は利用を自粛**してください（協力金支給要件）

● **昼夜問わず「飲食」「外出」「県をまたぐ移動」に関する自粛**

- **自宅を含め、大人数・長時間での飲食は自粛**してください！
- **営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は自粛**してください！
- **河川敷等におけるバーベキューはやめましょう！**
- **昼夜問わず、不要不急の外出・移動を自粛**してください！
- **特に、緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域との往来は、自粛**してください！

● **イベント等の開催制限**

- イベント等の催事については、以下のとおり主催者に対して要請します
 - **収容率**について、**大声での歓声・声援がある場合50%以内**
 - **参加人数**について、**5,000人を上限**